

足立区基本計画

改定版

令和●年●月

素案

足立区基本構想

の実現に向けて

(令和 3~6 年度)

足立区 政策経営部 政策経営課

目 次

第1部 基本計画の改定にあたって	1
第1章 改定の考え方	2
第2章 基本計画とは	3
第1節 基本計画の位置づけ	3
第2節 基本計画の特徴	4
第3節 計画の期間	6
第3章 基本となる考え方	7
第1節 持続可能な区政運営の推進	7
第2節 協働・協創のさらなる推進	13
第3節 安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進	15
第4節 戦略的な公共施設マネジメントの推進	18
第2部 戦略的な施策体系	21
第1章 将来像の実現に向けた4つの視点	22
第2章 基本計画における7つの柱立て	23
第3章 施策体系	26
第4章 重点プロジェクト	30
第5章 SDGsの理念を踏まえた施策の展開	32
第3部 施策の内容	39
柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	40
柱2 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	72
柱3 地域とともに築く、安全な暮らし	86
柱4 いつまでも健康で住み続けられる安心な暮らし	106
柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	124
柱6 活力とにぎわいのあるまち	148
柱7 区民の活躍とまちの活力を支える行財政	152
資料編	177
SDGsの目標（ゴール）とターゲット	178
足立区国土強靱化地域計画	197

第 1 部

基本計画の改定にあたって

第1章 改定の考え方

足立区では、平成29年2月に現在の基本計画（計画期間：平成29年度～令和6年度）を策定し、基本構想で示した将来像「協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け、52の具体的な施策を定め、毎年度評価を行いながら施策を展開してきました。

しかし、策定から4年を迎えた現在、社会情勢の変化等により、取り組むべき新たな課題や、取り入れるべき新たな考え方が生じています。

そこで今回、計画に基づくこれまでの取り組み成果を検証するとともに、新たな課題への対応や、考え方の視点を追加するなど、計画の改定を行いました。

計画の後半となる令和3年度～6年度の4年間については、今回改定した基本計画に基づき、引き続き区の基本理念である「協働」「協創」を推進していくとともに、今後起こりうる変化にも柔軟に対応できる、持続可能な区政運営を行っていきます。

【今回の主な改定点】

- 新型コロナウイルス感染症への対応として求められる「新しい生活様式」に対応した施策の展開や、今後も予想される大規模自然災害への対応など、社会情勢の変化により生じている課題に対する必要な取り組みを、関連施策に盛り込みました。
- これまでの取り組みで見えてきた「課題」を明らかにし、「方針」や「指標」がその課題の解決により有効となるよう見直しました。
- 各施策において設定する指標については、「成果指標」だけでなく「主な活動指標」も設定しました。
- 各施策のページに、関連するSDGsの目標（P178～195参照）アイコンを配置し、施策とSDGsとの関係性がひと目でわかるようにしました。
- 「国土強靱化地域計画」(※)を基本計画と一体的に策定します。

(※) 法律に基づき地方公共団体が策定する国土強靱化（大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するもの）に関する施策の推進に関する基本的な計画。

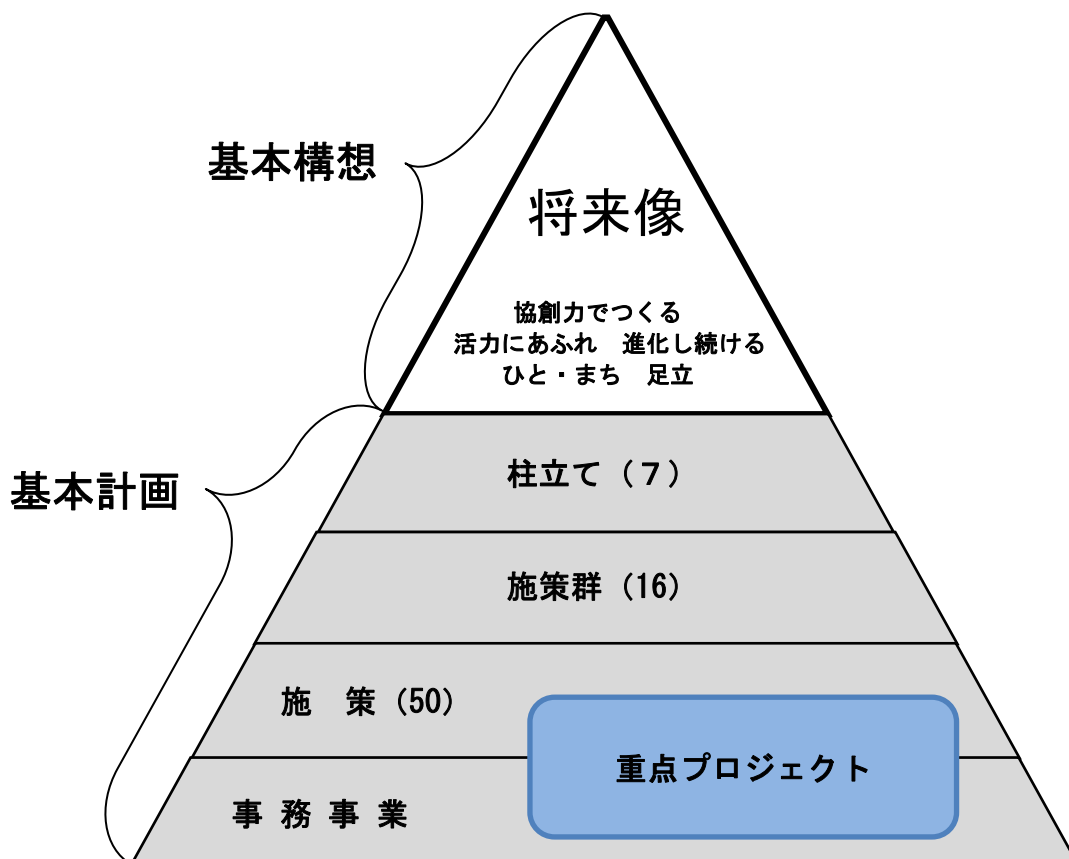
第2章 基本計画とは

第1節 基本計画の位置づけ

足立区は、平成28年10月に、30年後を見据えた区民と行政の共通の目標となる「足立区基本構想」を策定しました。策定にあたっては、区民の理解や共感が得られるよう、審議会や座談会等を通じて幅広い区民参画を促し、足立区の現状と課題や30年後の将来像について語り合っていました。

本基本計画は、基本構想で示した将来像「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策を体系的に定めたものです。

(図1) 基本構想と基本計画の関係



第2節 基本計画の特徴

1 分野別計画との整合

基本計画は、足立区の将来像の実現に向けて各施策を「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点、7つの柱立て、16の施策群により体系的に整理したものです。教育、福祉、まちづくり等の各分野における具体的な取組みは、この基本計画に基づき実施されることとなります。

分野別計画については「基本計画を補完する計画」と位置づけ、整合を図りながら策定しています。

2 重点プロジェクトの推進

当区では、基本計画に基づき各施策を展開する一方、「足立区重点プロジェクト推進戦略」を策定し、ボトルネック的課題（治安、学力、健康、貧困の連鎖）をはじめとする区の重要かつ喫緊の課題の解決に、優先的に取り組んできました。その結果、「ビューティフル・ウインドウズ運動」により区民の体感治安が向上するなど、各分野で着実に成果が表れています。また、区のマイナスイメージを払拭する「戦略的プロモーション」の推進により、区に「誇り」を持つ区民の割合も、52.6%（令和元年度世論調査）と過去最高になりました。

今後も、ボトルネック的課題を早急に解決し、変化しつつある社会情勢や区民ニーズに迅速かつ的確に 대응するため、特に優先度の高い取組みを「重点プロジェクト」として選定し、限られた予算や人材を重点的に配分することで、メリハリのある区政を展開していきます。

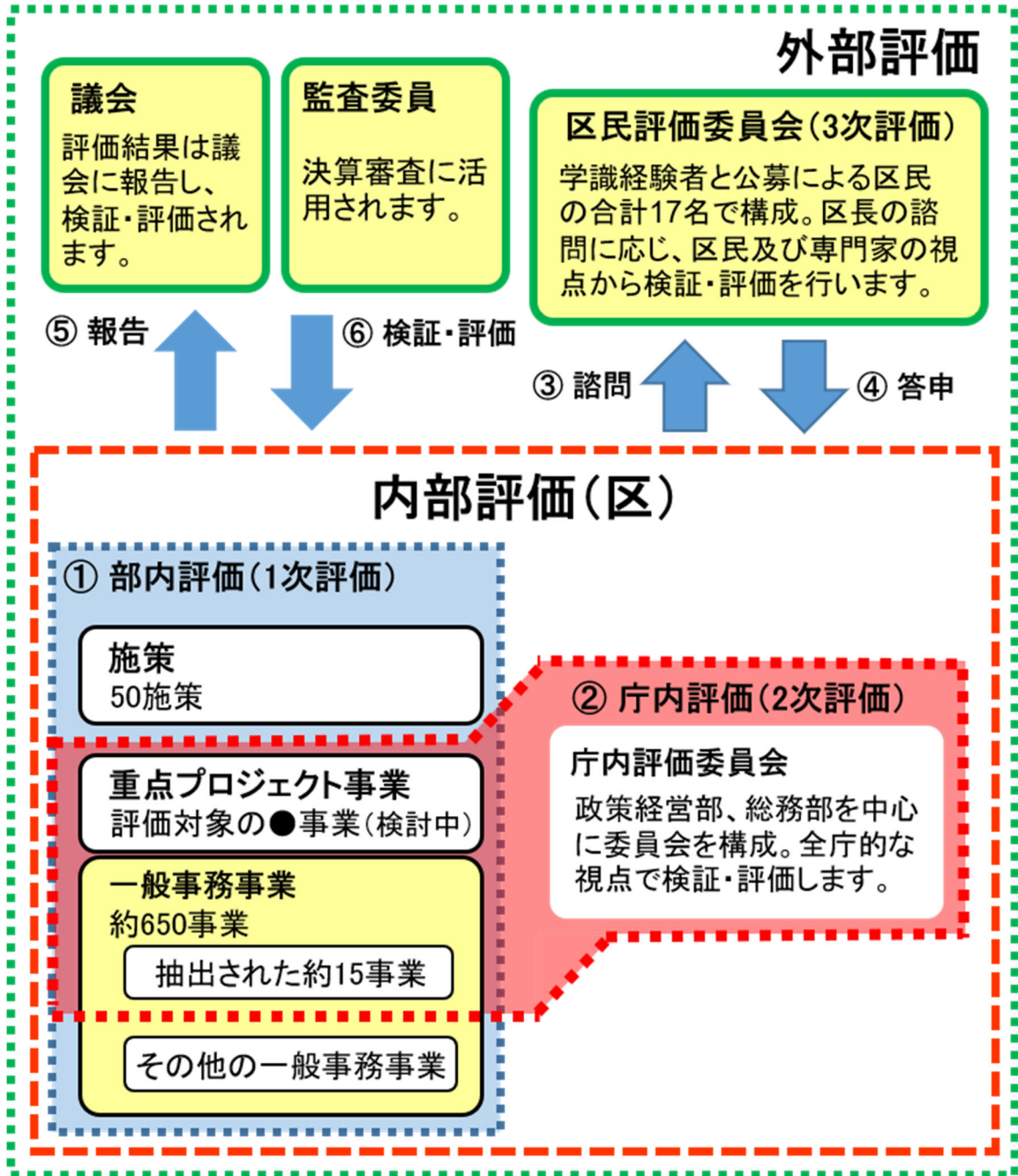
3 行政評価と連動

足立区では、「行政評価制度」を通じて計画の進捗管理を行っており、施策・重点プロジェクト・事務事業（図1）評価を毎年度実施しています。

基本計画では、すべての施策にその目指すべき姿や方向性の達成度を測る具体的な指標と数値目標を掲げ、毎年度それぞれの施策がどの程度進んだかを、行政評価を通じて検証しています（図2）。また、施策の目標達成の手段である約650すべての事務事業は、基本計画の体系に沿って整理されており、各事業が効果的に実施されているかどうかを毎年度評価することで、次年度に向けた事業改善を図っています。

特に「重点プロジェクト」については、庁内各部の自己評価に加えて、一般公募区民を含めた第三者機関である「足立区区民評価委員会」による評価を実施し、区民目線による事業の成果・達成度や今後の方向性に対する評価を踏まえ、事業改善に取り組んでいます。

(図2) 行政評価の流れ

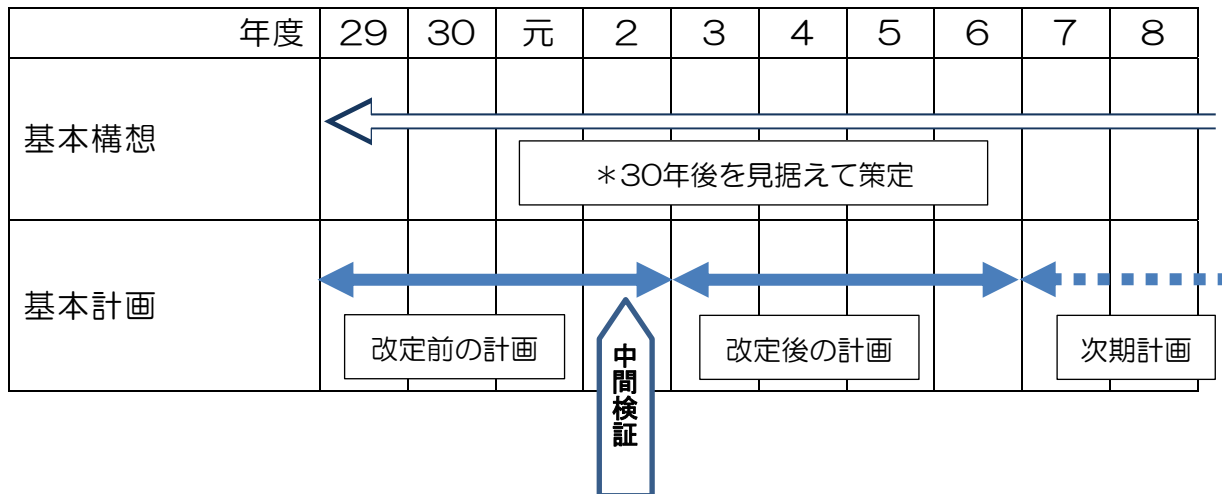


①から⑥を毎年度実施

第3節 計画の期間

本計画は、平成29年度から令和6年度までを計画期間とし、令和2年度に中間検証を行うこととされています。令和3年度から令和6年度までの4年間の区政運営は、改定後の計画により行います。

(図3) 計画期間



第3章 基本となる考え方

区を取り巻く諸課題を克服するとともに、今後、区が直面するであろう困難を乗り越え、持続可能な自治体運営を実現するため、基本構想では足立区の将来像として「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を掲げました。

ここでは、この将来像を実現するための基本的な考え方となる「区政運営のあり方」（第1節）及び「経営理念」（第2節）を述べるとともに、区民生活と区政運営の基盤となる「まちづくり（都市基盤整備）」（第3節）と「公共施設マネジメント」（第4節）の方向性を示します。

第1節 持続可能な区政運営の推進

区が活力にあふれ進化し続けるためには、基礎自治体として人々の安定した暮らしと、その暮らしの舞台となるまちを支えるとともに、今後起こり得る変化やリスクに柔軟に対応できなければなりません。

そのためには、区民ニーズに的確に応えつつも、今後の財政状況を見極め、いつ何時起こるか想定のつかない様々な変化やリスクに対応し得る財政的な余力を残しつつ、次世代への過度な負担を極力減らし、将来につなげる行財政運営を行っていく必要があります。

ここでは、30年後を見据えた将来の人口予測を踏まえつつ、足立区が自治体として持続可能であり続けるために必要な区政運営の考え方を示します。

1 弱みを強みに変え、新たな魅力を生み出す取組みの充実

（1）ボトルネック的課題の解消

区のボトルネック的課題である「治安、学力、健康、貧困の連鎖」の解消に向け、成果は着実に表れてきており、引き続き、積極的かつ戦略的な取組みを推進していきます。

特に、子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るための長期的な取組みが必要であり、生まれる前から青少年期、就職に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援を継続的に行っていきます。

区の弱みを強みへと変えることで、いまだ根強く残る区に対するマイナスイメージを完全に払拭し、プラスイメージへの転換を確かなものとしていきます。

(2) 若い世代の転入、定住・定着を促進する新しい魅力の創出

バランスの良い人口構造の実現に向け、担税力のある区民の流入・定着を促進するためには、若い世代を呼び込む新たな魅力の創出と、その定住につながる施策を講じることが必要です。

そのために、23区の中では恵まれた自然環境、都心に近い立地と都心への交通利便性等、区の優位性を最大限に活かすため、エリアデザインの展開や大規模団地の建替えによる創出用地の活用により、若年層に着目した取組みの一層の充実を図ります。

あわせて、区の魅力を戦略的に発信するシティプロモーションを展開します。

2 人口構造の変化に対応するための取組みの推進

(1) 「足立区人口ビジョン」を実現するための施策の実施

区では、平成29年(2017年)2月に、令和42年(2060年)を目標年とする「足立区人口ビジョン」を策定して合計特殊出生率と移動率の目標を設定するとともに、当該目標値を実現するための施策や事業をとりまとめた「足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」を策定し実施してきました。

令和2年度末に「足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」の計画期間(4年間)が終了することから、新たな戦略を策定し、あわせて「足立区人口ビジョン」の改定を行います(令和3年3月予定)。

改定後の「足立区人口ビジョン」では、近年の外国人人口の急増を反映させましたが、日本人人口については、長期トレンドに大きな変化は見られないため、合計特殊出生率及び移動率の目標は、改定前と同水準に設定しました。

引き続き、「足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」を着実に実施することで、「足立区人口ビジョン」で設定した目標の達成を目指します。

- 『合計特殊出生率』…ひとりの女性が一生に産む子どもの平均数
令和42年 1.40
- 『移動率』…人口の社会増減の比率を示したもの
令和7年まで現状維持(約1.008)
令和8年以降は現状の9割水準

(2) 変化するニーズに応える区民サービスの推進

ア あらゆる世代が健康で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進

- ・ 次代を担う世代を育成するため、子ども・子育て支援施策を充実します。
- ・ 住んでいるだけで自ずと健康になれる環境や仕組みを整えます。
- ・ いくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる、包括的な支援・サービスを提供する地域ネットワークの構築を進めます。

イ 幅広い区民参画の促進

- ・ 多様化する区民ニーズを的確に把握するため、幅広い区民が区政に対して意見を述べ、参画することができる、開かれた区政運営を進めます。
- ・ 審議会等をリモートで実施することで、これまで会議等への参加が難しかった区民へもアプローチします。

ウ ICT（※）を活用した区民サービスの向上

- ・ できる限り区役所に足を運ばずとも様々な行政手続きが可能となるよう、オンライン申請や、そのハードルとなる押印の廃止、キャッシュレス決済等を推進します。
- ・ 各種電子媒体による情報発信の強化や、タブレット端末を利用した通訳など、様々な分野で利便性の向上を図ります。

（※）Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称

エ 利便性を考慮した公共施設機能の見直しと適正配置

- ・ 窓口手続きのオンライン化など、社会状況や区民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、公共施設の機能を見直していきます。
- ・ 交通拠点付近の施設にサービス機能を集約する等、適切な施設配置を行うことで、地域の状況に応じた利便性の向上を図ります。

3 次世代につなげる行財政運営

(1) 経営改革の推進

ア 自らの仕事に誇りと責任を持って業務を進める職員の育成

全ての職員が、刻々と変化する社会・経済等の状況や、多様化する区民ニーズを的確にとらえ、区政の進むべき方向性を共通の認識としたうえで、自らの仕事に誇りと責任を持って、業務を進めていく職員を育成します。

イ 職員の不正や事故・ミスが発生しない仕組みの構築

職員の不正や重大な事故・ミスにより、区政への信頼を揺るがすことがないよう、職員の倫理意識を徹底するとともに、組織的な取組みによるリスク管理を一層強化し、不正の抑止や事故・ミスの防止を図ります。

ウ 効率的で質の高い区民サービスを生み出す組織運営

支払いに対し最も高い価値の行政サービスを提供する「バリュー・フォー・マネー」の考え方を基本に、効率的で質の高い区民サービスを生み出せる組織とするため、情報セキュリティ対策を強化するとともに、外部委託の推進やAIやRPA（※）などの活用を図ります。

(※) Robotic Process Automation 略で、ソフトウェアに組み込まれたロボットによって業務を自動化する技術のこと

エ EBPM（※）に基づく政策立案の推進

政策の効果をより高めるため、合理的根拠にもとづく、わかりやすい指標を用いて事業や施策の実施効果や改善効果を可視化し、PDCAマネジメントサイクルを適切に展開していきます。

(※) Evidence-based Policy Making の略で、「証拠に基づく政策立案」のこと

オ さらなる財源の確保と歳入基盤の強化

区民サービスを安定的に提供するため、公有財産を活用し、歳入確保に向けた取組みを促進します。また、債権管理を強化するとともに、受益者負担の適正化を図ります。

カ 新たな足立の魅力づくりと戦略的な情報発信

地域特性を活かした新たな魅力を創出し、足立区への転入・定住の促進を図ります。また、区の魅力や情報を効果的に発信し、シティプロモーションを強化します。

(2) 健全な財政運営

平成29年度から令和6年度までの財政フレームを示した「足立区中期財政計画」の中で設定した目標に沿って、計画的に財政運営を進めていきます(表1)。

*「足立区中期財政計画」は令和2年度に中間見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、歳入の見通しが不透明であるなどの理由により、見直しを延期しました。

【設定する主要な財政目標】

ア 経常収支比率

財政構造の弾力性を測る指標。この割合が適正(70%~80%が適正水準)であれば、新たな行政需要や臨時的な支出に対応することができます。

当区では、80%以下を目指します。

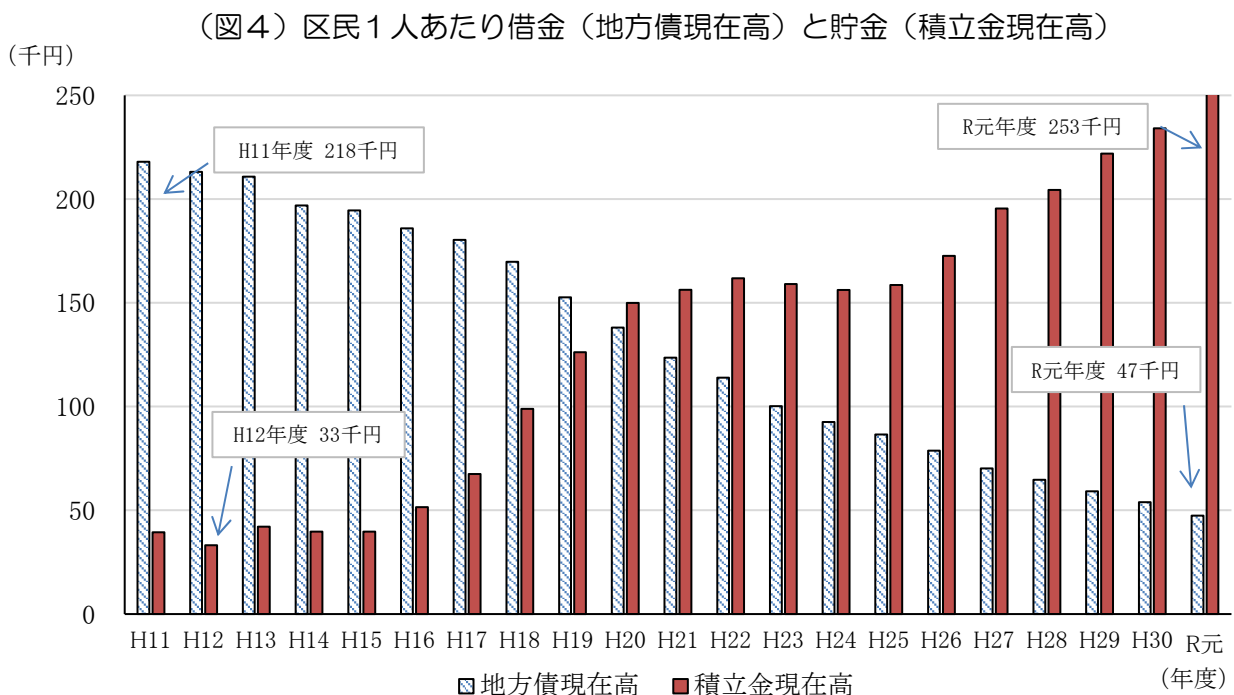
イ 地方債現在高と積立金現在高の差(区民1人あたり)

可能な限り地方債の発行を抑制するとともに、適正な額の積立金を確保することで、地方債現在高が積立金現在高を上回らないように維持することを目標とします(図4)。

ウ 実質収支比率

自治体の規模に対して、純粋な収支(当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額)の割合を計算し、財政の健全性を測る指標です。

当区では、現在同様、望ましい水準とされている、3~5%以内を目指します。



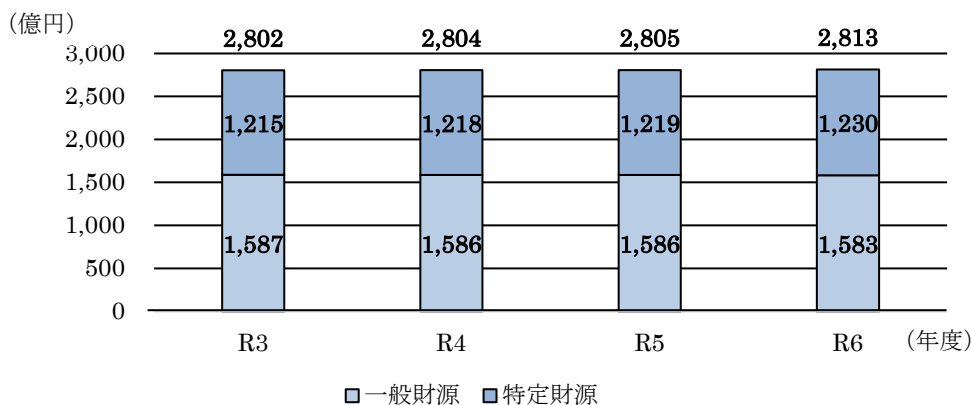
(表1) 財政計画表

(単位:億円)

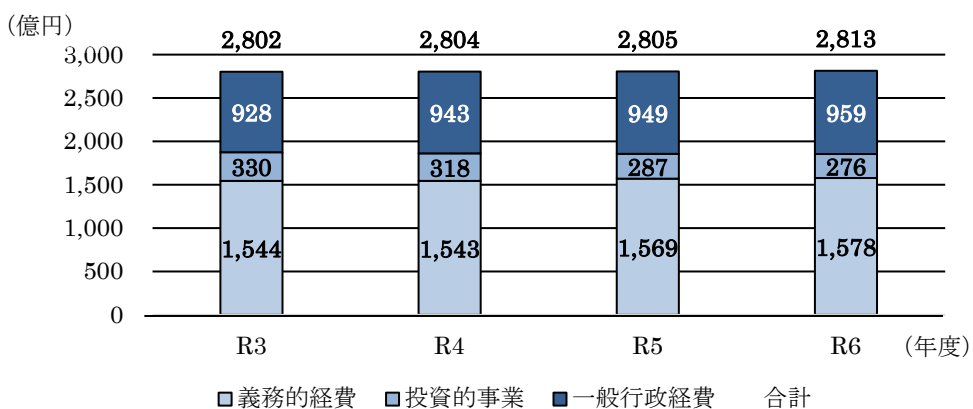
区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
歳入合計	2,802	2,804	2,805	2,813
一般財源	1,587	1,586	1,586	1,583
特定財源	1,215	1,218	1,219	1,230
歳出合計	2,802	2,804	2,805	2,813
義務的経費	1,544	1,543	1,569	1,578
投資的事業	330	318	287	276
一般行政経費	928	943	949	959

*金額等は、表示単位未満の端数調整をしていないため、加減乗除した数値には一致しない場合があります。

【歳入のグラフ】



【歳出のグラフ】



*現在の中期財政計画(平成29年2月策定)においては、税制改正及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は見込んでいません。

第2節 協働・協創のさらなる推進

1 協働・協創のこれまでの取り組み

区は、基本構想・基本計画において、新たな経営理念として「協創」を掲げ、「互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができる仕組み」と定義しました。平成29年度には分野横断的に「協創」を推進するための専管組織として協働・協創推進担当課を設置し、体制を整備するとともに、平成30年8月には、より多くの方に「協創」を理解してもらうため、「協働協創推進の手引き」を発行しました。また、公・民、個人、法人を問わず、幅広い主体が自由に集える機会や場であるプラットフォームを設け、多様な主体がゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮することができる仕組みの構築に取り組んでいます。

2 協創の広がり

区の掲げる「治安・学力・健康・貧困の連鎖」という4つのボトルネック的課題をはじめ、様々な課題の解決に向け、地域団体やNPO団体等の多様な主体との協働を推進しつつ、協働から一歩進んだ、さらに大きな広がりを目指して「子どもの未来プラットフォーム」や「空き家プラットフォーム」等の場や機会を設け、民間による多様な主体の自主・自立的な活動をコーディネートしてきました。

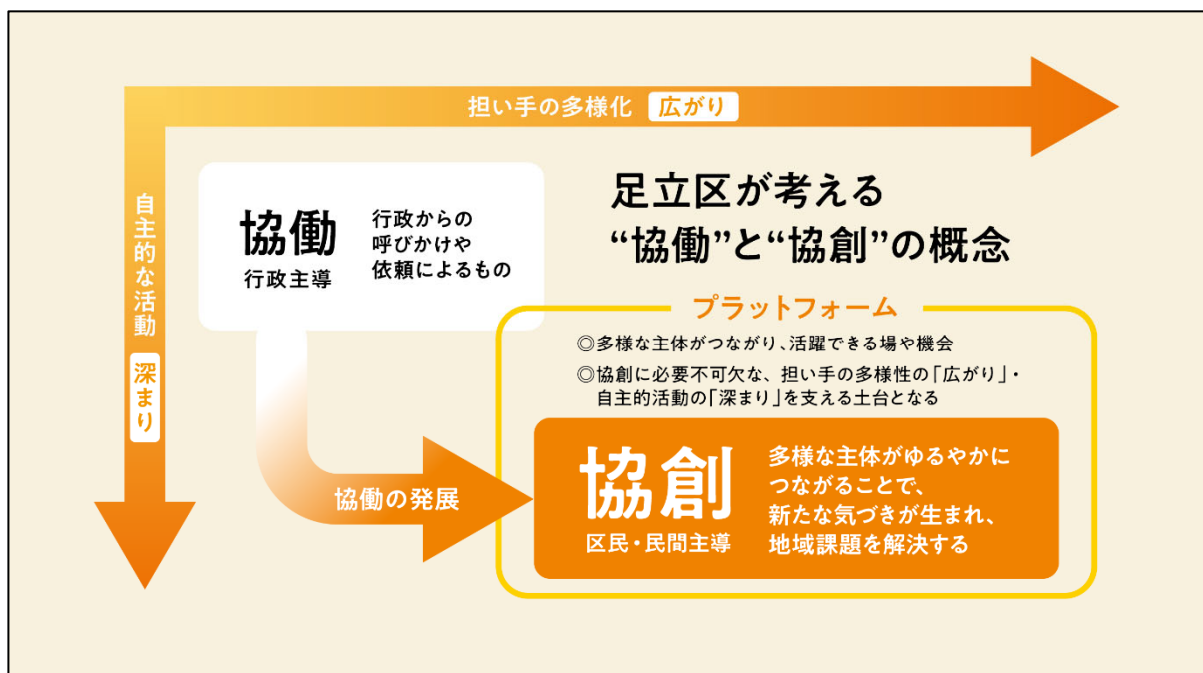
特に子どもの未来プラットフォームでは、子ども食堂や子どもの居場所等を運営している多様な団体のほか企業等が、交流会を通して課題の共有や情報交換を行いつながることで、学習、居場所、食の支援等の取り組みが広がり、食材を提供するフードパントリーや子どもたちへお弁当を届ける宅食事業なども団体の創意工夫により行われています。

また、協創の取り組みは地域団体やNPO団体ばかりでなく、民間企業の間でも推進してきました。企業との包括連携協定等により、治安向上や高齢者の見守り、特殊詐欺防止活動など、区の課題を共に解決する取り組みが進んでいます。

3 「協働」から「協創」への発展

「協働」から「協創」へ発展させていくためには、担い手の多様化による「広がり」と、自主的な活動の「深まり」が必要です。また、その「広がり」と「深まり」を支える土台として、数多くの主体がつながり、活躍できる場や機会（プラットフォーム）の構築が不可欠です。今後区は、職員のコーディネート力の向上を図りつつ、さらに様々な施策の場において多様な主体をつないだプラットフォームを設け、「協働」から「協創」への発展に力を注いでいきます。

(図5) 協働と協創の概念図



第3節 安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進

区内には、記録的降雨に耐え得る水害対策や、木造住宅密集地域における震災対策など、依然として、都市基盤整備に関する課題が残されています。

また、人口減少や少子・超高齢社会が進展する中でバランスの良い人口構造となるためには、若い世代にも魅力的だと感じられるまちづくりが必要であるばかりでなく、年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人々にとって住みやすい、都市環境に配慮したまちづくりを推進することが求められています。

そのため、幅広い視点と、地域コミュニティや土地利用上の観点を踏まえた以下のようなまちづくりの方針を掲げ、安全で、活力と魅力のあるまちづくりを推進していきます。

1 まちづくりの方針

(1) 災害に強い、安全なまちづくり

ア いつ起きてもおかしくない大規模水害への対策

- ・ 国や東京都等と連携して、堤防の強化や、雨水を一時的に貯留して河川に流さないようにする施設等の整備を進めます。
- ・ 令和元年台風第19号の経験を踏まえ、避難所開設の実践的な訓練の実施や「3密」回避のための分散避難の周知、地域におけるコミュニティタイムラインの策定などを早急に進めます。

イ 地震や火災の被害を最小限に抑えるまちづくり

- ・ 都市計画道路等の都市基盤の整備にあわせて、幹線道路沿道に高く燃えにくい建物を配置し、燃え広がりをくい止める空間をつくり、災害時における市街地への火災延焼を遮断する機能の向上を図るとともに、延焼を遮断する道路によって囲まれた街区による防災生活圏の形成を進めます。
- ・ 木造住宅が密集した地域では、生活道路の整備とあわせて建物の不燃化や共同化を進めるとともに、建物の耐震化や老朽家屋、無接道家屋等への対策を推進します。
- ・ 市街地の安全性向上のため、「足立区無電柱化推進計画」に基づき、対象路線の無電柱化を進めます。

(2) メリハリのあるまちづくりの推進

多様な人々にとって住みやすく、かつ魅力的なまちづくりの実現に向けて、以下のようなメリハリをつけたまちづくりを行います。

ア ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

だれもが、立場が異なる人々への理解や共感を深め、いつでも「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」ができる区民があふれるまちをめざします。

- ・ 思いやりある「ひとづくり」
- ・ 快適にすごせる「くらしづくり」
- ・ 便利に生活できる「まちづくり」
- ・ みんなに役立つ「しくみづくり」

* 「足立区ユニバーサルデザイン推進計画（2019年度から2025年度）」より引用

イ 地域特性を活かした土地利用

「足立区都市計画マスタープラン」で定めた区内全域の土地利用区分に基づき、地域にあわせて建物の高さを制限するなど、計画的な規制や誘導を行うことで、住環境の向上、産業の活性化等を図り、地域特性を活かした良好なまちの形成を実現します。

ウ 各種機能を集積した拠点等の形成

魅力あるまちづくりを行うため、様々な機能を集積した「複合型拠点」と、特定の目的に特化した「目的型拠点」を整備します。

「複合型拠点」には、商業、子育て、医療、福祉、都市型住宅等、多様な機能を複合的に配置していきます。

「目的型拠点」は、防災、スポーツ・レクリエーション、観光、水とみどりにあふれた良好な景観等、地域の拠点として整備していきます。

エ 便利で快適な交通・交流ネットワークによるまちづくり

(ア) 拠点間をつなぐ道路・交通網の形成

拠点間をつなぐとともに、区内外における人やモノ、情報の移動を快適かつ効率的なものとするために必要な道路、鉄道をはじめとした交通・交流網の形成を図ります。特に地下鉄8号線（有楽町線）の区内延伸や区部環状交通としてのメトロセブンの早期実現に向けて、関係自治体と連携を図ります。

(イ) 交通不便地域の解消

区内の交通不便地域については、その解決手法や優先順位を見極めたいうえで、バス交通網等の利便性向上に取り組めます。交通不便地域の解消に資するバスやバス以外の交通手段の導入にあたっては、地域、交通事業者、区が協力し、本格運行に向け検証運行実施の検討を進めます。

(ウ) 安心して利用できる道路環境の充実

- 道路の計画的な維持保全やバリアフリー化、無電柱化により、道路機能を起因とした事故を防止します。
- 自転車ナビマークの整備や交通安全意識の普及啓発活動を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境を整えます。

オ 大規模敷地の更新による創出用地の活用

民間の協力を得ながら、区内に点在する都営住宅やUR都市機構などの大規模団地の建替えに伴う創出用地の活用や、工場跡地、大規模な施設更新に伴う土地利用の見直しを図り、公共施設や商業・サービス施設など、地域に貢献する機能を誘導するとともに、周辺の都市基盤を一体的に整備し、新たな魅力の創出を図ります。

カ 水と緑を誇れるまちづくり

「緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす」とともに、「魅力ある緑を実感できるまちづくり」を進め、足立区でくらし、活動するすべてのひとが、区の貴重な財産である水と緑をまちの誇りとして認識し、次世代に引き継いでいくことを目指します。

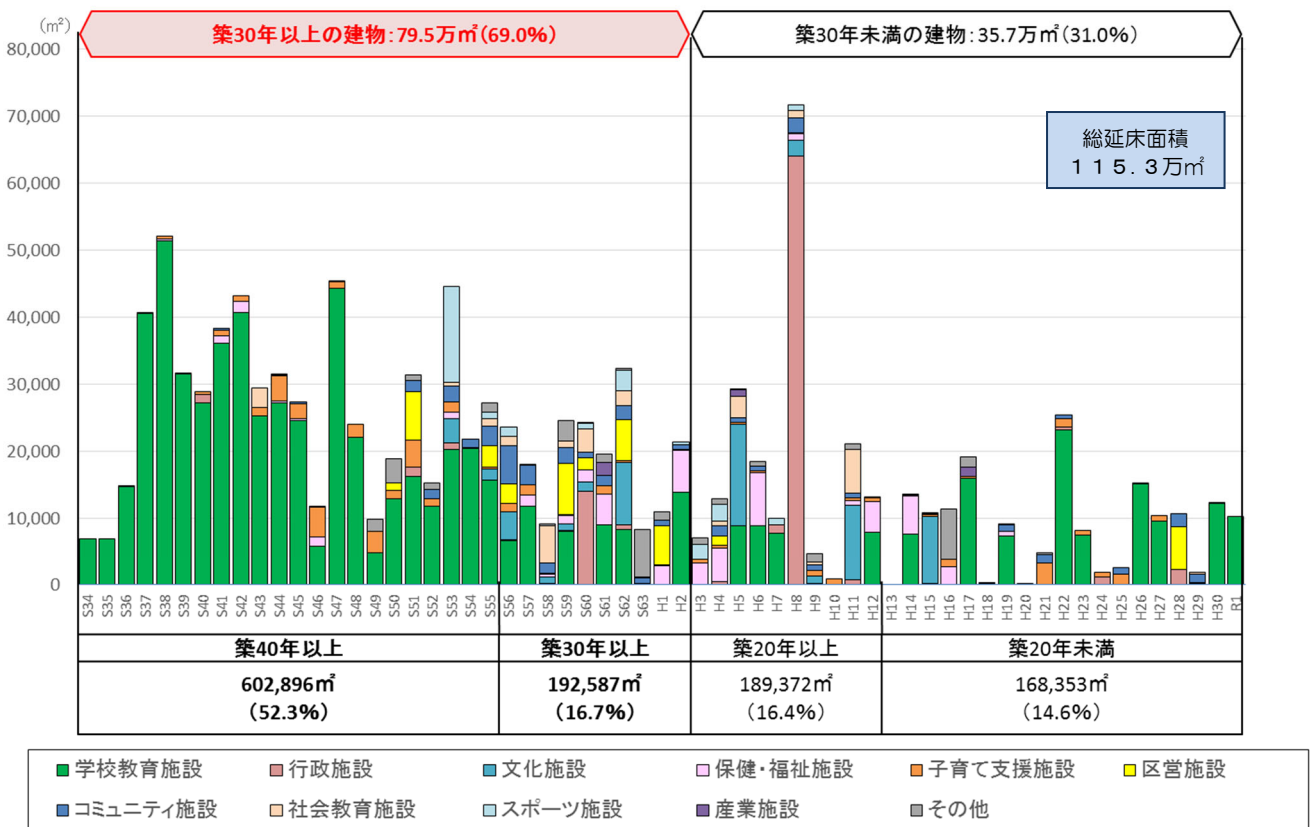
第4節 戦略的な公共施設マネジメントの推進

区の公共施設の多くが、昭和30年代後半をピークに建設されており、特に学校教育施設を中心に、子育て支援施設や区営住宅の老朽化が進んでいます（図6）。さらに、少子・超高齢社会の進展に伴う歳入減少や扶助費の増加が懸念されることから、今後、区の財政状況は厳しさを増すものと予測されます。

このため、平成29年4月、中・長期的な視点に立った、戦略的な公共施設マネジメントを推進していくことを目的として、「区民サービス」「施設管理」「資産活用」の3つの視点で、公共施設にかかる維持管理・更新における基本的な方針を、「足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」）」で決めました。さらに、令和3年3月までに、「総合管理計画」に基づいた各公共施設（公園、橋りょう、道路、住宅、学校、一般施設）の個別計画を順次策定します。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今後の区財政の見極めは一層困難になっています。「総合管理計画」及び各個別計画を推進し、中期財政計画の改定や社会状況の変化等にあわせて、「総合管理計画」及び各個別計画の見直しを行うことで、財政状況が厳しさを増す中であっても、区民の安心・安全を確保していきます。

（図6）公共施設の築年別整備状況



1 今後の維持管理・更新における基本的な方針

(1) 区民サービスを重視した施設の配置

- ・ 地域特性や人口構造の変化に伴う区民ニーズの多様化に際して、施設の適正配置を推進します。
- ・ その際は、現在の区内公共施設配置の基となった、足立区を13ブロック70地区に分けて地区ごとに公共施設を画一的に配置する考え方ではなく、利便性の高い駅等の交通拠点付近に公共施設を集約するなど、区民サービスの向上を目指した施設配置を進めていきます。
- ・ コロナ禍の影響等による社会状況や人々の生活様式の変化に対応するため、窓口手続きのオンライン化等による区民サービスの向上とともに、公共施設機能の見直しや、施設総量の適正化を推進します。

(2) 計画的な施設管理で維持更新コストを縮減・平準化

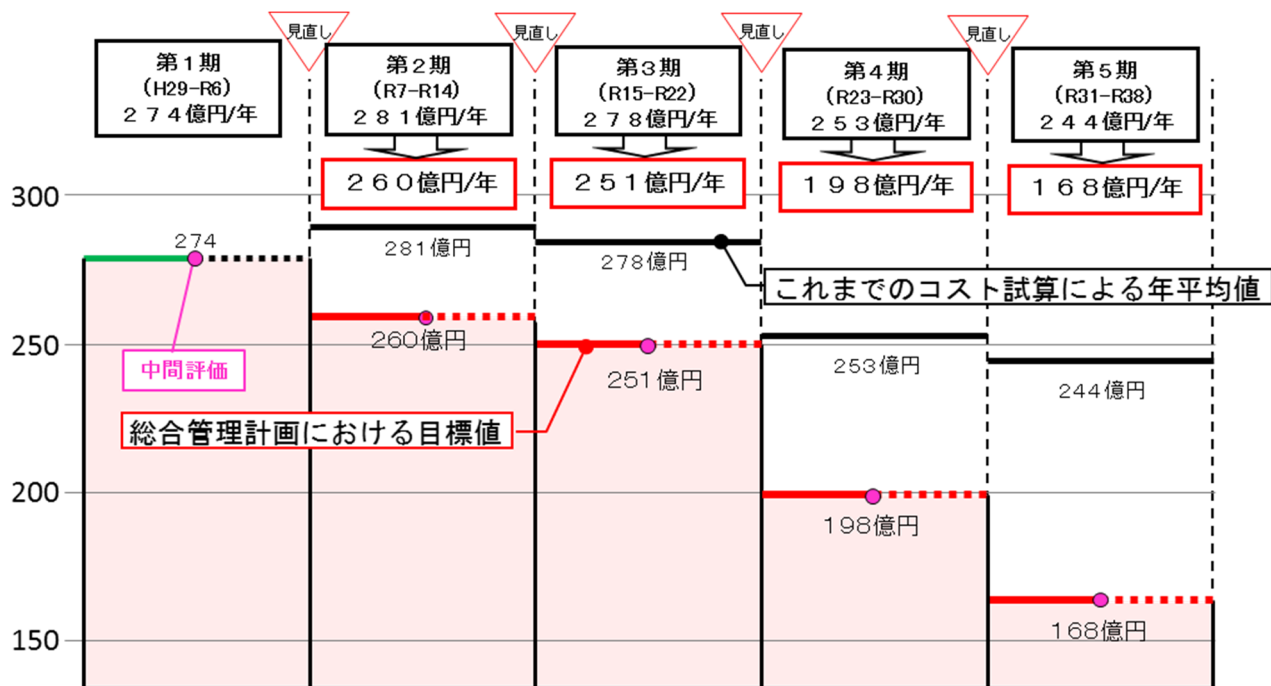
- ・ 不具合が発生した後に修繕を行う従前の「事後保全」から、劣化を見越して予防的に修繕等を行う「計画保全」に移行することで、建物を良好な状態に保ちながら長寿命化を図り、財政負担の縮減・平準化を目指します。
- ・ そのため、定期点検による建物の劣化状況や改修履歴を踏まえ、保全対象施設の優先順位づけを行い、その改修・更新のスケジュールを定めた「個別計画」を策定します。

(3) 貸付や売却、民間活力の導入等、有効な資産活用の推進

- ・ 「区有地等利活用基本方針」に基づき、低・未利用地や新たな創出用地の貸付、売却等を進めることにより財源確保を図ります。
- ・ 施設使用料の定期的な見直しにより、受益者負担の適正化を進めます。
- ・ 公共施設等の更新や新設、運営に関しては、民間資金やノウハウを積極的に導入することで行政サービスの水準を維持しつつ、歳出削減と財源確保を目指していきます。

(図7) これまでの方法による維持更新コストの試算と総合管理計画の目標値

*これまでと同じように維持更新等した場合と、総合管理計画で目指す目標値を、1期8年ごとに比較しました。計画を確実に実施することで将来コストの縮減を図ります。また、各期末及び中間期に評価・検証・見直しを行い次期の取組みに反映させていきます。



第2部

戦略的な施策体系

第1章 将来像の実現に向けた4つの視点

基本構想では、将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を定めるとともに、その実現に向けた取組みを、4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）で整理しました。

まず、日々の暮らしの主演であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「暮らし」があり、その暮らしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「暮らし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

視点1 【ひと】多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

- ・ 自己肯定感を持ち、笑顔あふれる健やかな子どもを育てる
- ・ 自分の可能性を広げるとともに、地域を支える意欲ある人を育てる

視点2 【暮らし】人と地域がつながる 安全・安心な暮らし

- ・ いくつになっても住み続けられる地域をつくる
- ・ 多様性を尊重する社会を実現し、暮らしに関わる課題を、区民や事業者等も当事者意識を持って行政とともに解決する

視点3 【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

- ・ 災害に強い都市基盤を整備するとともに、「自助」「共助」「公助」の力をあわせ、地域防災力を向上させる
- ・ 地域の個性を活かし、活力とにぎわいにあふれるまちをつくる

視点4 【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

- ・ 多様な主体による「協働・協創」を促進する
- ・ 次世代につなげる行財政運営を行う

第2章 基本計画における7つの柱立て

前章で示した4つの視点に基づく基本的方向性を踏まえ、区のすべての施策を体系的に整理するための柱となる「7つの柱立て」を設定します。

また、各施策は、法令や条例等によって策定する分野別計画と整合をとって体系化します（図8）。

視点1【ひと】多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

（柱1）自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

- ・ 学校や家庭、地域などにおける子どもの学びの場の充実を図ります。
- ・ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支えます。

（柱2）自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人

- ・ 生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくりまします。
- ・ 人権や男女共同参画などを推進し、多様な個性やライフスタイルを認め合う風土を醸成します。

視点2【くらし】人と地域がつながる 安全・安心なくらし

（柱3）地域とともに築く、安全なくらし

- ・ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保します。
- ・ 環境負荷の少ない暮らしを実現します。

（柱4）いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

- ・ 必要な人が必要な時に医療や福祉などのサービスやサポートを受けられることができ、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられる仕組みをつくりまします。
- ・ 健康寿命の延伸を実現します。

視点3【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

(柱5) 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

- ・ ハードソフト両面から、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 地域特性を活かしたまちづくりを進め、便利で快適な、「住みたくなる」「訪れたくなる」まちを目指します。

(柱6) 活力とにぎわいのあるまち

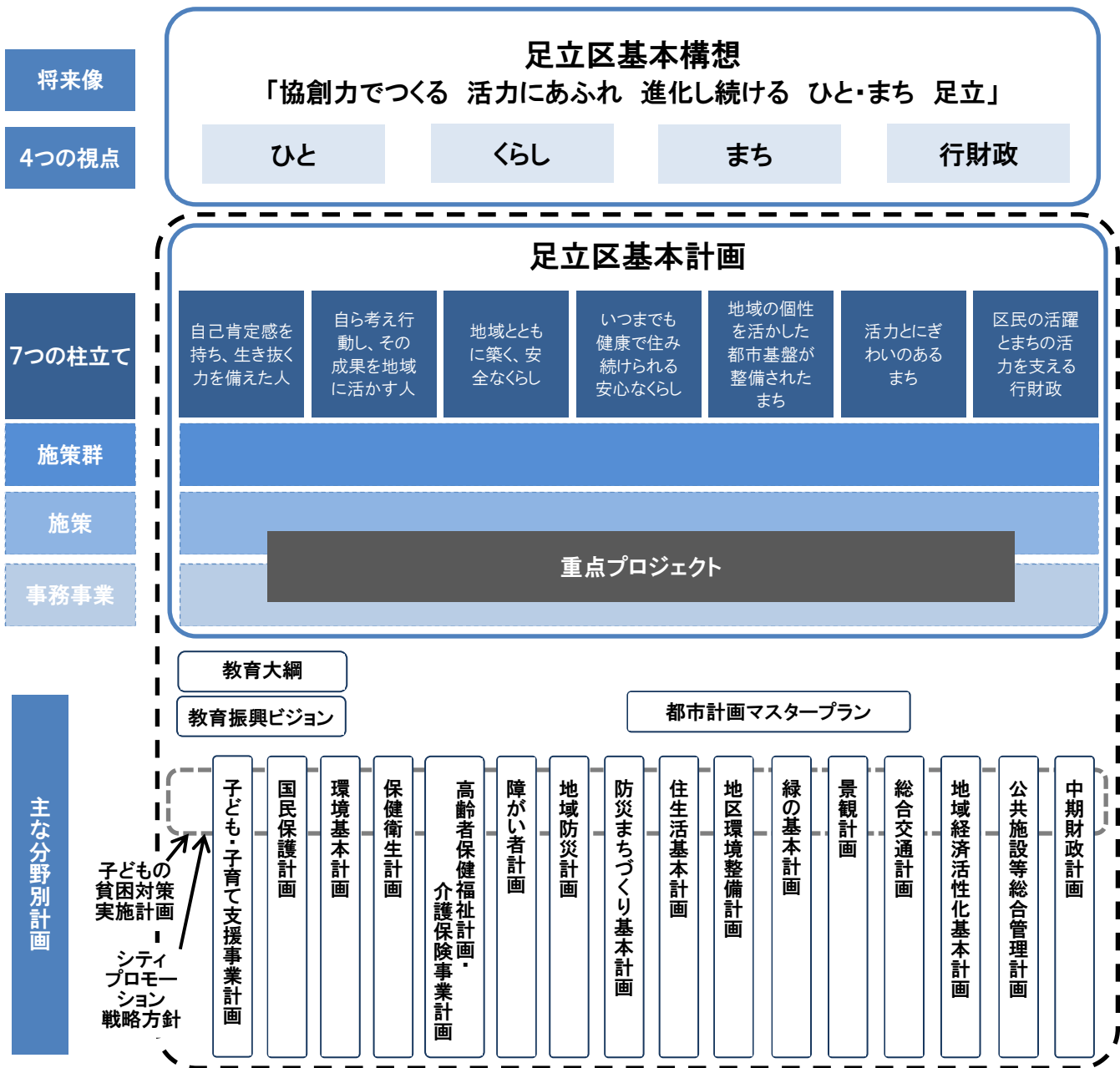
- ・ 区内事業者の国内外に向けた販路拡大や、区内産業の魅力を高める起業・創業者の支援を行います。
- ・ 求職者と企業とのマッチングや、企業が抱える人材に関する課題解決を支援します。

視点4【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

(柱7) 区民の活躍とまちの活力を支える行財政

- ・ 「協働・協創」の推進により、区民がより活躍できる環境づくりを進めるとともに、足立の魅力を創出し、様々な媒体を通じて効果的に発信していきます。
- ・ 職員の倫理意識の徹底と、協創の実践力強化を図り、区民の信頼に答え得る人材を育成します。
- ・ 次世代を支え得る健全な財政運営を行います。

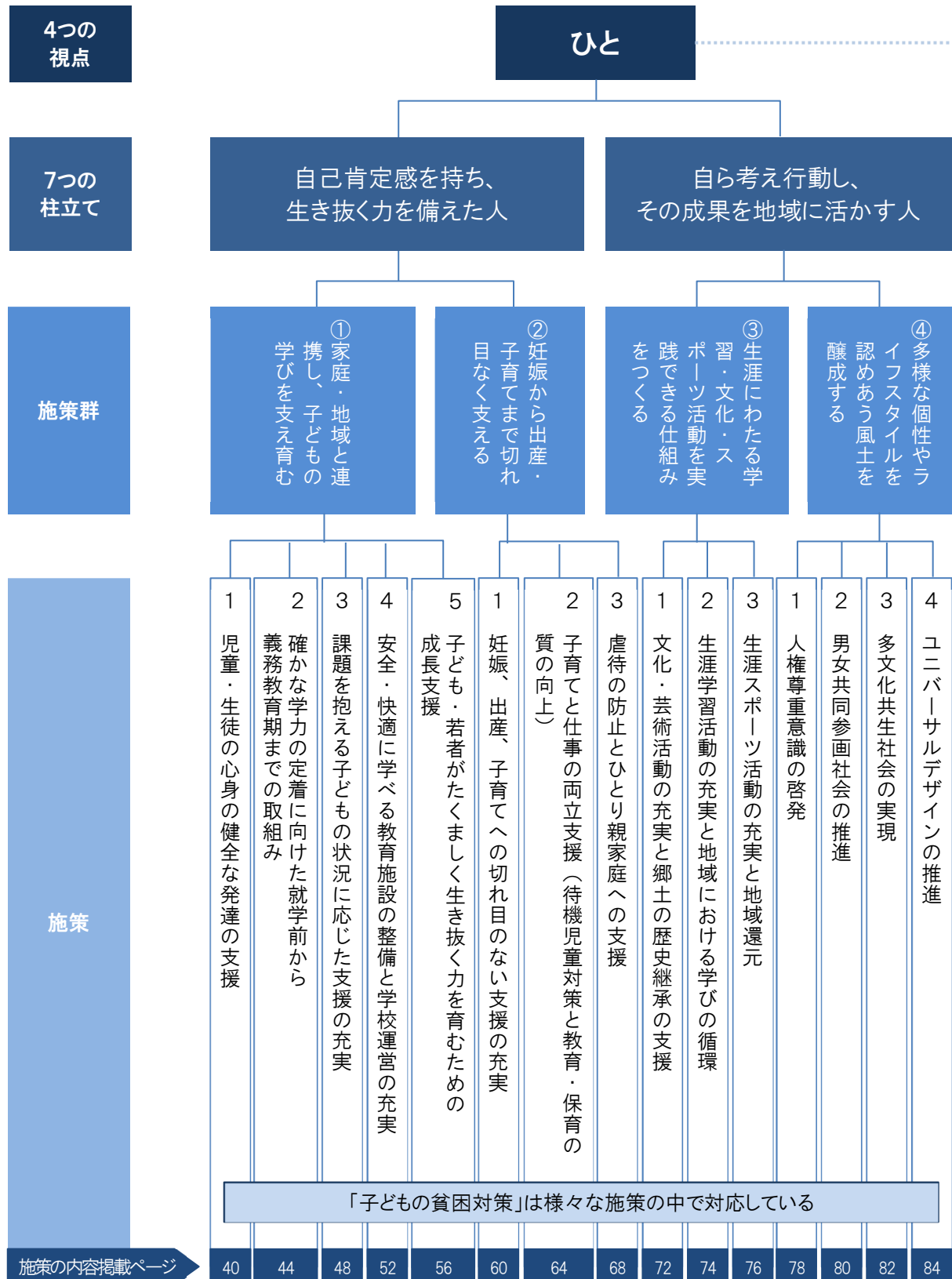
(図8) 基本構想・基本計画・分野別計画の関係図

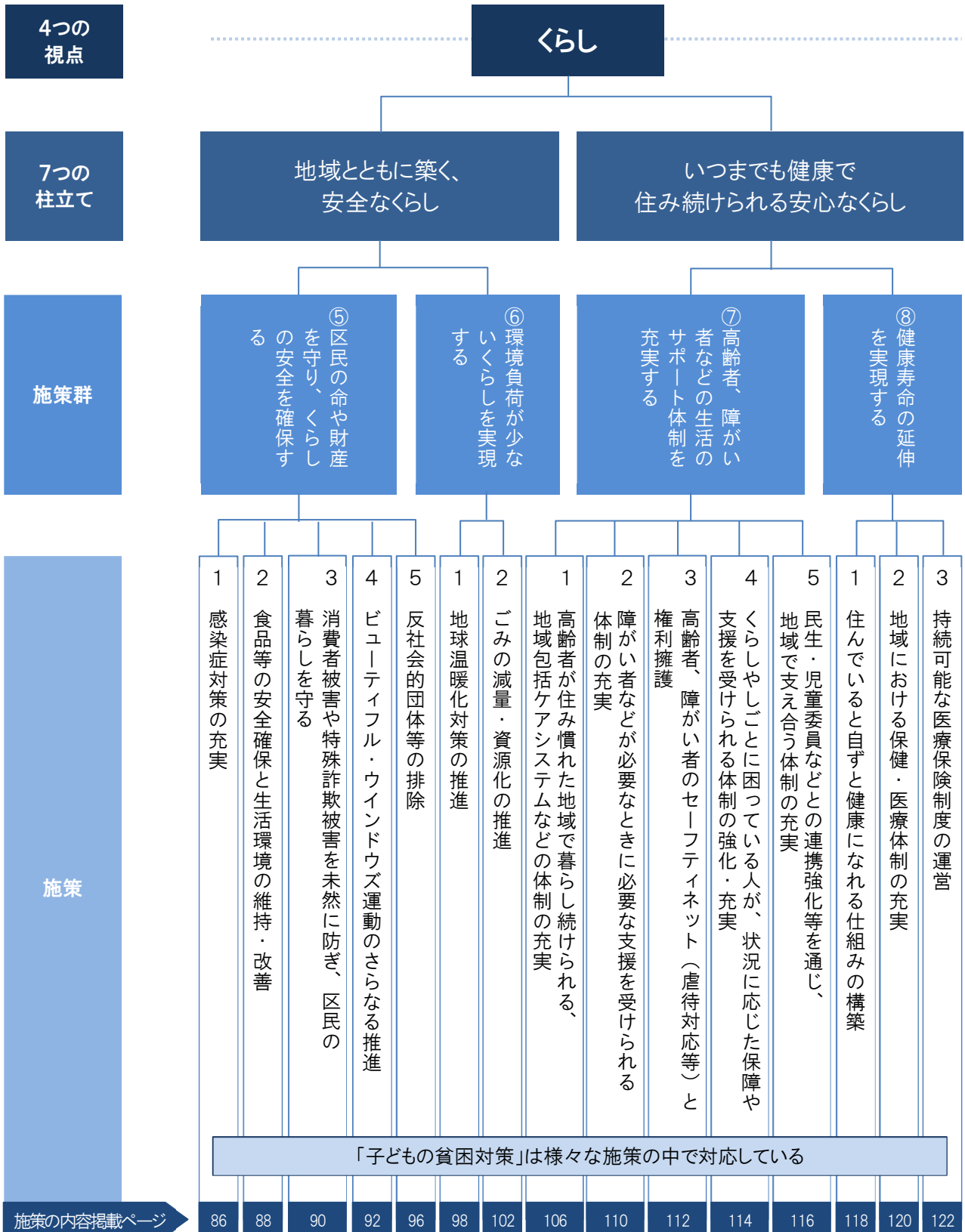


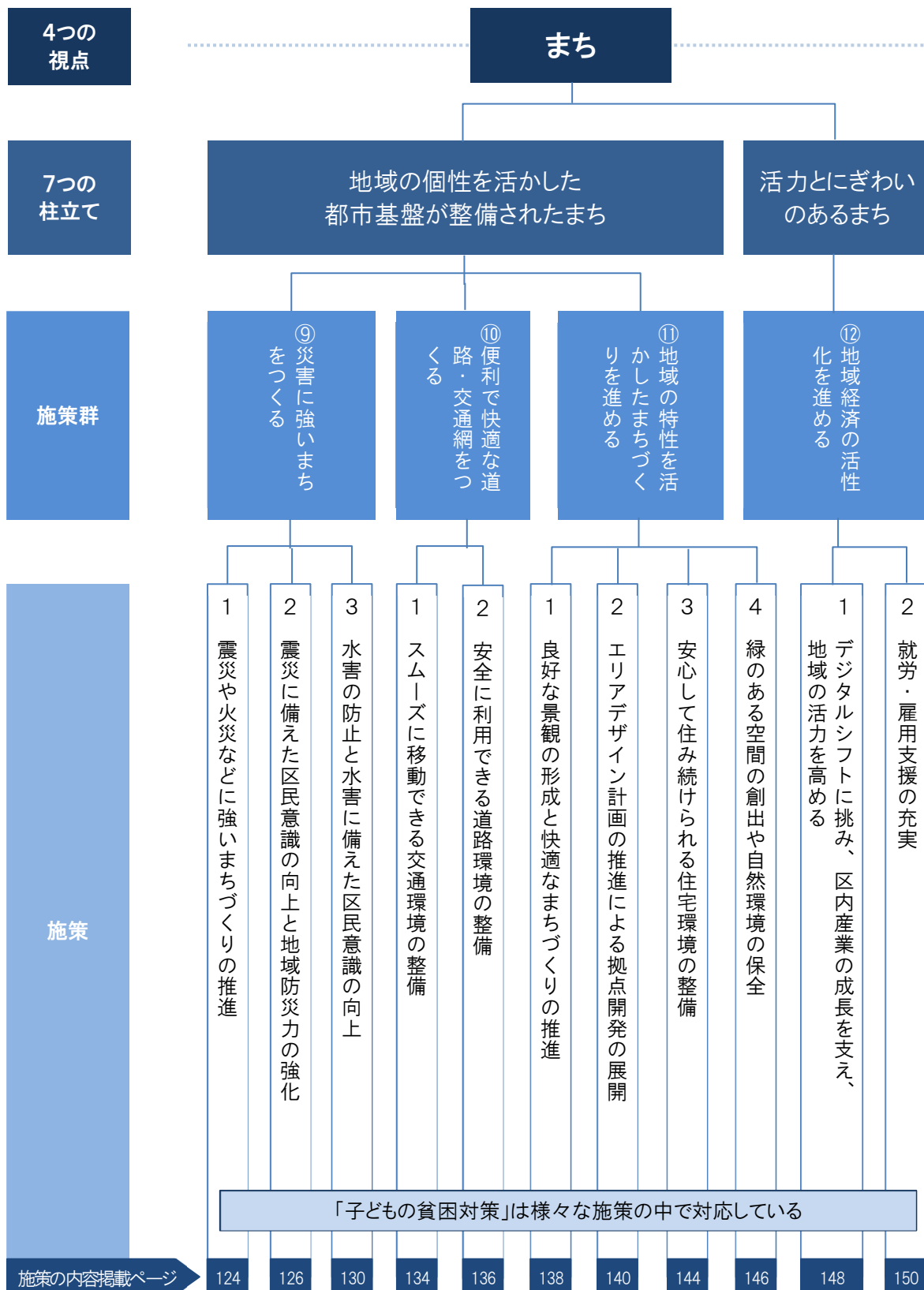
第2部 戦略的な施策体系

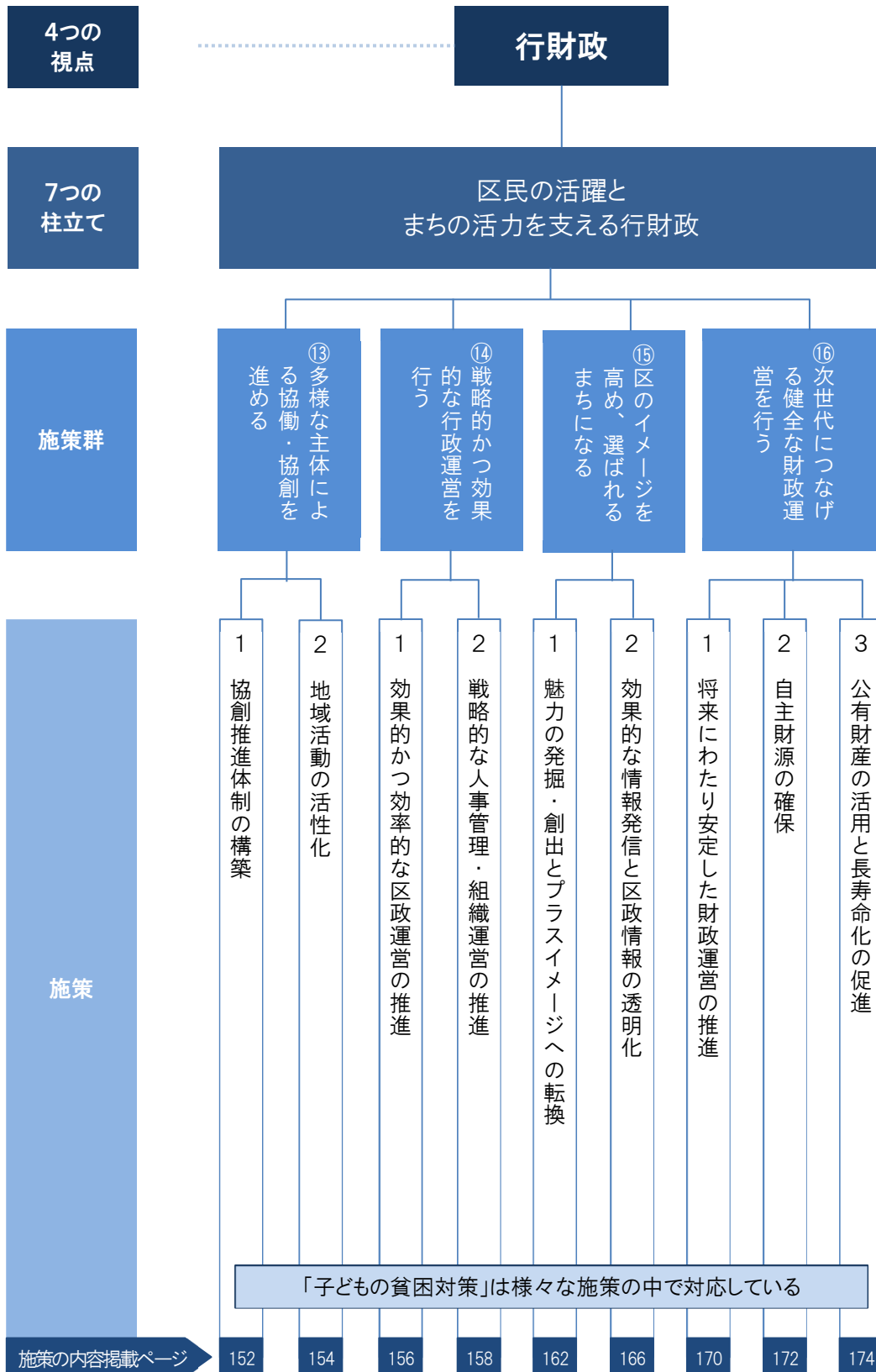
第3章 施策体系

4つの視点及び7つの柱立てに基づき、区のすべての施策を体系的に整理しました。









第4章 重点プロジェクト

基本構想における将来像を実現するためには、区が抱えるボトルネック的課題をはじめとする重要課題の早急な解決が必要です。刻々と変化する課題に柔軟に対応するため、基本計画で実施する施策や事務事業の中から特に優先的かつ集中的に推進していく必要があるものを抽出し、4つの視点「ひと」「くらし」「まち」「行財政」に基づき、「重点プロジェクト」として設定します。

重点プロジェクトは、予算や人材を重点的に配分し、全庁を挙げて取組みます。また、PDCAサイクルに基づき、足立区区民評価委員会での評価結果を十分に踏まえ、毎年度見直しを行い、より適切な事業を取捨選択し、効果的かつ効率的な施策展開を図ります。

(表2) 重点プロジェクトの体系一覧

◎「重点項目」は、毎年度の見直しにより変更する可能性があります

視点	柱立て	重点目標	重点項目（令和3年度）
ひと	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	<h1>検討中</h1>	
	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人		
くらし	地域とともに築く、安全なくらし		
	いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし		

視点	柱立て	重点目標	重点項目（令和3年度）
まち	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち 活力とにぎわいのあるまち	<h1>検討中</h1>	
行財政	区民の活躍とまちの活力を支える行財政		

第5章 SDGsの理念を踏まえた施策の展開

1 SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の目標（ゴール）・169のターゲット（P178～195参照）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

国の実施方針では地方自治体が、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDGsの要素を最大限反映するとともに、SDGs達成に向けた取組を促進することを求めています。



2 SDGsの理念を理解し、施策を展開する

足立区基本構想では、時代の変化から生じる課題を克服するとともに、新たなまちの魅力を創出していくための仕組みとして「協創」を掲げ、「協創力」によって持続可能なまちを築き上げていくことを目指しています。

持続可能でよりよい世界を目指すSDGsは、自治体の施策やその達成度を

測る成果指標とスケールこそ違うものの、目指す方向や理念は同じです。区では、SDGsを重要な指針のひとつとして施策を展開し、持続可能なまちづくりやQOL（区民生活の質）の向上を図っていきます。また、SDGsの理念や国の動向を踏まえながら各施策を着実に推進していくことで、SDGsの達成に寄与することとします。

3 各施策とSDGsの17の目標との関係

SDGsの理念を踏まえて本計画を進めていくために、各施策とSDGsの17の目標との関係を表3のように整理しました。

各施策のページには、達成に寄与するSDGsの目標のアイコンと、結びつくターゲットが記載されているページを掲載しています。

(表3) 各施策とSDGsの17の目標の関係

区の施策	ひと												
	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人									自ら考え行動し、地域に活かす人			
	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む					②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる			④多ス風	
	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	1	
SDGsの目標	児童・生徒の心身の健全な発達の支援	確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取組み	課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実	安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）	虐待の防止とひとり親家庭への支援	文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援	生涯学習活動の充実と地域における学びの循環	生涯スポーツ活動の充実と地域還元	人権尊重意識の啓発	
1 貧困をなくそう	●	●	●		●	●		●					
2 飢餓をゼロに						●							
3 すべての人に健康と福祉を	●					●		●			●		
4 質の高い教育をみんなに	●	●	●	●	●		●		●	●			
5 ジェンダー平等を実現しよう							●						
6 安全な水とトイレを世界中に													
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに													
8 働きがいも経済成長も							●						
9 産業と技術革新の基礎をつくらう													
10 人や国の不平等をなくそう												●	
11 住み続けられるまちづくりを									●				
12 つくる責任つかう責任													
13 気候変動に具体的な対策を													
14 海の豊かさを守ろう													
15 陸の豊かさを守ろう													
16 平和と公正をすべての人に								●					
17 パートナーシップで目標を達成しよう											●		

		くらし																
その成果を		地域とともに築く、安全なくらし					いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし											
様な個性やライフスタイルを認めあう土を醸成する		⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する					⑥環境負荷が少ないくらしを実現する		⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する					⑧健康寿命の延伸を実現する				
2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	
男女共同参画社会の推進	多文化共生社会の実現	ユニバーサルデザインの推進	感染症対策の充実	食品等の安全確保と生活環境の維持・改善	消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る	ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進	反社会的団体等の排除	地球温暖化対策の推進	ごみの減量・資源化の推進	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムなどの体制の充実	障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実	障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実	高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護	高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実	住んでいると自ずと健康になれる仕組みの構築	地域における保健・医療体制の充実	持続可能な医療保険制度の運営
				●									●					
			●	●					●				●		●	●	●	
●																		
				●														
								●										
	●							●	●									
		●		●		●		●		●								
				●	●			●	●									
								●	●									
				●				●	●									
						●	●					●						
				●		●			●	●				●				

(表3) 各施策とSDGsの17の目標の関係

区 の 施 策	まち											
	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち									活力とにぎわいのあるまち		⑬ 多 体 協 創 る
	⑨ 災害に強いまちをつくる			⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる		⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める			⑫ 地域経済の活性化を進める			
	1	2	3	1	2	1	2	3	4	1	2	
SDGsの目標	震災や火災などに強いまちづくりの推進	震災に備えた防災力の強化	水害の防止と水害に備えた向上	スムーズに移動できる交通環境の整備	安全に利用できる道路環境の整備	良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進	エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開	安心して住み続けられる住宅環境の整備	緑のある空間の創出や自然環境の保全	デジタルシフトに挑み、区内産業の成長を支え、地域の活力を高める	就労・雇用支援の充実	協創推進体制の構築
1 貧困をなくそう												
2 飢餓をゼロに												
3 すべての人に健康と福祉を					●							
4 質の高い教育をみんなに												
5 ジェンダー平等を実現しよう												
6 安全な水とトイレを世界中に												
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに												
8 働きがいも経済成長も										●	●	
9 産業と技術革新の基礎をつくらう										●		
10 人や国の不平等をなくそう												
11 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
12 つくる責任つかう責任												
13 気候変動に具体的な対策を									●			
14 海の豊かさを守ろう												
15 陸の豊かさを守ろう									●			
16 平和と公正をすべての人に												
17 パートナーシップで目標を達成しよう						●			●			●

行財政								
区民の活躍とまちの活力を支える行財政								
様々な主 による 働・協 を進め	⑭戦略的 かつ効果 的な行政 運営を行 う		⑮区のイメ ージを高 め、選ば れるまち になる		⑯次世代につなげ る健全な財政 運営を行う			
	2	1	2	1	2	1	2	3
地域活動の活性化	効果的かつ効率的な区政運営の推進	戦略的な人事管理・組織運営の推進	魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換	効果的な情報発信と区政情報の透明化	将来にわたり安定した財政運営の推進	自主財源の確保	公有財産の活用と長寿命化の促進	
		●						
		●						
								●
		●	●		●			
●			●		●	●		

第3部

施策の内容

次ページ以降に掲げる50の施策を推進することにより、足立区政に対する区民の満足度をさらに向上させ、令和6年度までに区民満足度65%を目指します。

【成果指標】

指標名	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
区政全体に対する区民の満足度	62.1%	65%

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策①－1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援

施策の方向（目標）

- 子どもたちに健康や食の大切さを伝え、人生を生き抜く健康な心と体をつくる生活習慣づくりを推進します。
- 学校で歯・口腔衛生の取組みを強化し、家庭との連携により子どもたちの歯・口腔の健康習慣づくりを定着させます。
- 人権教育の充実により、人とのよりよい関わり・自分や他者の大切さを認める豊かな心を育成します。

現状

- 子どもたちの生活習慣病の管理不要率は、平成22年度から横ばい傾向です。
- 食習慣の面では、各学校での食育リーダーを中心とした取組みにより、学校給食残菜率が全体的に低減していますが、残菜率や食育の取組みに学校間で差が見られます。
- むし歯のある児童生徒の割合は、減少傾向にあります。
- 小・中学校では、教育活動全体を通じて自尊心や他者尊重、多様性、感染症などの正しい知識の獲得を進め、人権意識の育成に努めています。

課題

- 肥満やむし歯などの課題がある子どもの割合が都平均よりも高く、将来の健康被害を予防するためにも規則正しい生活習慣や食習慣を身につける必要があります。
- 学校給食残菜率のさらなる低減とともに、食育リーダーを中心とした啓発を強化し、学校間の残菜率及び食育の取組みの差を解消していく必要があります。
- いじめや差別・偏見の防止、SNS等を活用する際のモラル向上など、日常生活の様々な場面における具体的な行動につなげられるよう、人権教育の改善・充実を図る必要があります。

方針

- 家庭との連携を強化し子どもたちへの切れ目のない指導を行うことにより、規則正しい生活習慣の定着を実現していきます。
- おいしい給食指導員の巡回指導や、食育リーダーを中心に校内全体であらゆる機会を捉えた食育事業を推進することで、子どもたちが将来を健康に生きるための望ましい食習慣の定着を目指します。

- 全学年・毎日歯みがきを行うよう各学校に働きかけるとともに、家庭での歯みがき習慣も定着させ、むし歯がない子どもの割合を増やします。
- 児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるよう、区が実施する人権教育の研修会等を通じて、教員の指導力を高めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 小児生活習慣病予防健診における 「管理不要」と「正常」の割合（中 学2年生）	81.2%	77.5%	83.0%	79.0%
《主な活動指標①》【新規指標】 ごはん、みそ汁、目玉焼き程度の料 理を自分で作ることができる子ども の割合	—	(中学2年) 79% (小学6年) 81%	—	(中学2年) 100% (小学6年) 100%
《成果指標②》【新規指標】 むし歯のある児童・生徒の割合 * 低減目標	—	(小学生) 41% (中学生) 34%	—	(小学生) 36% (中学生) 31%
《主な活動指標②》【新規指標】 給食後の歯みがき（全学年・毎日） を実施する小・中学校の割合	—	(小学生) 81% (中学生) 26%	—	(小学生) 100% (中学生) 50%
《成果指標③》【新規指標】 「全国学力・学習状況調査」で「い じめはどんなことがあってもいけな いことだと思う」に肯定的な回答を した小・中学生の割合	—	(小学6年) 95.3% (中学3年) 94.8%	—	(小学6年) 100% (中学3年) 100%
《主な活動指標③》【新規指標】 教員対象の人権教育の研修会の参加 小・中学校の割合 * () は参加者数	—	100% (延べ350人)	—	100% (延べ306人)

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

教育振興ビジョン、学校保健行動計画

(主な事務事業)

小学校・中学校健康管理事業、小学校給食業務運営事業、教職員の研修事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.4→P180】
- 4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.7→P181】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

**施策①-2 確かな学力の定着に向けた
就学前から義務教育期までの取組み**

施策の方向（目標）

- 保育者等の指導力の向上により、子どもたちの学びの基礎づくりを推進します。
- 「わかる授業」「魅力ある授業」づくりを推進し、児童・生徒の学力の向上を図ります。
- 児童・生徒用タブレット端末の活用頻度を上げ、協働的な学びを実現し、自分の意見を述べ、他者の意見を聴き、協力して問題の発見や解決に挑む力を育成します。

現状

- 小学校入学時に身につけていることが望ましい基本的な生活習慣（挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く）が身につけている区内新小学1年生の割合は約9割です。
- 「全国学力・学習状況調査」平均正答率の全国平均との比較では、小学校は教科によっては上回り、中学校は未だに下回ってはいるものの差は縮小傾向です。
- 令和元年9月に整備した児童・生徒用タブレット端末は、1校あたり40～80台程度であることから、各校では計画的にクラス単位で順番を決めるなどして活用しています。

課題

- 小学校入学時の基本的な生活習慣の定着等、現在の乳幼児の教育・保育の水準を維持・向上させるため、幼保小連携を含めた研修を通じ、保育者等の指導力を一定水準以上に保っていく必要があります。
- 若手教員が多く配置されている当区の実状を踏まえ、教員一人ひとりの授業力向上の取組みを進め、学習内容の確実な定着を図っていく必要があります。
- 令和3年6月から9月にかけて整備する児童・生徒一人一台のタブレット端末を授業等で有効活用し、従来の「個に応じた指導」と共に、「協働的な学び（＝子どもたちが相互に学び合い、教え合いながら、様々な人達と協力して課題に取り組む学習）」を実現させ、学力の向上につなげていく必要があります。

方針

- 乳幼児の教育・保育や幼保小連携などに関する研修を通じ、保育者等の指導力を向上させ、小学校教育への滑らかな移行につなげていきます。
- 教科指導専門員による巡回指導等により、教員の授業力を高め、足立スタンダードに基づく魅力的でわかりやすい授業に結びつけていきます。
- 児童・生徒が、情報収集や考えの整理、意見発表などの道具としてタブレット端

末を活用できるようにするため、調べ学習やグループ学習など、日常の授業における児童・生徒用タブレット端末の活用頻度を高めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H28年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 基本的な生活習慣（挨拶や返事、姿勢 良く座る、静かに話を聞く）が身に ついている小学1年生の割合	—	91% (H30)	90%	90%
《主な活動指標①》【新規指標】 教育・保育力向上研修（年齢別運動 遊び研修を含む）への参加職員数 （保育士、幼稚園教諭等）	—	—	—	2,100人 (区立園810、 私立園1,290)
《成果指標②》【新規指標】 「全国学力・学習状況調査」におけ る国の正答率との差	—	(小学6年生) 国語 -0.6% 算数 +1.0% (中学3年生) 国語 -0.4% 数学 -2.2%	—	(小学6年生) 国語 +5% 算数 +3% (中学3年生) 国語 +2% 数学 +1%
《主な活動指標②》【新規指標】 「足立区学力定着に関する総合調 査」で「学校の授業はわかる」に肯 定的な回答をした割合	—	(小学生) 87.8% (中学生) 67.4%	—	(小学生) 90% (中学生) 80%
《成果指標③》【新規指標】 「足立区学力定着に関する総合調 査」で「グループ活動やペア活動で は自分から積極的に発言したり、み んなで意見を出し合うことができた と思う」に肯定的な回答をした割合	—	(小学生) 73.1% (中学生) 61.8%	—	(小学生) 80% (中学生) 70%
《主な活動指標③》【新規指標】 児童・生徒用タブレット端末を使用 して授業を実施した教員の割合	—	—	—	(小学校) 検討中 (中学校) 検討中

柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

教育振興ビジョン

(主な事務事業)

幼児教育振興事業、学力向上対策推進事業、教育政策管理事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.1、4.2、4.6→P181】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策①-3 課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実

施策の方向（目標）

- 発達障がいを含む障がいのある児童・生徒に対して、一人ひとりのニーズに適した就学相談を行い、適切な就学先を決定していきます。
- 学校と教育委員会が一体となった支援体制を構築し、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校発生率の減少に取り組めます。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）を軸に、学校や専門機関との連携を強化し、不登校の解決や改善につなげます。

現状

- 発達面やコミュニケーション等に課題を抱える児童・生徒への支援のため、特別支援教室を全小中学校へ導入したことで、就学相談件数が増加しています。
- 不登校児童・生徒への支援を目的に、チャレンジ学級を始めとした学校以外の教育機会の場の拡充を行い、区の不登校発生率は、小中学校とも平成29年度から少しずつ減少しており、都の発生率との差も縮まっています。
(参考：H30年度発生率は小(区)0.75%、小(都)0.74%、中(区)5.21%、中(都)4.33%)
- SSWの学校や家庭への訪問及び支援活動を通して、SSWや福祉サービスの活用に対する学校の理解が深まり、ニーズが顕在化したことで、訪問件数が増加しています。

課題

- 就学相談により就学先が決定した割合は高い実績で推移していますが、今後さらに就学相談件数が増えた場合も同様の水準を維持していく必要があります。
- 不登校児童・生徒数は減少しているものの高止まりの状況であり、中学校入学後に、新たに不登校となる生徒が多く、長期化する前の、早期の支援が必要です。
- 家から外出できない子どもへの支援が課題となっており、引き続き学校とSSWが目的を共有し、福祉事務所や、医療機関などの専門機関と協力して解決にあたる必要があります。

方針

- 申込のあった就学相談全件に対して、必要な個別相談や各種検査、行動観察を確実に実施できる相談体制を堅持し、引き続き子どもたちの適切な就学を支援していきます。
- 学校から毎月提出される長期欠席児童・生徒状況表による情報収集とともに、特

に中学校の校内委員会に教育委員会の職員（スクールカウンセラー、SSW、常勤心理職）が参加、協議する体制をルール化し、本人や家庭の状況を踏まえた支援体制を構築します。

- 引き続きSSWが学校や家庭への訪問を重ね、学校や家庭との連携を強化することで、問題の早期発見、解決に努めます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 就学相談により、障がいがある等の特別な支援が必要な児童・生徒の就学先が決定した割合	97%	99.5%	99%	100%
《主な活動指標①》【新規指標】 就学相談を実施した件数	—	1,079 件	—	1,220 件
《成果指標②》【新規指標】 不登校発生率 * 低減目標	—	(小学校) 0.74% (中学校) 5.14%	—	(小学校) 0.74% (中学校) 4.33%
《主な活動指標②》【新規指標】 校内委員会において支援方法等を協議した延べ回数 (参考：対象児童・生徒数 1,600 人)	—	—	—	6,000 回
《成果指標③》 家庭や生活環境も踏まえた不登校支援を行うSSWにより不登校が解決または改善した割合	26%	35%	28%	40%
《主な活動指標③》【新規指標】 SSWが相談を受けた人数 (参考：H27年度SSW人数3人、R元年度14人、R2年度15人)	—	424 人	—	450 人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

教育振興ビジョン

(主な事務事業)

特別支援教育事業、教育相談事業、発達障がい児支援事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.5→P181】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策①-4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

施策の方向（目標）

- 改築と既存校の保全工事を連携させた施設更新により、学校施設の長寿命化を推進します。
- 学校の設備更新を計画的に実施し、教育環境の改善及び安全対策を推進します。
- 学校規模の適正化を進めることで、教育環境の向上を図ります。
- 開かれた学校づくり協議会の活動のさらなる発展に取組み、コミュニティ・スクールの設置拡大を図ることで、学校、家庭、地域が共に特色ある学校づくりを推進します。

現状

- 昭和40年前後に児童・生徒が急増し、学校建設が集中したことから、施設更新時期を迎えた古い学校が多くなっています。
- 学校施設は災害時の避難所としての側面を有するため、教育環境と防災機能の両面からの整備を行っています。
- 児童・生徒数は、ピーク時の昭和54年度の約45%に減少し、14校でクラス替えができない学年が生じています。
- 区内の全小・中学校には、学校関係者、保護者、地域住民などが参画して、開かれた学校づくり協議会が設置され、機能しています。

課題

- 改築時期の集中による費用負担の平準化を図るため、各施設の状況把握に基づく優先順位付けを行う必要があります。
- 自然災害に備え、換気対策の充実やセンサー型水栓など感染症対策にも配慮した避難所機能向上を目的とした施設整備が必要です。
- 学校の適正規模・適正配置は、特定の小規模校だけではなく、周辺校を含めたエリア全体を一体的に考えて進めていく必要があります。
- 山積する教育課題を解決し、学校の安定的な運営を支えるためには、学校と家庭、地域、行政が相互に連携・協働して教育活動の充実に努めていく必要があります。

方針

- 莫大な学校施設更新費用の平準化及び災害時の避難所としての活用を考慮して策定した保全・更新計画に基づき、長寿命化を図るための改築工事及び保全工事を計画的に実施します。

- 児童・生徒の教育環境及び災害時の避難所機能向上のため、計画的な施設整備を実施します。
- 令和7年度以降、統合により新たに適正規模化に取り組むエリア等については、国や都の少人数学級の動向を見極めたうえで検討していきます。
- 既存の開かれた学校づくり協議会のさらなる活動の発展を支援し、家庭、地域の方々がより深く学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会)の設置拡大を進めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 平成29年～令和6年度の改築・全体保全工事予定校22校のうち改築・全体保全工事が完了した学校数	—	10校	—	22校
《成果指標②》【新規指標】 トイレ改修計画校67校、教室照明LED化計画校97校、強化ガラスへの改修計画校77校のうち各々の改修が完了した学校の割合(改築校除く)	—	(トイレ) 45% (LED) 28% (ガラス) —	—	(トイレ) 100% (LED) 69% (ガラス) 100%
《成果指標③》 全小・中学校に占める「適正規模校」の割合	58%	64%	64%	66%
《主な活動指標③》【新規指標】 統合した学校数	—	6校	—	10校
《成果指標④》【新規指標】 開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクールの設置校数	—	11校	—	17校
《主な活動指標④》【新規指標】 開かれた学校づくり協議会の実施総数	—	1,531回	—	2,171回

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

学校施設保全・更新計画(令和3年3月策定予定)

(主な事務事業)

小学校・中学校施設の保全事業、区立小学校・中学校の改築事業、学校適正配置推進事業

柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.a→P181】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策①-5

子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

施策の方向（目標）

- 子どもたちが自己肯定感を持ち、これからも夢を育みチャレンジすることができるように、異世代との交流や様々な経験・体験の場、機会を拡大します。
- 高校中途退学者、高校を卒業したものの無業や不安定就労にある人、青年期・成人期で課題を抱える若年者に対して、社会人・職業人への円滑な移行を支援するために、国や都、地域や各団体との連携を強化していきます。

現状

- 核家族化や地縁的なつながりの希薄化により、乳幼児期からの生活リズムの乱れなど家庭での教育力の低下が懸念されていることから、保育園や幼稚園と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の取組みを進めています。
- 大学との連携事業等による多様な経験・体験の機会を提供しています。
- 区内の都立高校の中途退学者数は減少傾向にありますが、依然として多い状況です。

課題

- 多様な経験・体験の場をさらに充実させるために、子どもたちの成長段階に応じた体験活動の機会を増やしていく必要があります。
- 高校中途退学者や無業の若年者の情報は区で集約することが難しく、そうした若者の実態把握と支援策を構築する必要があります。

方針

- 自然教室や大学生との交流等を通じて、様々な経験・体験をすることにより、子どもたちが新しいことにチャレンジするきっかけをつくっていきます。
- 「居場所を兼ねた学習支援」(※)に登録している中学生が高校に進学した後も、都のユースソーシャルワーカー等と連携しながら、高校中途退学の防止や中途退学後の支援を行っていきます。
- 高校中途退学の予防、進路未決定者の発生防止のため、区の教育委員会や中学、高校、東京都との連携を強化します。

(※) 家庭での学習が困難な中学生を対象に、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供する事業（登録制）。中学まで当事業を利用していた高校生、高校中退者・未進学者は中学卒業後も引き続き利用することが可能。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「足立区基礎学力定着に関する総合調査」で、「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした割合	67.9% (H28)	71.5%	71.6%	72.0%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 大学連携によるプログラム等の体験活動後に「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知ったりチャレンジしたいと思った」と回答した子どもの割合	—	—	—	90.0%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 自然教室において「最後までやり遂げた」「自分の役割を果たした」「友達と協力することができた」などと回答した児童生徒の割合	—	75.0%	—	80.0%
《成果指標②》【新規指標】 中学卒業後も「居場所を兼ねた学習支援」に登録している高校生のうち高校を中途退学した人の割合(※)	—	2.2%	—	0%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 中学卒業後も「居場所を兼ねた学習支援」に登録している高校生等の数	—	90人	—	90人
《主な活動指標②-2》【新規指標】 高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会の開催回数	—	3回	—	3回

(※) 区内の都立高校の中途退学者数(低減目標)を成果指標としたいが、現時点では国や都の協力を得ることが難しく数値を把握できないため、当面の目標値として設定。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

子ども・子育て支援事業計画

(主な事務事業)

体験学習推進事業、小学校・中学校自然教室事業

* 【再掲】学力向上対策推進事業(施策①-2)



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.3→P181】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策②-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

施策の方向（目標）

- 妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援を行うことにより、養育困難や生活困難を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支えます。
- 妊婦全数面接や赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等により、状況把握及び母親のメンタルフォローを行うことで、虐待の未然防止と安心して楽しく子育てできる環境を整えます。

現状

- 妊娠届出時のアンケートから、妊娠中の身体管理や育児困難、生活困窮・虐待の可能性などの視点で支援が必要な妊婦を把握し、そのレベルに応じた支援を実施しています（妊娠届出総数 5,149 件のうち特定妊婦〈D妊婦〉は 8.2%で 421 人）。
- 訪問や面接・電話などできめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言を行い、特に早期産のリスクが高い多胎・やせ・飲酒・喫煙・高血圧・糖尿病について、寄り添い支援による日常生活の指導により、リスクを低減させています。
- 東京医科歯科大学との共同研究による A S M A P 事業の事業分析結果でも虐待予防の成果を確認しました。
- 全妊婦向けに「足立区スマイルママ面接事業」、令和2年9月から全産婦向けに「デイサービス型産後ケア」を開始しています。

課題

- A S M A P 事業分析結果では、妊娠届を活用したハイリスク群の推測は有効であり、特に年齢、経済状況、こころの病気の有無は引き続きもれなく把握する必要があります。
- 育児困難や生活困窮・虐待等を未然に防ぐため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会を捉えて確実な状況把握や現状確認をしていく必要があります。
- 支援が必要な世帯への早期介入を行うため、医療機関や関係機関と更なる連携を図っていく必要があります。
- ハイリスク妊産婦の支援をしつつも、全妊産婦の経済的・身体的・精神的負担を軽減していくほか、「デイサービス型産後ケア」については、利用者満足度やニーズを詳しく確認していく必要があります。

方針

- ハイリスク妊産婦に対する手厚い支援や虐待の未然防止は、関係機関等と連携を

強化しながら今後も揺るぐことなく実施していきます。

- 全妊婦対象の支援として、妊婦全数面接を行う「足立区スマイルママ面接事業」において、全妊婦の心身の状態や家庭の状況などを把握し、支援が必要な方には適切なケアを実施していきます。
- 全産婦対象の支援として、赤ちゃん訪問時に子育て情報の提供やコミュニケーションツールとしてエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を活用し、産婦の心理状態や生活状態、子どもに対する気持ちを把握し、産後ケアなどの必要な事業につないでいきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H28年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「早期（37週未満）に産まれた子どもの割合 *低減目標	6.0%	5.9%	5.4%	5.3%
《主な活動指標①》【新規指標】 妊娠届で把握した要支援者（D妊婦）に4回以上訪問等を実施した割合	—	56.4%	—	80%
《成果指標②》【新規指標】 妊娠届出者に対し個別のケアプランを作成した割合	—	—	—	100%
《主な活動指標②》【新規指標】 妊娠届出者に対し「足立区スマイルママ面接」を実施した割合	—	—	—	100%
《成果指標③》【新規指標】 3～4か月児健康診査時のアンケートで「赤ちゃん訪問を受けて安心した」の設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた親の割合	—	95.5%	—	97.0%
《主な活動指標③》【新規指標】 こんにちは赤ちゃん訪問時における産後うつ病質問票（EPDS）の実施率	—	—	—	100%

*産後ケアサービスに関する施策指標については、今後、事業効果等を検証するため、指標の設定はしていません。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（主な事務事業）

母子健康手帳・ファミリー学級事業、妊産婦・乳幼児相談事業、
乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 2 飢餓をゼロに【ターゲット：2.2→P179】
- 3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.1、3.2→P180】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策②-2 子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）

施策の方向（目標）

- 様々なニーズに合わせた保育サービスを提供することで、働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- 乳幼児期の教育・保育の質を維持・向上させることで、保育環境・サービスの基盤を整えます。
- 学童保育においては、放課後等の安心・安全な居場所を確保することで、子育てと仕事の両立をサポートし、児童の健全育成を図ります。

現状

- 共働き世帯等の増加により、保育需要が増加している中で「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき平成27年度から5年間で4,420人分の保育定員を拡大した結果、待機児童は令和2年4月において3人となり、ほぼ解消しました。
- 社会福祉法人の他、株式会社等、多様な運営主体の参入により新規開設施設が増加する中、子ども・子育て支援法等に基づく指導検査において、文書指摘を受ける施設の割合は約3割と高く、法令等の遵守に対する意識を高める必要があります。
- 学童保育は、「足立区放課後子ども総合プラン」及び「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」に基づき令和2年4月現在5,150人分（前年比121人増）の児童を受入れ可能としましたが、同年5月現在323人の待機児童が存在します。

課題

- 幼児教育・保育の無償化や景気後退等の影響により、今後の保育需要の動向が見通しづらくなっている中で、適正規模の受け皿を確保していくことが課題です。
- 国の指針に基づき施設で取り組むべき基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用率は全施設の約半分にとどまっており、ガイドラインの活用徹底と指導検査や訪問支援を併用して、安心・安全で満足度の高い教育・保育を実現することが課題です。
- 学童保育は、待機児童が多く発生している区域がある一方で、定員割れの区域が見られるなど、学童保育室の需要と供給のバランスを解消していくのが課題です。

方針

- 保育施設については、引き続き、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、築年数の経過した施設では、保育定員の見直しを含めた施設更新（※）により、保育環境を向上させながら適正な定員数を確保していきます。

- 指導・検査については、研修などによる職員のスキルアップや組織体制の整備を図るとともに、「足立区教育・保育の質ガイドライン」に基づく施設運営・保育内容の振り返りに重点をおき、健やかな子どもの育ちを支える教育・保育を実践します。
- 学童保育室については、地域の需要を正確に分析して毎年整備計画の見直しを図り、特に低学年の待機児童解消を優先的に実施し、必要な定員数を確保します。

(※) 大規模改修、改築等

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 保育需要に対する待機児童率 * 低減目標	2.4%	0.02%	0%	0%
《主な活動指標①》【新規指標】 保育施設整備数(※)	—	—	—	5か所 (新規1、 施設更新4)
《成果指標②》【新規指標】 指導検査実施施設中の文書指摘を受けた施設数の割合 * 低減目標	—	33.3%	—	10%
《主な活動指標②》【新規指標】 国の指針または「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した保育実践をしている施設の割合	—	54.3%	—	85.0%
《成果指標③》 【1・2年生は新規指標】 学童保育室の待機児童率 * 低減目標	(全体) 3.9% (1・2年生) —	(全体) 6.4% (1・2年生) 1.9%	(全体) 0% (1・2年生) —	(全体) 4.6% (1・2年生) 0%
《主な活動指標③》【新規指標】 学童保育室の総定員数	—	5,032人	—	5,552人

(※) 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」に基づく累計整備数

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

子ども・子育て支援事業計画、放課後子ども総合プラン、学童保育室整備計画

(主な事務事業)

私立保育園の運営費助成事業、私立保育園施設整備助成事業、

子ども施設指導検査事務、学童保育室運営事業

* 【再掲】幼児教育振興事業（施策①-2）



SDGsが目指す目標（ターゲットとの関連）



- 4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.2→P181】
- 5 ジェンダー平等を実現しよう【ターゲット：5.5→P182】
- 8 働きがいも経済成長も【ターゲット：8.5→P185】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策②-3 虐待の防止とひとり親家庭への支援

施策の方向（目標）

- 児童虐待の相談・通告には、家庭状況や生活環境を見極めながらきめ細かく対応し、児童相談所との連携や訪問指導を通じて、虐待を起こす要因を解消していきます。
- 育児と仕事の両立に困難を抱えるひとり親家庭に支援事業の活用を促し、職業的自立を推進します。
- 支援を必要とするひとり親家庭へ情報や支援を届け、困りごとや社会的孤立の解消を目指します。

現状

- 児童虐待の通告件数は、社会的な意識の高まりにより相談・通報が増えたことに加え、児童相談所から区への虐待案件の送致も開始されたこともあり、増加傾向にあります。
- 児童扶養手当を受給している母子世帯の約8割が就労していますが、正規雇用の割合は約4割（39.6%）と低い状況です。
- 児童扶養手当を受給している約7,000世帯のうち、就労等による他者とのつながりがなく孤立の恐れがある世帯が約400世帯います。

課題

- 子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しているため、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応と、子どもや家庭に対してのきめ細かな支援が必要です。
- 子育て中のひとり親が、安心して国家資格の取得や転職・就職活動に取り組むことができるよう、支援情報の提供や育児との両立をサポートする必要があります。
- 孤立の恐れがある約400世帯の実態を把握し、支援内容や支援の優先順位を明確化する必要があります。

方針

- 虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応を行うとともに、関係機関が連携して、子どもの支援や保護者が相談できる体制を整えていきます。
- 相談者へのきめ細やかな支援により、就職に有利な国家資格の取得等に取り組み、安定した就労を目指すひとり親を増やしていきます。
- アンケート調査や面談等を通じて、孤立のおそれがある世帯のニーズを把握し、適切な働きかけと、必要な支援を行っていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 児童虐待解決率(※1)	65%	79%	80%	80%
《主な活動指標①》【新規指標】 児童虐待受理件数	—	994件	—	1,345件
《成果指標②》【新規指標】 児童扶養手当を受給している母子世帯の正規雇用率	—	39.6%	—	45.0%
《主な活動指標②》【新規指標】 ひとり親家庭向け就労支援事業(※2)を活用した人数	—	157人	—	200人
《成果指標③》【新規指標】 就労等による他者とのつながりがなく孤立の恐れがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	—	—	—	70%
《主な活動指標③》【新規指標】 就労等による他者とのつながりがなく孤立の恐れがある世帯の実態を把握し、必要な働きかけを行った回数(延べ)	—	—	—	1,200回

(※1) 児童虐待解決率(虐待解決数(訪問指導や関係機関との連携により、虐待を起こす要因が解消された数)÷虐待件数)

(※2) ひとり親家庭向け就労支援事業とは、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、自立支援プログラム策定事業、高校卒業程度認定試験合格支援事業、親子支援課で開催する就労支援セミナーを指す。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

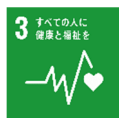
子どもの貧困対策実施計画、子ども・子育て支援事業計画

(主な事務事業)

ひとり親家庭総合支援事業、養育困難改善事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【目標：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
*目標に直結】
- 3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.8→P180】
- 16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.2→P193】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

施策③－1 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援

施策の方向（目標）

- 区民のだれもが文化・芸術に親しむことができるよう、文化・芸術活動の充実及び環境整備を図ります。
- 文化資源の調査・活用に努め、郷土の歴史・文化継承を支援します。

現状

- シアター1010、西新井文化ホールをはじめ、各学習センターや郷土博物館で、積極的に鑑賞や活動の機会の提供に努めてきました。
- 令和元年度の学習センター鑑賞型事業の参加者数は10,195人で、平成18年の1,387人から7倍以上に増加しました。
- 平成23年度から文化遺産調査事業を実施し、琳派（りんぱ）をはじめとする足立固有の美術と文化の存在が明らかになってきました。

課題

- 区民の活発な文化・芸術活動を促進するためには、区内の文化的な魅力を効果的に情報発信することが必要です。
- 文化芸術に携わっている人や活動したいと思っている人と活動の場をつなぐ取り組みが必要です。
- コロナ禍では、劇場鑑賞や活動の場に出かけることなく、自宅で楽しめる文化・芸術の提供など、新たな事業展開も必要です。
- 文化遺産調査による美術文化資料の急増に伴い、保存と利活用を促進する取り組みが必要です。

方針

- 文化・読書・スポーツ推進計画に基づき、文化芸術分野だけでなく、他分野との連携事業や情報発信を行い、区民の生活の質の向上に寄与していきます。
- 人と人、人と場、人と情報がゆるやかにつながる文化芸術の協創プラットフォームを拡充します。
- 文化芸術をどこにいても楽しんでもらえるよう、デジタルやオンラインを活用し、文化芸術関連事業への参加や活動を行った区民の割合を増やしていきます。
- 文化遺産調査事業により新たに発見された「地域に伝来する貴重な美術資料」の散逸や滅失を防ぐための収蔵体制を整えるとともに、郷土博物館に美術館的要素を加え、収集した美術資料を企画展等に活用することで来館者数を増やしていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 文化芸術関連事業への参加や活動を行った区民の割合	—	15.7%	—	30.0%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業の回数（分野間連携事業）	—	—	—	3,360回
《主な活動指標①-2》【新規指標】 文化芸術交流会の開催回数	—	—	—	6回
《成果指標②》【新規指標】 足立区の文化財や伝統芸能に触れたことがある区民の割合	—	40.8%	—	70.0%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 文化資源を活用した企画展等の来館者数 *（ ）は開催回数	—	15,434人 (年3回)	—	22,000人 (年3回)
《主な活動指標②-2》【新規指標】 郷土芸能を保存・伝承する団体の活動を鑑賞した人数	—	1,014人	—	1,200人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

文化芸術推進計画、読書活動推進計画、運動・スポーツ推進計画

(主な事務事業)

文化芸術推進事業、郷土博物館管理運営事業、文化芸術施設の管理運営事務、こども未来創造館管理運営事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.7→P181】

11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.4→P188】

施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

施策③-2 生涯学習活動の充実と地域における学びの循環

施策の方向（目標）

- 区民のだれもが人生100年時代を心豊かに生きるために、生涯学習活動の機会を充実していきます。
- 地域における学びと活動の循環を生み出すために、区民の自主的な学習活動を支援します。
- 区民の読書習慣の定着を図るために、子どもとその周囲の大人に読書の楽しさを伝える活動を推進していきます。

現状

- 生涯学習のきっかけづくりとして、各学習センターにおいて多種多様な事業を実施しています（令和元年度実績 2,660 事業）。
- 学習センター登録団体は、約 380 団体（スポーツ団体除く）あり、自主的な学習活動を継続的に行っています。
- 平成 30 年度に実施したアンケート調査の結果、過去 1 か月間に本を読んだと回答した区民は、16 歳以上では 54.3%、児童・生徒では 50.0%でした。

課題

- 多くの区民がいくつになっても学びの楽しさを感じられるよう、今まで以上に身近な講座やイベント等を充実させ、区民にさまざまな参加機会を提供していく必要があります。
- 学習センター登録団体がさらに学びを深め、広げていくためには、日頃の活動の成果を区民や地域に還元するなど、学習活動のステップアップが必要です。
- 平成 30 年度に実施したアンケート調査の結果、保護者の読書習慣が子どもの読書活動に影響していることがわかりました。読書習慣の定着のためには、子どもとその周囲の大人に読書の楽しさや大切さを伝えることが必要です。

方針

- 意欲のある区民がいつでもどこでも学ぶことができるよう、ICTを活用した同時配信やオンデマンド等も含め、生涯学習の機会を充実していきます。
- 学習センター登録団体が地域還元の意識を持って、講座やイベント等を自ら企画運営し、また、アウトリーチ型の活動を実施できるよう、学習センターと連携して登録団体の学習活動を支援していきます
- より多くの区民が読書の楽しさに気づき、深められるように、乳幼児期からの読

書習慣の定着に取り組めます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 講座や講演会、サークル活動などに 参加した区民の割合	—	8%	12%	15%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 各学習センター事業の数	—	2,660 事業	—	2,650 事業
《主な活動指標①-2》【新規指標】 各学習センター登録団体が区民や地 域に学習機会を提供した数	—	127 回	—	267 回
《成果指標②》【新規指標】 区政に関する世論調査で、「最近1 か月に本を読んだ」と回答した区民 の割合	—	—	—	59%
《主な活動指標②》【新規指標】 「あだちはじめてえほん」事業のア ンケートで、「子どもの読書と保護 者の読書の関連を知っている」と回 答した保護者の割合 * 「足立区読書活動推進計画」を策定する際に 実施したアンケートの結果で、就学前の子ど もとその保護者の読書習慣が、子どもの成長 後の読書行動に大きな影響をもたらすことが 明らかになっています。	—	47.2%	—	75%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

文化芸術推進計画、読書活動推進計画

(主な事務事業)

指定管理者管理運営事務、生涯学習支援事業管理事務、読書活動推進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



4 質の高い教育をみんなに【ターゲット：4.a→P181】

施策群③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる

施策③-3 生涯スポーツ活動の充実と地域還元

施策の方向（目標）

- 運動・スポーツを身近に感じられる環境を整えることで、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが日常的に楽しめる運動・スポーツを推進します。
- 運動・スポーツをささえる人材の育成に取組み、運動・スポーツを通じた共生社会の構築を目指します。

現状

- 区では、子どもの体力向上や、高齢者の健康づくり、「するスポーツ」「みるスポーツ」の充実など、運動・スポーツの機会創出に取り組んできました。
- 令和元年度に行った調査では、日常的に（週1回以上）運動・スポーツを行っている区民の割合は全体の41.8%となっていますが、これは全国の同種の調査結果（53.6%）に比べ、低い数値となっています。
- 令和元年度に行った調査では、障がいのある区民の31.7%が現在、運動・スポーツに取り組んでいると回答しています。

課題

- 障がいの有無にかかわらず一人でも多くの方が取り組めるよう、運動・スポーツへの関心や意欲を高め、寄り添った支援を行っていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化もあり、「みるスポーツ」などの集客イベントの実施は難しい状況にあり、新たなアプローチにより運動・スポーツを推進していく必要があります。
- 運動・スポーツの指導者やボランティアといった人材が不足しており、こうした人材の育成、活躍の場づくりを進めていく必要があります。

方針

- 運動・スポーツを気軽に楽しめる機会の提供や場の整備を通して、運動・スポーツを区民により身近に感じてもらう取組みを推進します。
- より多くの障がい者が体験を通して運動・スポーツに取り組めるよう、支援の輪を広げていくとともに、それを支える人材育成に取り組んでいきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 週1回以上運動・スポーツをする区 民の割合	—	41.8%	—	49%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 区・体育協会・スポーツ施設・総合 型地域クラブの事業実施回数	—	5,933回	—	6,200回
《主な活動指標①-2》【新規指標】 自宅や職場などの身近な場所で運 動・スポーツを行う区民の割合	—	—	—	49%
《成果指標②》【新規指標】 「あだちスポーツコンシェルジュ」 を通じて運動・スポーツの体験につ ながった障がい者の人数	—	—	—	検討中
《主な活動指標②》【新規指標】 区主催の「初級障がい者スポーツ指 導員養成講習会」の修了者数（累 計）	—	103人	—	198人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

運動・スポーツ推進計画

（主な事務事業）

スポーツ施設指定管理者管理運営事務、社会体育振興事務、地域団体活動支援事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.4→P180】

17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する

施策④-1 人権尊重意識の啓発

施策の方向（目標）

- 人権に関わる団体等と連携しながら人権尊重意識を普及啓発し、すべての人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会を実現します。

現状

- 人権擁護委員や区内活動団体と講座を年3回共催し、それぞれの専門分野の視点を取り入れながら実施しています。
- 区の人権推進指針「人権の推進をめざして」で重点課題としている16の人権問題（※）のうち、平成30年度足立区政モニターアンケートで「守られていないと感じる人権問題」として「障がい者」（68.1%）、「子ども」（63.9%）、「女性」（62.5%）、「インターネットによる人権侵害」（61.1%）の順に高い数値を示した課題の他、社会で啓発が強く求められる課題や国が定める各課題の啓発強化週間にあわせ、広報紙やホームページに啓発記事を掲載しています。

課題

- 共催団体の専門性を活かしながら、興味関心を引く内容を企画するため、関心度の高いテーマ選定や訴求力の高いチラシ作成など、連携した取組みが必要です。
- 人権問題に関わる情勢を的確に捉え、必要性が高い啓発テーマの選定が求められます。
- 講座や講演会の参加者に限らず、人権問題に日頃興味関心の低い区民も含め広く啓発するために、広報紙を活用したさらなる啓発が必要です。

方針

- 効果的な普及啓発イベント実施に向け、人権に関わる当事者団体等が発信する情報の収集に努め、積極的に意見交換を行っていきます。
- インターネット上の人権侵害やLGBTをはじめとした多様な性のあり方に関する差別や偏見など人権課題を的確に捉え、庁内各課と連携しながら積極的に広報紙を活用し、広く区民の人権尊重への理解を促進していきます。

（※）人権推進指針「人権の推進をめざして」で重点課題としている16の人権問題。女性、子ども、高齢者、障がい者（児）、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネット、性的指向、ホームレス、性同一性障がい、北朝鮮当局による人権問題、人身取引

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 平成30年度足立区政モニターアンケートで「守られていないと感じる人権問題」と回答した割合が高かった上位4つの課題である「障がい者」「子ども」「女性」「インターネットによる人権侵害」について偏見や差別がないと感じる区民の割合	—	—	—	40%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 人権に関わる団体等と共催した講座回数 * () は参加者数	—	—	—	4回 (265人)
《主な活動指標①-2》【新規指標】 偏見や差別解消に向けた取組みを行っている庁内各課と連携した広報紙による啓発回数	—	—	—	10回

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

人権の推進をめざして(人権推進の指針)

(主な事務事業)

人権啓発普及事務



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



10 人や国の不平等をなくそう【ターゲット：10.2、10.3→P187】

施策群④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する

施策④－2 男女共同参画社会の推進

施策の方向（目標）

- 性別にかかわらず、個性や能力を発揮し活躍できるよう、環境を整備していくことで、男女共同参画社会の実現を目指します。
- DV防止のために広く意識啓発を行うことで、区民一人ひとりの知識と理解を深め、DVの未然防止あるいは早期発見につなげていきます。

現状

- 令和元年度にワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」）推進事業の認定制度について見直しを行い、認定企業数が前年度の57社から85社に拡大しました。
- 区の審議会等における女性委員比率調査の結果、女性比率の低い審議会の所管には聞き取りを行い、他所管の取組みを伝えるなど、女性比率の向上を促しています。
- DVの仕組みや現状を正しく理解するための講座やリーフレットの配布を通じて、啓発や情報提供を行っています。

課題

- WLB推進事業は、制度の内容やWLBの意義について周知が十分に行きわたっていないため、さらなる啓発に向けた取組みが必要です。
- 審議会等における女性比率は着実に上昇していますが、女性比率の向上に向けて改善が可能な審議会等については、所管へのさらなる働きかけが必要です。
- DVには身体的暴力だけでなく、様々な種類の暴力があり、男女を問わずいかなる場合も暴力は絶対に許されないことについて、区民の認識や理解を深めていくことが必要です。

方針

- 各関係団体や他所管事業に参加している事業者に対する制度内容や取組み事例などの個別説明を通して、WLBの周知を図ると同時に、区民の意識が男女共同参画の推進に直結するよう、充実した内容の講座やイベントを企画していきます。
- 今後も審議会における女性比率の目標達成に向けて、改善が可能な審議会の担当所管に対するヒアリングや審議会への女性委員の選出の働きかけ、要請などに引き続き取り組んでいき、育児中の女性も安心して審議会に参加できるよう託児環境の整備と周知を図ることで、女性が活躍できる社会を目指していきます。
- DVの被害者にも加害者にもならないための未然防止や、DV被害者支援にあたって早期発見と正しい知識をもって適切に対応できるよう、区民、職員を対象に

様々な機会をとらえて広く啓発活動を行っていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「男女が対等な立場で意思表示や活動をする事ができ、また責任も分かちあっている」と感じている区民の割合	—	29%	40%	50%
《主な活動指標①-1》 足立区各種審議会・委員会等への女性の参画率	24%	33%	35%	40%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 足立区WLB認定企業の数	—	85件	—	140件
《成果指標②》【新規指標】 身体的暴力以外のDV（精神的・経済的・社会的・性的）の認知度	—	69%	—	75%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 区民向けDV防止講座開催回数	—	14回	—	14回
《主な活動指標②-2》【新規指標】 DV防止のためのリーフレット配布部数	—	5,230部	—	6,000部

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

男女共同参画行動計画

（主な事務事業）

男女共同参画社会の推進と女性活動への支援事業、男女参画プラザ管理運営事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



5 ジェンダー平等を実現しよう【ターゲット：5.1、5.2、5.5、5.6→P182】

施策群④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する

施策④－3 多文化共生社会の実現

施策の方向（目標）

- 年々増加する在住外国人が暮らしていくため必要な相談体制を充実させるとともに、日本人区民・外国人区民が地域の発展に向けて共に活躍する多文化共生社会を目指した環境を整備します。

現状

- 区内在住の外国人人口は年々増加しており、令和2年4月現在で3万4千人を超えました。
- 令和元年5月現在、外国籍の子どもたち1,615名が区立小中学校で学んでおり、就学前の児童も教育・保育施設に1,110人が在園しています。
- 区立小中学校での国際理解教育等を通じて、異文化理解や交流を促進しています。
- 日本語ボランティアの育成等を通じて日本語ボランティア教室を支え、外国人の日本語習得を支援しています。

課題

- 外国人人口の増加に伴い、行政手続きや生活相談など、日々の生活に密着した相談が増えているため、相談体制の強化が必要です。
- 日本国籍でも外国にルーツをもつ子どもが増えており、文化的背景の異なる子どもたちが互いに認め合う環境の必要性や日本語学習支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、国際理解教育や日本語ボランティア教室等を従来どおり実施できないため、新しい生活様式に配慮した対応を考えていく必要があります。

方針

- やさしい日本語や多言語翻訳機を活用した相談対応や行政文書・通知書等の多言語対応、東京都及び市内各課からの情報提供の体制を充実し、区内在住外国人の生活を支援します。
- 外国にルーツを持ち文化的背景の異なる子どもたちが互いの違いを認め合えるよう、区立小中学校からの国際理解教育講師派遣依頼に対して十分に対応できる体制を構築し、異文化や言葉の違いを伝える国際理解教育を推進します。
- 新しい生活様式を取り入れた日本語ボランティア活動を支援し、在住外国人の日本語学習等の充実を図ります。
- 外国にルーツを持つ児童生徒等の就学や進学を支えるために、日本語学習支援を実施します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 国際理解教育を実施した小・中学校 における異文化への関心度	—	57%	—	65%
《主な活動指標①》 小・中学校への国際理解教育講師派 遣クラス数 * () は中学校のクラス数 (内数)	77 クラス (10 クラス)	118 クラス (8 クラス)	92 クラス (13 クラス)	110 クラス (16 クラス)
《成果指標②》【新規指標】 国籍、文化等が異なる人々がともに 暮らしやすいまちだと感じる区民の 割合	—	—	—	37%
《主な活動指標②-1》 外国人生活相談対応件数	2,369件	2,380件	2,599件	2,748件
《主な活動指標②-2》【新規指標】 区民向けの行政文書・通知書の翻訳 依頼に対して外国人相談員が対応で きた割合 * () は対応件数	—	100% (53 件)	—	100% (60 件)
《主な活動指標②-3》【新規指標】 日本語ボランティア教室開催回数	—	583 回	—	580 回

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

多文化共生推進計画

(主な事務事業)

多文化共生推進事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



10 人や国の不平等をなくそう【ターゲット：10.2、10.3→P187】

施策群④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する

施策④-4 ユニバーサルデザインの推進

施策の方向（目標）

- ユニバーサルデザインに関する普及啓発活動を通じて、より多くの人々が互いの個性や立場を理解し合うことにより、「思いやりのこころ」を根付かせ、「心づかい」ができる区民があふれるまちをめざします。
- だれもが円滑に移動できる施設整備や公共施設などのユニバーサルデザインの整備を進めることで、高齢者や障がい者など多様な人々への配慮がされた施設づくりを進めます。

現状

- 「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めており、毎年度、区民、事業者、専門家から、関連する各事業の評価を受けることで、PDCAマネジメントサイクルによる施策の改善に取り組んでいます。
- 「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合は34.4%に留まっています。
- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、東京オリンピックパラリンピックを契機に、ユニバーサルデザインの認知度向上が求められています。

課題

- 区民や区職員、事業者など、区に関わる全ての人にユニバーサルデザインに関する理念を浸透させていく必要があります。
- 時間の経過とともに変化する社会や要求されるサービスに対応していくため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなど様々な施策が広く展開されていなければなりません、取組み状況は十分ではありません。

方針

- ユニバーサルデザインについて、より理解を深めるよう小学校高学年向けのユニバーサルデザイン出張講座、一般区民向けのユニバーサルデザイン講演会、ユニバーサルデザイン製品展などに加え、新たな普及啓発活動を検討し、それらを推進することで、すべての人が個人として尊重され、安心して、健やかに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
- 新設の道路や建物への対応に限らず、現状を改善するためのバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を行います。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	—	34.4%	45%	50%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 小学生高学年向けのユニバーサルデザイン出張講座の実施延べ回数	—	9校	—	60校
《主な活動指標①-2》【新規指標】 一般区民向け講演会、UD製品展の参加者人数	—	530人	—	550人
《成果指標②》【新規指標】 「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」の「柱3 便利に生活できる『まちづくり』」にある施設整備に関する施策の評価点の平均値	—	4.1点	—	4.2点
《主な活動指標②-1》 平成29年度以降にバリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長 【施策⑩-2の再掲】	0m	916m	1,800m	4,000m
《主な活動指標②-2》【新規指標】 バリアフリーまたはUDに配慮した公共施設の整備数（累積） * 足立区ユニバーサルデザイン推進計画（2019年度～2025年度）に基づき整備したもの	—	10施設	—	60施設

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

ユニバーサルデザイン推進計画

（主な事務事業）

ユニバーサルデザイン推進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.7→P188】

施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

施策⑤－1 感染症対策の充実

施策の方向（目標）

- 定期接種の推進や、結核に関する正しい知識の啓発を行い、結核のまん延を防止します。
- 区民が感染症対策を実践できるよう啓発し、感染症の発生を未然に防止することを目指します。
- 医師会や医療機関等との連携を強化し、感染症発生時の体制を整備することで拡大防止に努めます。

現状

- 令和元年の足立区結核り患率は、全国（11.0%）、東京都（13.0%）と比較し、依然として高水準であり、特に70代以上の高齢者の新規患者が多く、全体の6割弱を占めています。
- 結核など感染症のまん延を最小限に抑えるため、予防接種の適切な展開を実施するとともに、高齢者や生活習慣病患者など、リスクの高い層に対する正しい知識の普及啓発等を行っています。
- 新型コロナウイルスをきっかけとして、手洗いなど、感染症予防策の実践に対する区民の意識は高いものの、インフルエンザ等の感染症は毎年流行を繰り返しています。
- 医師会、医療機関との連携強化のため、医師会主催の感染症委員会での情報共有や、医療機関との感染症発生時対応訓練を実施しています。

課題

- 結核発症のリスクが高い層への継続的なアプローチが必要です。
- BCG接種率を下げないよう、区民に対する正しい知識の普及啓発等が必要です。
- 流行を繰り返すインフルエンザ等の感染拡大防止のため、一層の飛沫・接触感染防止の実践について啓発を行う必要があります。
- 早期に感染拡大を抑え込むためには、行政と医師会及び医療機関とのさらなる連携強化を図ることが必要です。

方針

- 乳幼児健診等の機会を活用し、BCG接種による小児の重症結核の予防の大切さを周知していきます。
- 広報媒体等を通じた啓発により、区民の帰宅時の手洗い実践率向上を図り、感染

症発生低減につなげていきます。

- 発生情報等を早期に共有し、感染症発生時の対応が円滑に進むよう、医師会主催の会議等で、医療機関への情報提供を行っていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 結核り患率（人口10万対） *低減目標	18.6%	15.6%	16.6%以下	14.9%以下
《主な活動指標①》 乳幼児のBCG定期予防接種率	97.9%	97.7%	99%以上	100%
《成果指標②》【新規指標】 最流行期（2月）のインフルエンザ 定点報告数（警報レベル30未満）	—	14.8	—	30.0
《主な活動指標②》【新規指標】 帰宅時に手洗いを実施している区民 の割合	—	—	—	100%
《成果指標③》【新規指標】 区内の医療機関からの感染症発生届 の期日内での提出率	—	—	—	100%
《主な活動指標③》【新規指標】 医師会との感染症対策会議実施回数 （年1回以上）	—	2回	—	2回

*新型コロナウイルス感染症に関する施策指標については、継続的に発生する疾患であるか不確定であるため、指標の設定はしていません。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

新型インフルエンザ等対策行動計画

（主な事務事業）

感染症予防・患者医療費公費負担事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



3 すべてのひとに健康と福祉を【ターゲット：3.3→P180】

施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

施策⑤-2 食品等の安全確保と生活環境の維持・改善

施策の方向（目標）

- 食品や水、薬品等の安全確保を図るために、営業者及び関連施設への検査や立ち入り指導を実施します。
- 区内の土地・建物の利用や管理について、良好な生活環境を保全するために、ごみ屋敷、不法投棄、落書きを減らしていきます。

現状

- 食品・水・薬品等の管理に係る監視指導を粘り強く実施した結果、検査適合率は上昇しており、平成29年度91.2%、平成30年度93.2%、令和元年度94.2%となっています。
- ごみ屋敷対策の直近3年の解決件数は年平均約90件超、「不法投棄110番」を開設し、処理個数はピーク時の平成24年に比べ半減しました。
- 落書き対策は、「落書き110番」を開設し、民有地の落書き消去を支援しています。

課題

- 相談や監視指導内容の複雑多様化により、検査適合率100%を目指すためには、施設や検査項目の精査、衛生指導に基づき営業者の自主管理を適切に促す等、監視指導業務の効率化を図っていく必要があります。
- ごみ屋敷対策、不法投棄対策ともに、民有地の適正管理には所有者や居住者の理解が必要です。
- 落書き対策は落書きを「放置しない」ことが大切です。

方針

- 営業者の自主管理に基づく衛生指導の徹底のほか、営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、HACCPに沿った適切な衛生管理を行えるよう監視指導し、公衆衛生の向上に寄与していきます。
- ごみ屋敷対策は対象者に寄り添いつつ、粘り強い指導を継続し解決を図ります。不法投棄対策は民有地の不法投棄物撤去を支援し、きれいなまちの実現を図ります。
- 落書き対策は落書きゼロを目指します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 食品・水・薬品及び関連施設等の検査適合率	94%	94.2%	97%	100%
《主な活動指標①》【新規指標】 食品・水・薬品及び関連施設等の監視指導数	—	(食品) 8,119件 (水) 960件 (薬品) 19件	—	(食品) 7,500件 (水) 1,000件 (薬品) 19件
《成果指標②》【新規指標】 地域がきれいになったと感じる区民の割合	—	—	—	50%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 ごみ屋敷の解決率	—	79.8%	—	80%
《主な活動指標②-2》【新規指標】 不法投棄処理個数 *低減目標	—	9,432 個	—	7,298 個
《主な活動指標②-3》【新規指標】 落書き消去率	—	92%	—	100%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

食品衛生監視指導計画

(主な事務事業)

環境衛生営業許可監視指導事業、食品衛生営業許可監視指導事業、診療所、薬局等の許可及び相談事業、生活環境保全対策事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 1 貧困をなくそう【ターゲット：1.3→P178】
- 3 すべてのひとに健康と福祉を【ターゲット：3.9→P180】
- 6 安全な水とトイレを世界中に【ターゲット：6.3→P183】
- 11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.6→P188】
- 12 つくる責任つかう責任【ターゲット：12.4→P189】
- 14 海の豊かさを守ろう【ターゲット：14.1→P191】
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

**施策⑤-3 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、
区民の暮らしを守る**

施策の方向（目標）

- 消費者が安心して日常生活を送れるよう、様々な世代に向けた啓発活動の充実を図り、消費者センターの存在を広く周知し、消費者被害の減少及び消費生活の向上を目指します。
- くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）の育成を行い、地域の中での活躍を通じて、消費生活に関する知識を持つ自立した消費者を増やします。
- 特殊詐欺被害の減少を目指し、被害防止の取組みを一層強化します。

現状

- 消費生活相談件数は近年増加傾向にあり、特に全世代でインターネットやスマートフォン等が普及したことにより、関連する相談が増加しています。
- 消費者講座や出前講座の実施、SNSや広報等での情報発信、くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）による啓発活動を支援するなど、消費生活情報の提供や知識向上に取り組んでいます。
- 特殊詐欺の被害件数は増加傾向にあり、令和元年の被害総額は約3億円に上っています。

課題

- 多様化・複雑化する消費者問題を解決するためには、一人で悩まず気軽に消費者センターへ相談することは重要であり、被害にあわないための情報周知を行うとともに、相談へと導くための周知が必要です。
- くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）の地域での身近な啓発活動を広げるためには、活動するための支援を拡充し、活動しやすい環境を整える必要があります。
- 特殊詐欺被害の発生を防ぐためには、特に被害にあいやすい高齢世帯を中心に、注意喚起だけでなく、より一層踏み込んだ対策が必要です。

方針

- 消費者問題の被害者・加害者にならないための情報を、SNSや広報等で様々な世代に向けて発信していきます。
- くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）の啓発活動促進を図るため、スキルアップ研修や養成講座等を行い、育成及び増員に努めます。
- 特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止を図るため、抑止効果の高い自動通話録音機の無償貸与や携帯電話抑止装置の設置促進を進めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 消費生活相談解決率(※1 ※2)	98.4%	98.0%	98%	98%
《主な活動指標①》【新規指標】 消費生活に係わる情報発信回数	—	35回	—	50回
《成果指標②》【新規指標】 くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）が啓発活動を行った対象人数 *（ ）はくらしのおたすけ隊の登録者数	—	— (49人)	—	2,000人 (60人)
《成果指標③》【新規指標】 区内における特殊詐欺の被害件数 *低減目標	—	145件	—	100件
《主な活動指標③-1》【新規指標】 自動通話録音機の貸与台数（累計）	—	4,500台	—	14,000台
《主な活動指標③-2》【新規指標】 特殊詐欺防止に係わる情報発信回数	—	33回	—	60回

(※1) 消費生活相談とは、契約トラブル、クーリング・オフ、商品の品質に関することなど、消費生活に関する相談。

(※2) 消費生活相談解決率とは、相談対応件数（処理不要・未解決除く）のうち、助言・あっせん等により何らかの解決に導いた件数の占める割合。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

地域経済活性化基本計画

（主な事務事業）

消費者支援事業、消費者センター管理運営事務、生活安全支援事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



12 つくる責任つかう責任【ターゲット：12.8→P189】

施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

施策⑤-4 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

施策の方向（目標）

- 「美しいまち」は「安全なまち」を合言葉に、区民、警察、区が一体となって「足立区総ぐるみ」で防犯・美化の施策を実践しながら、区のボトルネック的課題のひとつである「治安」をさらに改善するとともに、取組み内容を情報発信することで、区民の体感治安の向上を図ります。

現状

- 令和元年の刑法犯認知件数が戦後最少となる 4,764 件を記録し、同年の世論調査では、居住地域の治安が「良い」「どちらかといえば良い」の回答割合が聴取を開始した平成 23 年以降最高となる 58.3%を達成しました。
- 自転車盗難や特殊詐欺被害の防止を啓発するため、駅頭キャンペーンや区民まつり、しょうぶまつりなどのイベント会場や商業施設において、区民、警察、区の協働による啓発活動を継続的に実施しています。
- 不法投棄はピーク時の平成 24 年に比べて半減、落書き対策は民有地の落書き消去の支援も実施しています。

課題

- 刑法犯認知件数が平成 13 年ピーク時の 16,843 件から 3 分の 1 以下に減少したことと比べ、体感治安が良いと感じる区民の割合は、平成 23 年の 39%から 19 ポイントの増にとどまっており、区外からの区に対する治安イメージも必ずしも改善されたとは言えない状態です。
- 刑法犯認知件数の約 3 割を占める自転車盗難対策と約 1 割を占める万引き対策、特殊詐欺被害を防止するための対策を継続的に推進するとともに、犯罪種別に応じた対策を検討する必要があります。
- 不法投棄や落書き対策は、早期発見・早期処理と再発防止が重要であり、不法投棄通報協力員や協力企業との連携を強化する必要があります。

方針

- 青パト車両による防犯パトロールや「ながら見守り」(※)、路面シート等の「見せる防犯」を意識した視覚効果が高い施策を継続することによって、犯罪抑止効果と体感治安の向上を図るとともに、区内の治安改善状況を正しく伝えるため、広報媒体や A-メール、SNS 等を活用した情報発信を強化します。
- コロナ禍を転機に「新しい生活様式」を踏まえた、既存の啓発活動を見直し、参

加人数の制限や「3密」になりやすいイベントの開会式・閉会式の省略など新たな啓発方法を検討します。

■ 不法投棄や落書きが頻発する地区のパトロール強化に取り組んでいきます。

(※)「ながら見守り」とは、犬の散歩、ウォーキング、ジョギング、子どもの送迎、公園の花の手入れや清掃活動、自宅（屋外）の花の手入れ、企業の日常業務等、日常活動をしながら、不審な人物や車両がないかなど、まわりに目を向けることで、子どもや地域の安全を守ろうとする活動。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H28年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 体感治安が「良い」と感じる区民の割合	54.1%	58.3%	59.0%	64.4%
《主な活動指標①-1》 区内刑法犯認知件数 * 低減目標 * () は自転車盗難件数 (内数)	6,519件 (2,533件)	4,764件 (1,664件)	4,700件 (1,600件)	4,300件 (1,500件)
《主な活動指標①-2》【新規指標】 「ながら見守り」参加登録者数	—	—	—	2,500人
《主な活動指標①-3》【新規指標】 防犯に関する情報発信件数（「メールけいしちょう」を除く）	—	—	—	100件
《主な活動指標①-4》【新規指標】 不法投棄処理個数 * 低減目標 【施策⑤-2 の再掲】	—	9,432個	—	7,298個
《主な活動指標①-5》【新規指標】 落書き消去率 【施策⑤-2 の再掲】	—	92%	—	100%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

ビューティフル・ウインドウズ運動推進アクションプログラム

(主な事務事業)

生活安全支援事務、まちづくり推進事業管理運営事務

* 【再掲】生活環境保全対策事業（施策⑤-2）



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.2→P188】
- 16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.1→P193】
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

施策⑤－5 反社会的団体等の排除

施策の方向（目標）

- 地域団体の活動を支援し、警察と連携して、反社会的団体等の排除を目指します。

現状

- 「足立区反社会的団体の規制に関する条例」の対象団体に、条例に基づく報告請求や行政処分を行っています。
- 暴力団事務所の撤退を目指し、警察と連携して事務所使用差止の申立てを行っています。

課題

- 反社会的団体の規制に関する条例の対象団体を強制的に排除する方策がなく、地域住民の不安を解消するには至っていません。
- 警察と連携して暴力団等反社会的団体の撤退を目指し、法的対応を行っていますが、撤退には至っていません。

方針

- 反社会的団体の規制に関する条例の対象団体の排除に向けて、抗議行動や啓発活動に対する支援等、住民協議会の活動を支援するとともに、条例に基づく対応を継続していきます。
- 警察と連携し、区内暴力団事務所の排除に取り組めます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「足立区反社会的団体の規制に関する条例」の対象となる団体が所有及び賃貸している施設の数 *低減目標	3施設	3施設	2施設	0施設
《主な活動指標①》【新規指標】 「足立区反社会的団体の規制に関する条例」の対象となる団体の解散撤退を求める住民協議会への支援(※)回数	—	15回	—	20回
《主な活動指標②》【新規指標】 暴力団事務所撤退に向けた警察や暴走センター等関係機関との協議回数	—	7回	—	18回

(※) 抗議行動や啓発活動、協議会全体会開催等の支援

【関連する個別計画や主な事務事業等】

- (主な事務事業)
- 危機管理事務



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.1、16.4→P193】

施策群⑥ 環境負荷が少ない暮らしを実現する

施策⑥-1 地球温暖化対策の推進

施策の方向（目標）

- 地球温暖化対策の啓発により、区民の環境意識を高めます。
- 太陽光発電の導入支援により、気候変動をもたらす二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用を増やします。
- 環境性能の高い設備機器の導入により、区施設の省エネを推進します。
- 気温や降水量の変化による影響についての情報提供を拡充し、気候変動に備えた対策や行動を促し、被害の回避・軽減を図ります。

現状

- 節電や節水など省エネルギーを心がけている区民の割合は、2011年の東日本大震災直後の約70%から年々低下し、ここ数年は50%前後で推移しており、特に若年層（20代・30代）で低くなっています。
- オリジナルの教材や出前講座プログラムを提供し、小・中学校と連携して環境学習を実施しています。
- この5年間で省エネ家電や太陽光発電等に約2万件助成した効果もあり、区内の二酸化炭素排出量は約14%減、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの区内の導入量は約33%増となりました。
- 区の施設における電気使用量は、照明のLED化などによって5年前に比べ、約14%減となっています。
- 近年の気象災害の中には、地球温暖化の影響で被害が甚大化したケースも少なくありません。

課題

- 生活様式や価値観が多様化する中、区民の地球温暖化が及ぼす影響に関する理解を深め、環境に配慮した行動に繋げることが必要です。
- 小・中学校の環境学習をさらに発展させ、具体的な環境行動につながるような取り組みが必要です。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取価格の低下や10年の買取期間が満了する設備が出始めており、インセンティブの低下を踏まえた導入促進策が必要です。
- 区施設は省エネの推進と積極的な再生可能エネルギーの活用に努め、区民・事業者等を牽引していくことが求められています。

- 気候変動により極端な気象の増加が見込まれ、その影響を回避・軽減するための備えが必要です。

方針

- 日々の行動が将来の気候に影響を与えることをわかりやすく啓発し、意識や行動、ライフスタイルの変容につなげていきます。
- 小・中学校との連携を高校・大学へ拡大するとともに、インフルエンサーの起用など、若年層に向けた新たな手法により、環境意識の向上と行動変容につなげていきます。
- 区民ニーズや技術革新の動向を考慮し、二酸化炭素の排出削減に貢献する助成制度を継続します。
- 区施設の設備機器を省エネ性能の高いものに更新するとともに、太陽光発電の導入や電力調達の工夫により、再生可能エネルギーの活用を進めていきます。
- 気候変動による影響のうち、特に区内の影響が大きいと考えられる暑さと水害、渇水対策の必要性を啓発するとともに、気候変動適応法に基づく、気候変動適応計画を策定し、被害や影響を回避、軽減する対策を講じていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 環境のために、節電や節水など省エネルギーを心がけている区民の割合	54.6%	50.3%	62.3%	70%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 地球温暖化に関する講座等の実施回数 * () は参加者数	—	222回 (7,885人)	—	260回 (9,400人)
《主な活動指標①-2》【新規指標】 地球温暖化に関する広報紙やSNSの 情報発信回数	—	294回	—	365回
《成果指標②》 区内の再生可能エネルギーの導入量 (累計) * 出典：資源エネルギー庁	31,788kW	38,017kW	34,688kW	45,000kW
《主な活動指標②》【新規指標】 区の助成により導入された年間の太陽光 発電の導入量	—	652kW	—	720kW
《成果指標③》【新規指標】 区施設の年間電気使用量	—	58,895MWh	—	53,545MWh

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

環境基本計画

(主な事務事業)

省エネ・創エネ推進事業、環境計画推進事業、環境保全普及啓発事業、
環境学習推進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに【ターゲット：7.2、7.3→P184】
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう【ターゲット：9.4→P186】
- 11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.b→P188】
- 12 つくる責任 つかう責任【ターゲット：12.8→P189】
- 13 気候変動に具体的な対策を【ターゲット：13.1、13.2、13.3→P190】
- 14 海の豊かさを守ろう【ターゲット：14.3→P191】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する

施策⑥-2 ごみの減量・資源化の推進

施策の方向（目標）

- 限られた資源の有効活用と最終処分場の延命のため、大量消費・大量廃棄の生活を見直し、ごみの減量・資源化を推進します。
- 区民や事業者等のごみの減量・資源化の意識を高め、行動変容を促し、ごみの発生抑制、持続可能な資源利用への転換を図ります。

現状

- 家庭ごみ量については、世帯と人口の増加に反して、区民一人1日あたりのごみ排出量は減少しています（平成27年度：561.1g ⇒ 令和元年度：533g）。
- 事業系ごみ量については、平成21年度以降は約43,000tとほぼ横ばいで推移しています。
- 3R事業により、ごみ削減と資源化率の向上を図ってきましたが、最近では海洋プラスチック（※）問題が注目され、廃プラスチックの削減が求められています。
- 令和元年度に食品ロス削減推進法が制定されましたが、区の家庭から排出される燃やすごみには、未利用食品が3.6%、食べ残し等も2.6%含まれています。

課題

- 燃やすごみの中には資源化できるものが多く含まれているため、正しい分別の徹底により資源化を図るとともに、無駄な物を買わない等の行動を普及させることで、ごみ排出量を抑制しなければなりません。
- 事業系ごみは、リサイクルできる紙類が多く含まれたまま、その他のごみと一緒に焼却されているため、ごみ減量のためには分別の徹底が必要です。
- 限られた資源の有効活用と環境負荷の低減を図るため、使い捨てプラスチックの資源化と削減を進めていく必要があります。
- 食品ロスについては、SDGsの「飢餓をゼロに」「つくる責任つかう責任」の目標達成に向けて、社会全体のさらなる「もったいない」意識の向上が必要です。

方針

- 限られた資源を有効活用するため、「混ぜればごみ、分ければ資源」をわかりやすく周知し、分別の徹底を図るとともに、区民に対して3Rを広く、粘り強く啓発し、ごみ排出量の抑制を図るとともに、資源回収量及び資源化率を向上させていきます。
- オフィスビルや商業施設などの事業者に対しても、3Rの啓発・助言により、さらなるごみ減量を図るとともに、事業系一般廃棄物の適正処理が安定的・計画的に

進められるよう許可業者への適切な指導を行います。

- 使い捨てプラスチックの削減に向けた効果的な啓発を進めるとともに、ごみ量の削減と資源化策の検討を進めます。
- 食品ロスを削減するため、飲食店や流通関係事業者、フードバンク等と連携し効果的な啓発や事業を行ないます。

(※) 海洋プラスチックは、海を汚染するだけでなく、河川等に不法投棄されたペットボトルやレジ袋が海に流れつく過程で粒子状となり、魚等の生き物が飲み込むため、そこに住む生き物にも影響を与える。世界で注目され問題視されている。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①-1》 区民一人1日あたりの家庭ごみ排出量 *低減目標	561.1g	533g	510.1g	470g
《成果指標①-2》 区内のごみ量（区収集ごみ量+事業系持込ごみ量） *低減目標	181,248t	178,658t	169,400t	158,400t
《主な活動指標①-1》【新規指標】 プラスチックごみ削減のため、マイバッグを使うなどして不要なレジ袋を断っている区民の割合	—	56.5%	—	75%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 家庭ごみにおける、未利用食品の割合 *低減目標	—	3.60%	—	2.76%
《成果指標②》 資源化率	19.7%	19.1%	25.1%	21.5%
《主な活動指標②》【新規指標】 資源回収量	32,872t	30,503t	31,100t	30,900t

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

一般廃棄物処理基本計画

（主な事務事業）

ごみ収集運搬事業、3R推進事業、集団回収支援事業、資源化物行政回収事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 2 飢餓をゼロに【ターゲット：2.1→P179】
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう【ターゲット：9.4→P186】
- 12 つくる責任つかう責任【ターゲット：12.3、12.5→P189】
- 14 海の豊かさを守ろう【ターゲット：14.1→P191】
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策⑦-1 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実

施策の方向（目標）

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、さらなる介護予防の推進、医療介護連携の強化、住まいの確保に取り組めます。
- 認知症になっても現在の暮らしを継続するために、認知症への区民の理解を深め、サポートや相談体制の充実を図ります。

現状

- 介護認定を受けていない高齢者へのアンケート調査（令和元年度）では、介護が必要となったとき、63.8%の方が「介護サービスを利用しながら自宅で生活したい」と一番多く回答しています。
- 75歳以上単身世帯へのアンケート調査（令和元年度）では、52.1%の方が「ひとりで暮らすことについて不安を感じる」と答えています。
- 全国居住支援活動実施団体への調査（平成30年度厚労省事業）では、37.1%の活動団体が「支援対象は高齢者が一番多い」と一番多く回答しています。
- 特別養護老人ホーム（特養）の入所待機者数は平成29年度以降年々増加し、令和2年6月時点で、約2,500名となっています。
- 在宅サービス事業所へのアンケート調査（令和元年度）では、33.2%の事業所が「医療機関と連携していない」と答えています。

課題

- 筋力などの体力だけでなく、口腔・栄養など高齢者が自分自身に必要なことを理解し、自ら介護予防に取り組む意識を高めなければなりません。
- 「認知症」の方は一人ひとり疾病状況や家族構成、住まいの環境などが異なり、家族だけで、かつ画一的なケアの仕組みだけで支えていくことは困難です。
- 経済的な理由や見守りが必要との理由により、住まいが確保できない高齢者への支援ニーズが高まっています。
- 自宅での介護が特に困難な場合など、入所する必要性の高い高齢者が速やかに特養へ入所できるよう、高齢者の受け入れ数を増やす必要があります。
- 在宅での暮らしを継続するためには、医療と医療、医療と介護など、その人にあった支援のための連携強化が必要です。

方針

- さまざまな形態の介護予防事業を実施して高齢者の参加を促し、介護予防の必要性の認識や正しい知識の向上を図ります。
- 認知症は早めのケアやサポート体制を整えることで進行を遅らせることができます。そのため、「介護予防チェックリスト（元気な高齢者を対象に3年に1度実施）」を活用し、認知症に早く気付き、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みの構築やサポートする人材の育成を進め、医療機関や介護保険につなげていきます。
- 住み慣れた地域に継続して暮らせるよう、高齢者を見守る仕組みの構築や、すまいの確保に向けた相談・連携体制を強化していきます。
- 自宅での介護が特に困難な特養入所待機者が、1年以内に入所できる床数を確保するため、計画的に施設の整備を進めていきます。
- 住み慣れた場所で人生を全うできるよう、人生の終末期を迎えるために必要な医療や介護の連携体制を整えます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 介護が必要になっても今の地域で安心して暮らし続けられると思う高齢者の割合	—	R2.12月頃に判明	—	現状値を受けて検討
《主な活動指標①-1》【新規指標】 区が実施する介護予防事業に参加した高齢者の割合	—	15.51%	—	20%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 チェックリストで認知症の疑いが判明し医療機関や介護保険につなげた高齢者の割合	—	集計中	—	現状値を受けて検討
《主な活動指標①-3》【新規指標】 高齢者の住宅あっせん事業利用者数	—	32人	—	80人
《主な活動指標①-4》【新規指標】 特別養護老人ホーム整備済床数	—	2,813床	—	3,483床
《主な活動指標①-5》【新規指標】 自宅での看取りの件数（人口10万人あたりの件数）	—	128.8件 (H30)	—	170件

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

地域包括ケアシステムビジョン、特別養護老人ホーム整備方針

(主な事務事業)

一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症高齢者支援事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 3 すべての人に健康と福祉を【目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
*目標に直結】
- 11 住み続けられるまちづくりを【目標：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する *目標に直結】
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策⑦-2 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実

施策の方向（目標）

- 必要な支援を適切なサービスにつなぐ相談支援を充実させることにより、住み慣れた地域で必要な支援を受けられるようにします。
- 発達支援が必要な児童に対しての気づきや発見の仕組みを構築することで、適切な支援につながる相談を円滑に実施します。

現状

- 相談支援事業所が不足していることから、障がい者が日常的に感じている生活のしづらさを解決するための、適切な障がい福祉サービスと結びつける支援が不十分です。
- 特に、在宅サービス利用者において、より適切なサービス利用に結びつけるための、相談支援事業所によるケアプランの作成率が低くなっています。
- 人口増にあわせ障がい児の数も微増傾向が続き、発達障がい児や、NICUなど医療の発達を背景とする重症心身障がい児・医療的ケア児が増えています。

課題

- 本人が常に最適なサービスを受けるためには、相談支援専門員によるケアプランの作成やモニタリングが重要であるため、それらを担う相談支援事業所の拡大が必要です。
- 発達に特別な配慮を必要とする子どもや、医療的ケア児等への適切な対応を行うためにも、早い時期から発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。

方針

- 相談支援事業所の拡充に取組み、利用者が本来必要とするサービスを受けられるようにすることで、障がい者サービスの利用者満足度の向上につなげます。
- 発達に特別な配慮を必要とする子どもの気づきや発見のしくみを充実させ、相談を必要とする保護者を支援していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 在宅で障がい福祉サービスを利用する障がい児・者への満足度調査で肯定的な回答をした人の割合	—	34.6%	—	50%以上
《主な活動指標①》【新規指標】 指定特定相談支援事業所(※1)の箇所数	—	28 か所	—	50 か所
《成果指標②》【新規指標】 こども支援センターげんきにおける発達相談件数	—	1,244 件	—	1,290 件
《主な活動指標②》【新規指標】 「気づきのしくみ」(※2)から発達相談につながった件数	—	75 件	—	110 件

(※1) 指定特定相談支援事業所とは、区が指定する相談支援事業所で、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成したり、作成した計画が適切かどうか見直し（モニタリング）を行い、計画を変更するなどにより、障がい者の自立を支援し、適切なサービス利用につなげる役割をもつ事業所です。

(※2) 気づきのしくみとは、認可保育園に通う、社会性が芽生える4歳児を対象とした事業。保護者アンケートに基づき、「こども支援センターげんき」の心理士・作業療法士が行動観察を実施。子どもの状況に応じた細やかな保育が継続的に展開され、スムーズな就学につながるよう、園や保護者を支援するものです。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画

(主な事務事業)

障がい者自立支援給付費支給事業、障がい福祉センター事業

* 【再掲】発達障がい児支援事業（施策①－3）



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.4→P180】

10 人や国の不平等をなくそう【ターゲット：10.2→P187】

施策群⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策⑦-3 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護

施策の方向（目標）

- 高齢者虐待等への対応力を強化し、セーフティネットの対象を虐待以外の困難ケースにも広げ、高齢者の虐待防止のため、権利擁護のさらなる充実を図ります。
- 区職員を含め、関係機関に対する研修・助言等を実施し、虐待対応の技術を高め、障がい者の虐待防止のため、権利擁護の充実を図ります。
- 地域連携ネットワークの構築・拡充を通じて、社会福祉協議会権利擁護センターあだちの相談事業や地域福祉権利擁護事業等を充実し、成年後見制度の利用促進を図ります。

現状

- 平成29年度より、地域包括支援センターに寄せられた高齢者虐待を全件報告するとともに、対応マニュアルの改訂を行い、進行管理しています。
- 令和2年度より、障がい福祉課に虐待防止・権利擁護担当を新設し、障がい者虐待への助言・指導の体制を整えています。
- 成年後見制度の利用促進に向け、地域連携ネットワーク検討協議会を立ち上げる等、区と権利擁護センターあだちが連携し、中核機関設置の準備を進めています。

課題

- 困難ケースに対応する地域包括支援センター等が、適切な対応及び客観的な記録作成ができるよう、今後もスキルアップをしていく必要があります。
- セーフティネットの範囲を、今後増えることが見込まれる高齢者の生活破綻の困難ケースにも広げ、虐待対応に準じた適切な対応を行っていくことが必要です。
- 区の各障がい援護係や関係機関は、虐待についての具体的な対応方法をスキルアップするため、虐待が起きる背景や予防策等について学んでいくことが必要です。
- 中核機関を設置し、成年後見制度等の権利擁護支援につなぐための機能充実を図ることが必要です。

方針

- 地域包括支援センター等への助言・相談体制を整備していくことで、高齢者虐待及び生活破綻の困難ケースへの対応力を強化し、高齢者のセーフティネットの範囲を広げて、その適切な対応の進行管理を行います。
- 各障がい援護係職員向けの内部研修を行うとともに、相談支援事業所や通所・入所施設等の外部向けに研修や情報交換会等を実施し、関係機関との連携強化を図る

ていきます。

- 支援が必要な区民に対して、中核機関が支援チームづくりを推進し、確実に成年後見制度等の権利擁護支援につなげていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 高齢者虐待及び対応困難ケースの通報件数	—	443件	—	500件
《主な活動指標①》【新規指標】 虐待以外の困難ケースの通報件数	—	103件	—	150件
《成果指標②》【新規指標】 障がい者虐待通報・相談件数	—	0件	—	70件
《主な活動指標②》【新規指標】 障がい者の虐待相談等に係る関係機関等への助言	—	0件	—	200件
《成果指標③》 区民の成年後見制度利用者数	—	1,166件	1,220件	1,400件
《主な活動指標③》【新規指標】 成年後見制度に関する相談受付件数 (権利擁護センターあだち分)	—	3,742件	—	4,000件

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画

(主な事務事業)

高齢者緊急一時保護事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度利用助成事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.1→P193】

施策群⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策⑦-4 **くらしやしごとで困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実**

施策の方向（目標）

- くらしやしごとで困っている人に対しての相談・支援体制を強化・充実し、必要なサービスに適切につなげ、自立を支援します。
- 生活保護受給世帯に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、必要な援助を行い、自立を支援します。
- 子どもがいる生活保護受給世帯に対しては、子どもの貧困対策に鑑み、必要な援助を行い、自立に向けた就学を支援します。

現状

- 相談者が抱える問題は、離職や減収といった経済的な問題だけでなく、傷病・障がい、精神疾患やDV、虐待、多重債務、元ホームレス等、多岐にわたっています。
- 福祉事務所やくらしとしごとの相談センターをはじめとした関係機関が連携を図り、必要な方に必要な支援が行き届くよう支援しています。
- 生活保護世帯に対する就労支援や子どもへの支援等を充実させることにより、自立を支援しています。

課題

- 1人の相談者が複数の課題を抱えた相談や、家族を含めた相談ケースなどが増加しており、さらに庁内外の関係機関と連携した支援を実施する必要があります。
- 生活保護受給世帯の就労支援については、「その他の世帯」(※)の就労率が、国の定めるKPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）に達していない状況にあるため、きめ細かい就労支援を行う必要があります。
- 生活保護受給世帯の子どもへの支援については、高等学校等中退率が、国・東京都よりも高い状況にあるため、子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。

方針

- 生活困窮者への支援は、的確なサービスにつなげ、本人の状況に応じた知識や情報の提供及び助言を行うとともに、自立に向けた就労支援・学習支援等を関係機関と連携しながら実施していきます。
- 生活保護受給世帯への就労支援については、「その他の世帯」(※)に重点を置いて実施していきます。
- 生活保護受給世帯の子どもへの支援については、有子世帯係（子どもがいる世帯のみを担当する係を中部第二福祉課に新設。令和元年度からモデル運用）の成果を

検証・分析し、高等学校等中退率の抑制を図る体制を構築していきます。

(※) 世帯類型の1つで「高齢者世帯」「母子世帯」「障がい世帯」「傷病世帯」以外の世帯を指します。「その他の世帯」は就労可能性の高い世帯です。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 生活困窮者における就労等決定者数 (就労決定・進路決定者数)	—	294人	—	330人
《主な活動指標①》【新規指標】 生活困窮者自立支援相談件数	—	5,063件	—	5,400件
《成果指標②》 生活保護受給世帯の「その他の世帯」の就労率(稼働収入認定のある世帯の割合)	46.6%	42.1%	48.0%	50.0%
《主な活動指標②》【新規指標】 包括的就労支援事業利用者数	—	1,322人	—	1,500人
《成果指標③》 生活保護受給世帯の高等学校等の中退率(過去4年間の平均) *低減目標	6.4%	5.0%	4.8%	4.0%
《主な活動指標③》【新規指標】 有子世帯係における子どもの現認率 (夏季休業期間)	—	93.9%	—	100.0%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(主な事務事業)

生活困窮者自立支援事業、生活保護費給付事業施行事務、生活保護費給付事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



- 1 貧困をなくそう【ターゲット：1.3→P178】
- 2 飢餓をゼロに【ターゲット：2.1→P179】
- 3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.8→P180】
- 8 働きがいも経済成長も【ターゲット：8.6→P185】

施策群⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

施策⑦-5 民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実

施策の方向（目標）

- 民生・児童委員等との協働・協創による地域の絆づくりを推進し、地域の中に相談できる人がいることを実感できる地域づくりを進めます。
- 障がい者支援において地域の身近な支え手を増やすことで、より多くの人を支え合う地域づくりを推進していきます。

現状

- 民生・児童委員は、住民からの相談・支援や高齢者・障がい者・生活保護世帯の訪問に加え、児童虐待や子どもの貧困世帯の見守り、避難行動要支援者への災害対応等多岐に渡る活動を行っています。
- 町会・自治会、民生・児童委員による高齢者の見守りにより、孤立のおそれのある方を早期に発見し、必要な行政サービスや地域活動につなげています。
- 障がい者が必要とする支援は、障がい種別により異なりますが、身近な地域で障がい者が相談できる支援体制は、充足しているとは言えない状況です。

課題

- 民生・児童委員の経験年数は計画策定時の平成27年は平均10年でしたが、令和2年現在は7年と経験年数が減少しています。また、民生・児童委員の欠員は解消せず、現民生・児童委員の負担増にもなっています。
- 血縁・地縁・社縁など人と人とのつながりが薄れ、社会的な孤立に陥りやすい社会環境があるため、町会・自治会をはじめとした様々な地域の主体と協働・協創し、地域コミュニティを活性化する必要があります。
- 地域共生社会を実現するために、身近な地域の方々の障がいに対する理解を深め、必要な支援について共に考えていくことが必要です。

方針

- 経験年数の短い民生・児童委員への実践的な研修を厚く実施することで活動しやすくすると共に、各地区会長との情報共有を図り、欠員解消への協力を依頼します。
- 町会・自治会等による調査をきっかけに地域で自主的な声かけや見守り活動を行う団体を増やし、互いに支え合う絆のあんしんネットワークを強化していきます。
- 障がい福祉に関連するネットワークを拡充することで、身近な地域で相談ができ必要なサービスの支援を受けられることにより、生活の質が向上することを目指します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 家族・友人・知人以外に何かあった 時に相談する相手がいる高齢者の割合	—	—	—	60%
《主な活動指標①-1》 民生・児童委員が扱う相談・支援件数	56,127 件	48,298 件	60,000 件	56,000 件
《主な活動指標①-2》【新規指標】 「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施団体数	—	—	—	110 団体
《成果指標②》【新規指標】 家族や行政以外に、相談できる相手 がいる障がい者の割合	—	—	—	50%
《主な活動指標②-1》（再掲） 民生・児童委員が扱う相談・支援件数	56,127 件	48,298 件	60,000 件	56,000 件
《主な活動指標②-2》【新規指標】 障がい関連ネットワーク(※)の開催 回数	—	31 回	—	45 回

(※) 障がい関連ネットワークとは、地域自立支援協議会とその専門部会の他、障がい別やサービス別のネットワークを含み、地域での連携強化と支援の質の向上を目的に、事業所、障がい者団体、当事者、民生委員などが参加している。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(主な事務事業)

民生・児童委員活動支援事業、民生委員推薦会運営事務、
孤立ゼロプロジェクト推進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



17 パートナリーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑧ 健康寿命の延伸を実現する

施策⑧－1 住んでいると自ずと健康になれる仕組みの構築

施策の方向（目標）

- 健康寿命の延伸に向け、糖尿病対策に重点を置き、区民が野菜を食べやすい環境づくりを進め、野菜摂取量の増加を図ります。また、区民のがん検診の受診状況を把握し、効果的な受診勧奨を進めます。

現状

- 平成 27 年の健康寿命は、平成 22 年に比べ男女ともに 1 歳以上延伸し、都平均との差は男性 1.53 歳、女性 1.14 歳まで縮小しました。
- ベジタベライフ協力店は、624 店舗（平成 27 年）から 815 店舗（令和元年）に増加しました。
- 「がん検診の制度が分かりにくい」と答えた人の割合は、平成 26 年度 28.2%（衛生部調査）から令和元年度 12.3%（世論調査）に改善されています。
- 区のがん検診受診率は減少傾向にありますが、会社や個人で検診を受けている場合など、区民全体の受診状況が把握できていませんでした。

課題

- 野菜から食べている区民割合は増加しましたが、推定平均野菜摂取量は横ばいであるため、学校保健、地域保健での啓発に加え、事業所などの職場領域における産業保健への啓発を進めていく必要があります。
- 世論調査によって、今まで見えなかったがん検診の受診状況を把握し、受診率の低い世代に重点的に受診勧奨を進めていく必要があります。
- 区のがん検診だけでなく、区民全体の受診向上を図るための啓発が必要です。

方針

- ベジタベライフ協力店を増やす等の環境整備に加え、働き世代を対象にした元気な職場づくり応援事業(健康経営)を通じて、野菜摂取量の増加をはじめとした生活習慣の改善に繋がっていきます。
- 世論調査の質問を見直して区民全体のがん検診の受診状況を把握し、受診率が低い年代や性別などにターゲットを絞った啓発や受診勧奨を実施します。
- 早期発見・早期治療による治療費の負担軽減など、がん検診を受診することのメリットを広く周知し、受診意欲の向上に努めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 区民の健康寿命	—	(男性) 77.49歳 (女性) 82.31歳 (H27)	—	(男性) 78.9歳 (女性) 83.3歳 <small>*R2年についてR4年に算出予定</small>
《主な活動指標①-1》【新規指標】 あだちベジタベライフ協力店登録数	—	815店舗	—	900店舗
《主な活動指標①-2》【新規指標】 元気な職場づくり応援事業支援事業 所数(累計)	—	1事業所	—	25事業所
《主な活動指標①-3》【新規指標】 区民の1日あたりの推定平均野菜 摂取量	—	221g	—	320g
《主な活動指標①-4》【新規指標】 この一年間で何らかのがん検診を受 診した区民の割合	—	—	—	検討中
《主な活動指標①-5》【新規指標】 自宅や職場などの身近な場所で運 動・スポーツを行う区民の割合 【施策③-3の再掲】	—	—	—	49%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

保健衛生計画、糖尿病対策アクションプラン

(主な事務事業)

健康あだち21推進事業、糖尿病対策事業、がん検診事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



- 3 すべての人に健康と福祉を【目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
*目標に直結】

施策群⑧ 健康寿命の延伸を実現する

施策⑧－2 地域における保健・医療体制の充実

施策の方向（目標）

- 休日・夜間における医療体制の確保や、東京女子医科大学東医療センターの連携を通じて、安心して暮らせる医療体制の充実を図ります。
- 更なる区民サービス向上のために、地域保健活動の拠点となる保健所・保健センターの適正な管理運営を推進します。
- 新しい生活様式に対応するため、ICTを活用した健康保持・増進事業を推進します。

現状

- 区民の医療不安をなくすため、年間100%の休日応急診療事業等の開設を実施しているほか、一般の歯科診療所において治療が困難な年間370名程度の障がい児が継続的に診療できる場を提供しています。
- 東京女子医科大学東医療センターの開設に向け、関係者等を交えた調整を行い、安心できる医療体制の充実を図っています。
- 保健所の適正な管理運営と保健衛生事業の円滑な推進を確保するため、東部を除く保健センター等の窓口業務を委託しています。

課題

- いつでも安心して受診できる医療体制を維持するためには、医療従事者の安定確保が課題となっています。また、高度かつ専門的な医療の機能を有する東京女子医科大学東医療センターと体制整備を進め、医療機関同士の連携の強化を図る必要があります。
- 保健センター等窓口の委託により、業務の可視化・標準化を促進していますが、区民が求める待合時間の短縮など、引き続き業務水準のレベルアップが必要です。
- 新しい生活様式に見合ったサービスの提供として、保健センター等業務のICT化を検討し、区民の課題解決と負担軽減を図るための業務革新を推進する必要があります。

方針

- 引き続き区民が安心して利用できる医療体制づくりのため、医療従事者の安定した確保に向け、各師会等関係機関との連携を強化し、安定した開設を目指すほか、移転予定の東京女子医科大学東医療センターとの連携を推進します。
- 区民の利便性を一層高めるため、受託事業者と調整し、保健センター業務の更なる効率化、業務水準の向上を推進していきます。

- ICTを活用し、区民が安心できる保健・医療体制の整備を推進するため、母子カードの電子化など、新たな事業・サービスの展開を創出していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合	66%	65.4%	68%	70%
《主な活動指標①》 休日応急診療所における開設予定日数に対する実際に開設できた日数の割合	100%	100%	100%	100%
《成果指標②》【新規指標】 窓口アンケートにおける窓口の「要件終了までの時間」が早いと感じている区民の割合	—	—	—	93%
《主な活動指標②》【新規指標】 委託従事者の業務習熟度	—	—	—	3.0

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

保健衛生計画

(主な事務事業)

保健衛生管理事務、休日応急診療事業、足立保健所管理運営事務



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



- 3 すべての人に健康と福祉を【目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
* 目標に直結】

施策群⑧ 健康寿命の延伸を実現する

施策⑧－3 持続可能な医療保険制度の運営

施策の方向（目標）

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険給付の適正化や保険料収納率の向上により、持続可能な運営を図ります。

現状

- 少子・超高齢社会の進展により、国民健康保険の被保険者と保険給付は減少傾向にあります。
- 後期高齢者医療制度の被保険者と保険給付は、75歳到達に伴う後期高齢者医療制度への移行により増加傾向にあります。
- 医療技術の高度化等により区民一人あたりの保険給付は国民健康保険・後期高齢者医療制度ともに増加傾向にあります。
- 様々な滞納整理の取組みにより、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納率が向上し、いずれも23区順位が上昇しました。

課題

- 保険給付の負担が重くなり過ぎないために、適正な医療給付が必要です。
- 保険給付の抑制のため、適正受診に向けての区民への丁寧な説明が必要です。
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の滞納整理の取組みのほか、滞納とならないための更なる工夫や取組みが必要です。

方針

- 健診部門である部署と連携し、生活習慣病の予防のため、特定健診や後期高齢者医療健診の更なる受診率向上による生活習慣改善と保険給付の抑制を図ります。
- ジェネリック医薬品の更なる利用促進、重複服薬、薬のもらい過ぎなどいわゆるポリファーマシーの防止など、保険給付の適正化に向けての対策とわかりやすいPRを行っていきます。
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の適正賦課及び厳正な滞納整理や納期内納付の推進により収納率の向上を図ります。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 国民健康保険の一人あたりの療養諸費（東京都平均を100としたときの指数で対比） *低減目標	104.1	103.1	103.9	102.1
《主な活動指標①-1》【新規指標】 特定健診の受診率	—	42.6%	—	60.0%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 ジェネリック医薬品の使用率（国民健康保険）	—	77.2%	—	82.0%
《成果指標②》【新規指標】 国民健康保険料収納率 【施策⑯-2の再掲】	65.96%	75.99%	70.79%	78.98%
《成果指標③》 後期高齢者医療制度の一人あたりの保険給付費（東京都平均を100としたときの指数で対比） *低減目標	102.5	103.8	100.8	100
《主な活動指標③-1》【新規指標】 後期高齢者医療健診の受診率	—	52.6%	—	70.0%
《主な活動指標③-2》【新規指標】 ジェネリック医薬品の使用率（後期高齢者医療制度）	—	76.8%	—	82.0%
《成果指標④》【新規指標】 後期高齢者医療保険料収納率 【施策⑯-2の再掲】	96.58%	97.79%	96.61%	99.00%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

国民健康保険特定健康診査等実施計画

（主な事務事業）

国民健康保険保健事業、後期高齢者医療給付事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.4、3.8→P180】

施策群⑨ 災害に強いまちをつくる

施策⑨-1 震災や火災などに強いまちづくりの推進

施策の方向（目標）

- 道路拡幅による避難路の確保や公園の整備・老朽建築物の建替えなどを着実に進めることで、密集市街地の不燃領域率の向上に努めます。
- 耐震化促進事業の推進により、建築物の耐震化や老朽危険家屋等の解消を進めます。

現状

- 地震時に危険度の高い地域を指定した不燃化特区制度を活用し、老朽建築物の解体が平成29年度68件から令和元年度331件と大幅に増加しています。
- まちの防災性を向上させるため、密集市街地で地権者の協力を得ながら計画的に道路拡幅や公園（プチテラス）整備を行う事業を進めています。
- 平成18年度から旧耐震基準建築物の耐震化の助成制度を開始し、近年では年間約300件の改修工事や除却工事への助成を行っています。

課題

- 準耐火以上の建築物への建替えが進まず、不燃領域率の上昇は年1%程度にとどまっているため、燃えにくい建物への建替えを促進する必要があります。
- 密集市街地で広い道路や公園等の空地が少ないことも不燃領域率の上昇を阻む原因となっており、幅6m以上の道路を増やす、老朽化した空家がある土地を公園に整備する等、延焼を防ぐための空地の確保がより一層求められています。
- 多額の費用負担と複雑な権利関係を抱える困難事例の残存が耐震化を阻害する要因として考えられ、これらを解決していく必要があります。

方針

- 引き続き不燃化特区制度の周知を図り、老朽建築物の除却や燃えにくい建物への建替えを促進し、令和6年度までに不燃領域率67%を達成、さらに市街地の焼失がほぼゼロになる不燃領域率70%を目指していきます。
- 不燃領域率の低い地区における密集市街地整備事業の延伸や新規導入を推進し、道路・公園等の整備計画を継続して進めることで市街地の安全を確保します。
- 困難事例は、区内事業者との協働で実施する出張相談会、区民まつりなど各イベントでの個別相談会を通じて、区民法律相談に繋いでいきます。
- 耐震化助成制度の見直しの検討を行うとともに、情報発信や啓発活動等の強化により助成制度の利用促進を図り、令和7年度までに住宅の耐震化率95%を目指します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 重点的に取り組む密集市街地(※)の不燃領域率	58%	61.2%	70%	67%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 不燃化特区内の老朽住宅等除却棟数	—	340棟	—	340棟
《主な活動指標①-2》【新規指標】 密集事業で整備した公園の総数（西新井駅西口周辺・千住仲町・千住西の3地区内）	—	10カ所	—	14カ所
《成果指標②》 住宅の耐震化率	83%	86.3%	95%	94%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 個別相談会開催回数 ※（ ）は相談者数	—	44回 (58名)	—	44回 (80名)
《主な活動指標②-2》【新規指標】 耐震改修工事助成申請件数	—	305件	—	310件

(※) 不燃化特区指定地域

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

耐震改修促進計画

(主な事務事業)

密集市街地整備事業、細街路整備事業、建築物耐震化促進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.5→P188】

施策群⑨ 災害に強いまちをつくる

施策⑨-2 震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化

施策の方向（目標）

- 自らの命を守る避難行動ができる区民を増やすため、啓発活動を促進します。
- 地域防災の担い手である「防災区民組織」の活動を支援することにより、地域住民が地域の実状に合わせたきめ細やかな災害対応を行うことができるようにするとともに、行動の指針となる地区防災計画の普及を進めます。
- 災害に対する区民の自助意識と地域における共助意識を高めることで、「地域における総合的な防災力」(*)の強化を図ります。

現状

- 令和元年度の世論調査では、66.4%の区民が「災害に備えて水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている」と回答しています。
- 初期消火能力及び救出救助能力の向上のため、町会、自治会に配備した消火資機材や救出救助用資機材の個別点検に伴う訪問確認を定期的に行うとともに、地域での防災訓練の実施について働きかけています。
- 大地震による大規模被害が想定されるため、対策が急がれる地域から優先的に地区防災計画の策定を進めており、令和元年度末までに40団体が計画を策定しました。

課題

- 防災訓練等への参加が少ない、町会・自治会に加入していない住民や、若年世代に対して、自らの命を守る「自助」の意識の啓発を強化する必要があります。
- 地区防災計画については、危険度の高い地域に属する町会・自治会に働きかけを行っていますが、それ以外の地域についても自主的な計画の策定を促す必要があります。

方針

- 集客力のある地震体験車を活用した啓発イベントや防災講演会により、町会・自治会の加入に関わらず様々な年代層に対して「自助」の意識の普及を促進します。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の意識の浸透と「令和6年度までに100団体で地区防災計画を策定」の目標に向け、引き続き区内に402ある「防災区民組織」に対して配備している資機材の点検や訓練の実施などの支援をしていきます。
- 高齢者、要介護認定者、重度の障がい者など、災害時における避難行動要支援者

への支援を適切に行うことのできる実効的なしくみを整備していきます。

- (※) 「地域における総合的な防災力」とは、「住民一人ひとりが自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力」を指す（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第2条）。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①-1》 水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている区民の割合	68%	66.4%	71%	74%
《成果指標①-2》【新規指標】 自分の住む地域の避難場所その意味を知っている区民の割合	—	—	—	75%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 地震体験車を活用した啓発イベントの開催回数	—	133回	—	150回
《主な活動指標①-2》【新規指標】 防災講演会等の開催回数	—	68回	—	80回
《成果指標②》 地区防災計画策定団体数（累計）	2団体	40団体	45団体	100団体
《主な活動指標②》【新規指標】 防災区民組織に対して資機材の点検や訓練などの個別支援を行った回数（累計）(※)	—	60回 (60団体)	—	600回 (402団体)
* () は支援を行った組織数				

- (※) 令和2年10月1日現在、402の防災区民組織が結成されており、今後4年計画で全ての組織に対し個別支援を行う計画を立てており、そのため、概ね1年あたり100箇所個別支援を行っていく。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

地域防災計画

(主な事務事業)

区民防災力向上事業、防災管理事務、防災訓練実施事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.5→P188】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑨ 災害に強いまちをつくる

施策⑨-3 水害の防止と水害に備えた区民意識の向上

施策の方向（目標）

- 災害級の記録的降雨による河川氾濫を防止するため、国や東京都と連携して、堤防の強化や一時貯留施設の整備、排水設備の機能向上等のハード整備を推進します。
- 水害の発生に備えて適切な避難行動をとることができるように、自助の意識の啓発強化を図ります。
- 避難所開設にかかる「手順書」の作成を進めるとともに、避難所を適切に開設・運営することができるよう、手順書に基づいた訓練を実施します。
- 近隣への避難の呼びかけなど地域を核とした避難行動が広がるように、コミュニティタイムライン（事前防災行動計画）の策定を促進します。

現状

- 区では、道路冠水によって自動車が水没する危険性のあるアンダーパスなどについて、排水ポンプや路面冠水自動検知装置、通行止め電光掲示板等を設置して、集中豪雨による都市型災害に備えています。
- 区民の水害に対する理解を高め円滑な避難行動につなげるため、洪水ハザードマップの配布や解説動画の配信により、家庭内でのタイムライン作成や地域におけるコミュニティタイムライン策定の必要性について啓発活動を行っています。
- 避難所ごとに「手順書」の整備を進め、それに基づいた訓練を実施しています。

課題

- 令和元年台風第19号を経験し、ハード・ソフトともにさらなる安全対策が求められていますが、大規模なハード整備には時間がかかります。
- 令和元年度の世論調査では、洪水ハザードマップを見たことがない区民が約20%、自宅周辺の状況を理解していない区民が約60%いるなど、区民の水害意識を早急に高める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「3密」対策のため、避難所における収容可能人員が不足することから、リスクや被害状況に応じた分散避難の考え方を区民に周知する必要があります。

方針

- 堤防の強化や一時貯留施設の早期整備、下水道の排水能力向上などについて、河川や下水道の管理者である国、東京都へ要望していきます。
- アンダーパス等、集中豪雨時等に冠水のおそれがある箇所の安全設備の維持管理

や設備更新を進めていきます。

- 区民の洪水ハザードマップの内容の理解を高めるとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のカギとなる「分散避難」についても広く区民に周知し、意識変容につなげていきます。
- 水害時に避難所を迅速に開設できるよう、避難施設ごとの開設手順書の作成を進めていきます。
- 浸水リスクが高く、対策が急がれる地域のコミュニティタイムライン策定を支援していきます。
- 民生委員による避難行動要支援者の支援活動は、これまでは主として震災発生時の安否確認を想定してきたため、今後、水害時における自ら避難することが困難な方の円滑な避難を行うことのできるしくみづくりを早急に整備していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 水害の恐れがある際に避難所以外で避難する場所を事前に決めている区民の割合	—	—	—	75%
《主な活動指標①》 「『足立区洪水ハザードマップ』を見たことがあり、自宅周辺の状況を理解した」と回答した区民の割合	16.8%	37.2%	35%	50%
《成果指標②》【新規指標】 避難所開設時の「手順書」に基づいた開設訓練を実施した避難所数(※1)	—	—	—	164 か所
《主な活動指標②》【新規指標】 避難所開設時の「手順書」を作成済みの避難所数(※1)	—	—	—	164 か所
《成果指標③》【新規指標】 コミュニティタイムラインに基づいた避難訓練を実施した地区数(※2)	—	1地区	—	11 地区
《主な活動指標③》【新規指標】 コミュニティタイムライン策定地区数(※2)	—	1地区	—	11 地区

(※1) 大規模水害時に区が開設する避難所（緊急避難建物・一時避難施設）のうち、区職員を派遣する避難所を対象としている（令和2年度当初 164 施設が対象）。

(※2) 河川氾濫時に浸水リスクが高く、対策が急がれる荒川沿川の地区町自連を基本の単位とした 12 地区についてコミュニティタイムライン策定を進める。

柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(主な事務事業)

河川の整備事業、排水場の維持管理事業、防災管理事務



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.5→P188】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる

施策⑩-1 スムーズに移動できる交通環境の整備

施策の方向（目標）

- 便利で快適な交通環境の実現を目指し、まちづくりと連携し、鉄道やバス路線網の充実を図ります。
- 快適な交通環境の実現を目指し、都市計画道路等の用地取得を進め、都市計画道路等の整備を推進します。

現状

- これまで交通空白地域の解消に取り組み、94.3%まで達成していましたが、交通空白地域に住む区民の「移動に関する不便感」は、必ずしも非交通空白地域に住む区民よりも高い状況でないことが平成29年度に実施した「交通に関する区民意識調査」で判明しました。
- 令和元年度末現在、都市計画道路の事業完了整備率は平成27年度から2%上昇し77%です。

課題

- 交通不便地域の解消に向け、地域のニーズに沿った交通手段導入に向けた検討が必要になっています。
- 都市計画道路は、災害時の避難経路及び延焼遮断帯としての機能を有しているため、特に木造住宅密集地域での整備を進めていく必要があります。

方針

- 交通不便地域を解消するバスやバス以外の多様な交通手段の導入を順次進めていきます。
- 都市計画道路の整備は、震災時に危険度が高い地域を含む路線と交通ネットワークの向上に寄与する路線を優先して用地取得を進めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 交通不便地域の解消に資する交通手段導入数	—	—	—	1
《主な活動指標①》【新規指標】 交通手段導入に関する地域公共交通会議等の開催回数（累計）	—	1回	—	20回
《成果指標②》 区内の都市計画道路整備延長の割合 (区内総延長161km)	75%	77%	81%	82%
《主な活動指標②》【新規指標】 優先整備路線（区施行）等に必要な用地取得面積を100とした場合の累計取得率	—	46%	—	59%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

総合交通計画

（主な事務事業）

公共交通の一般管理事務、交通施設の整備・改善事業、道路の新設事業、都市計画道路用地取得事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.2→P188】

施策群⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる

施策⑩-2 安全に利用できる道路環境の整備

施策の方向（目標）

- 安全で良好な道路環境を形成し、道路の機能に起因した事故発生件数の減少を図ります。
- 交通安全意識の普及啓発活動を推進し、交通事故発生件数の減少を図ります。

現状

- 5年に1度実施する橋りょう等の定期点検のほか、道路パトロール、路面下空洞調査、路面性状調査を実施して道路の状態を把握し計画的に補修を行っています。
- ユニバーサルデザインに基づく歩行空間のバリアフリー化を進めています。
- 防災機能の強化、安全な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化事業を進めています。
- 区内交通事故死傷者数は、過去10年間平均で3.63%の減少傾向にあるものの、平成30年度から横ばい傾向にあります。

課題

- 経年劣化により老朽化が進んだガードパイプ等の道路付属物を計画的に改修していく必要があります。
- まちづくりと連携してバリアフリー化を進めており、これまで比較的点的な整備を行ってきたことから、現状達成度が低くなっています。
- エリアデザインの推進に伴い、防災機能の強化や安全な歩行空間の確保が求められ、無電柱化計画路線を追加したため、さらなる整備の推進が必要です。
- 高齢者や自転車に関与する事故が多いこと、就労世代に対する交通安全意識の普及啓発活動の機会が少ないことなどの課題があり、対応が求められています。

方針

- 道路の劣化や損傷等を未然に防ぐ計画的な道路維持管理を行っていくために、引き続き定期点検、道路調査を実施していくとともに、老朽化した道路付属物の更新を効率的に進めます。
- 令和3年度から着手する竹ノ塚駅周辺のまちづくりに伴う面的な整備を行うことで、バリアフリー化を大きく進めていきます。
- 利用しやすい安全な道路を整備するため、「足立区無電柱化推進計画」に基づき、引き続き道路の無電柱化を推進していきます。
- 自転車保険加入義務化やながらスマホの禁止について周知、ターゲットを絞った

各種啓発活動を継続的に行い、特に自転車・歩行者が関与する交通事故死傷者数の減少にさらに取り組んでいきます

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 道路損傷等による事故発生件数（区道） *低減目標	1件	4件	0件	0件
《主な活動指標①-1》 平成29年以降にバリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長	0m	916m	1,800m	4,000m
《主な活動指標①-2》 無電柱化計画路線における整備着手率	11.3%	11.4%	18.3%	23.8%
《成果指標②》 交通事故死傷者数 *低減目標	2,146人 (死者6、 負傷2,140)	1,978人 (死者8、 負傷1,970)	1,500人 (死者5、 負傷1,495)	1,100人
《主な活動指標②》【新規指標】 スタントマンを活用した体験型交通安全教室参加人数（中学・高校生、地域住民向け）、自転車教室参加人数（小学生向け）、保育園等交通安全教室参加人数	—	21,904人	—	25,000人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

無電柱化推進計画

（主な事務事業）

道路の維持事業、交通安全施設の整備事業、交通安全の普及啓発事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



3 すべての人に健康と福祉を【ターゲット：3.6→P180】

11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.5→P188】

施策群⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策⑪-1 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

施策の方向（目標）

- 良好な景観を形成するため、景観法による届出を通じて、建築物等や屋外広告物の規制・誘導を行うとともに、地域住民の景観形成の機運を高める活動を推進します。
- 区民及び事業者との協働・協創により、地域の特性を活かしたまちのルールを策定することで、良好な景観の形成と快適なまちづくりを推進します。

現状

- 個々の建築物の形態意匠、色彩等の質を高め、周辺とのつながりやまとまりに配慮した良好な景観の形成を図るため、届出や事前協議を通じた建築物や屋外広告物等の規制・誘導を行っています。
- 西新井大師周辺地区では、景観ルールづくりについて地域住民と連携して検討を重ねた結果、平成31年4月に「足立区景観計画」の一部を改正し、西新井大師を区内5か所目となる特別景観形成地区に指定しました。
- 「足立区都市計画マスタープラン」に基づく、用途地域や地区計画等の規制・誘導による土地利用施策、木造住宅密集市街地における新たな防火規制の指定、市街地開発事業等を区民及び事業者など様々な主体との協働・協創により着実に進めています。

課題

- 様々な主体が日常の身近な景観に関心を持ち、良好な景観を維持・創造していくための働きかけが必要です。また、景観形成地区と特別景観形成地区の良好なまち並み保全のための景観誘導に取り組む必要があります。
- 引き続き用途地域や地区計画等に基づく規制・誘導を実施することで、良好な市街地を形成していく必要があります。

方針

- 景観法に基づく届出を通じて、建築物や屋外広告物の規制・誘導を行うことに加えて、その履行状況を完了届出により確認することで、良好な景観を形成していきます。
- 景観形成地区の地域住民の良好な景観形成に関する機運を醸成するため、ワークショップなど、具体的な景観ルールづくりに向けた取組みを推進します。
- 様々な主体との協働・協創により、地域の特性を活かしたまちのルールを策定し規制・誘導を行うことで、良好な市街地を形成し、快適なまちづくりを推進します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「景観・街並みが良好である」と 思う区民の割合	34.6%	44.7%	42%	50%
《主な活動指標①-1》 【新規指標】 景観の届出の内容が反映された完 了届出割合	—	—	—	75%
《主な活動指標①-2》 【新規指標】 まち歩き、ワークショップ等の開 催回数	—	—	—	4回
《主な活動指標①-3》 地域の特性を活かした協働・協創 による地区計画等の策定の面積割合	28%	31.9%	30%	34%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

都市計画マスタープラン、景観計画、地区環境整備計画

(主な事務事業)

景観形成の推進事業、用途地域見直し事務、
地区まちづくり計画及び地区計画推進事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.3→P188】

17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策⑪-2 エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

施策の方向（目標）

- エリアデザイン計画に基づき大学や病院などの拠点及び周辺環境を整備することにより、各エリアの魅力を高めることでイメージアップを図り、区内外から住みたくなくなる、訪れたくなくなるまちづくりを推進します。

現状

- エリアデザインにより、江北エリアの東京女子医科大学新東医療センター建設及び周辺の施設・基盤の整備、花畑エリアの文教大学の建設及び人道橋や親水拠点等の周辺環境整備など、竹の塚エリアの鉄道高架化及び東西交通広場の整備、地域をリードするプロジェクトが進行しています。
- その他のエリアでは、西新井エリアの駅前広場・西新井公園及び都営梅田八丁目アパート創出用地に新しいコンセプトの図書館整備、北千住エリアの駅東口の市街地開発、六町エリアの駅前区有地の利活用及び（仮称）安全安心ステーション設置、綾瀬・北綾瀬エリアの駅前の交通広場及び民間開発の誘導など、まちの魅力を高める事業の検討に取り組んでいます。
- その他の地区では、土地利用転換や都市計画事業の進捗に伴い、安心・安全なまちづくりに取り組んでいます。

課題

- 拠点開発を進める場合、区による開発に頼ることなく、地域活性化の起爆剤となる民間企業の誘導する手法を検討する必要があります。
- エリアデザインを計画的かつ着実に進めるため、各事業の調整やスケジュール整理など、遅滞なくプロジェクトを進める必要があります。
- 各地区の事業化にあたっては、区民等の意見も十分に考慮して進める必要があります。
- 区内の開発状況に目配りを利かせ、地区の状況に応じた手法でまちづくりを行う必要があります。

方針

- エリアデザイン計画を策定する中で、進めるべき拠点開発方針を定め、それに伴う周辺環境整備の方向性を決定します。
- 拠点開発を進めるにあたっては、各エリアの特徴やそのエリアに必要な機能を担うことができる民間企業の誘導、区と民間が協働して開発手法などを検討し整備していきます。

- 開発した拠点の機能を十分に発揮するために、道路や公園、交通広場などの周辺環境の整備を進めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①-1》 エリアデザイン地域で「暮らしやすい」と感じている区民の割合 * () は区内平均値	—	83.8% (81.9%)	—	90%
《成果指標①-2》【新規指標】 エリアデザイン地域内で「区に誇りをもっている」と感じている区民の割合 * () は区内平均値	—	53.1% (52.6%)	—	63.4%
《成果指標①-3》【新規指標】 エリアデザイン地域内で「区を人に勧めたい」と感じている区民の割合 * () は区内平均値	—	52.1% (51.8%)	—	62.3%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 拠点開発着手数 (現状着手は下線あり) * <u>女子医大</u> / (仮称) 江北健康づくりセンター / 高野小学校跡地・ <u>文教大学</u> ・ <u>竹ノ塚駅</u> 付近鉄道高架化・新しいコンセプトの図書館・千住大橋駅前開発 / 北千住東口開発・六町駅前開発 / (仮称) 六町安全安心ステーション・綾瀬駅前開発	—	3 か所	—	11 か所
《主な活動指標①-2》 拠点開発に伴う駅前広場等整備面積 * 区内の駅前広場等の整備面積の合計 (整備済: 五反野駅・北千住駅東口・北千住駅西口・千住大橋駅・見沼代親水公園駅・江北駅・六町駅・高野駅) (未整備: 竹ノ塚駅西口・竹ノ塚駅東口・西新井駅西口・北綾瀬駅北口・綾瀬駅東口・京成関屋駅)	2.9ha	3.2ha	3.7ha	4.1ha
《主な活動指標①-3》【新規指標】 拠点開発に伴う道路・公園整備着手数 (現状着手は下線あり) * <u>上沼田第二公園</u> / <u>上沼田第六公園</u> / <u>上沼田東公園</u> / 電線共同溝 1 期・2 期 / <u>女子医大</u> 外周道路 / 補助 138 (江北) ・ (仮称) 花畑人道橋 / 親水拠点 / <u>毛長公園</u> / <u>文教大</u> 北自歩道・補助 255 (梅田 3) ・ <u>138 (関原 3)</u> / 南北線 / <u>西新井公園</u> ・ <u>六町加平橋</u> / <u>六町公園</u> ・ <u>しょうぶ沼公園</u>	—	3 か所	—	18 か所

柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

地区環境整備計画

(主な事務事業)

地区まちづくり計画及び地区計画推進事業、住宅市街地総合整備事業、北千住駅東口周辺まちづくり事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.7→P188】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策⑪-3 安心して住み続けられる住宅環境の整備

施策の方向（目標）

- 区民のライフスタイルに対応した豊かな住生活を形成するために、開発や修繕等の機会を捉え、良質な住宅供給を誘導していきます。
- 「住宅確保要配慮者」（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対して、地域の関係団体等と連携した支援を講じていくことで、民間賃貸住宅への入居を促進していきます。

現状

- 集合住宅の建築及び管理に関する条例や環境整備基準に基づき、ファミリー世帯をはじめ、若年層や単身高齢者に配慮した良質な住まいがバランスよく供給されるよう取り組んでいます。
- ライフステージの変化にも対応して快適に暮らすことができるよう、住宅のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進しています。
- 不動産団体との連携強化により、住み慣れた足立区で住み替えを希望している高齢者や子育て世帯等に民間賃貸住宅のあっせん等を行っています。

課題

- さらなる少子超高齢社会の進展は、地域を支える活力の低下をもたらすため、魅力的な住宅施策を推進し、若い世代の定住・定着につなげていくことが重要です。
- 多様なライフスタイルの居住ニーズに対応するために、新たに供給される良質な住宅や既存住宅のストック活用を適切に誘導していく必要があります。
- 住宅確保要配慮者は、保証人を立てられないことをはじめ、複数の課題を抱えているため、住宅のあっせんに加えて、相談者が抱える個々の課題を紐解き、寄り添った支援体制を構築していく必要があります。

方針

- 長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の建設を誘導します。
- 居住環境の向上や多世代居住につながる既存ストック住宅の改良を推進します。
- 住まいに関する課題について、建築士やマンション管理士等と連携して、相談できる窓口体制の充実を図ります。
- 令和2年12月より居住支援協議会を設置し、不動産関係団体、学識経験者、居住支援団体等の協力を得ながら、課題解決に向けて関係機関へ繋いでいく等、住宅確保要配慮者に寄り添った居住支援を促進していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 暮らしにくいと感じる理由として、 家の広さなどの居住環境が悪い割合 *低減目標	—	13.1%	—	9%
《主な活動指標①-1》 着工戸建住宅の長期優良住宅認定割合	14.95%	13.81%	18%	20%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 住宅改良助成事業の助成件数	—	17件	—	20件
《主な活動指標①-3》【新規指標】 戸建て・分譲マンション等の住まいに 関する相談・アドバイザー派遣件数	—	101件	—	150件
《成果指標②》【新規指標】 居住支援協議会の窓口を通じて、住 宅確保に至った割合	—	—	—	50%
《主な活動指標②》【新規指標】 住宅あっせん事業等の利用者数	—	—	—	100人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

住生活基本計画

(主な事務事業)

住宅改良助成事業、住宅施策推進事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.1→P188】

施策群⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策⑪-4 緑のある空間の創出や自然環境の保全

施策の方向（目標）

- 区民が、個人でも、楽しく、気軽に緑や自然に触れ合える機会を創出するとともに、区民や事業者との協創体制を推進することで、自ら緑や公園、自然を守り育むひとを増やします。
- 計画的かつ効率的な公園改修を実現するとともに、貴重な民有樹林や農地を保全することで、魅力のある緑を実感できるまちづくりを推進していきます。

現状

- 公園の自主管理や保存樹木制度、緑化・自然の普及啓発事業を通じて、区民とともに緑や公園を守っています。
- まちづくりの進展やパークイノベーションの推進を背景に魅力のある公園の整備が進み、1人あたりの公園面積は約4.7㎡となり、「足立区立公園条例」で定める5㎡以上に近づいています。
- 防災・減災、環境・景観の向上等、民有地を含めた緑や空地が持つ機能の必要性が見直されている一方で、都市化の進展に伴い、民有地の緑が減少しています。

課題

- 公園や緑に関わる活動団体の構成員は高齢化が進んでいるため、子育て、観光、福祉等の自主活動団体や学校、民間企業などとの連携によりさまざまな世代の参画を働きかけていく必要があります。
- 公園の老朽化が進む中、限られた財源で改修していくため、既存施設の再生・延命化を図り安全性を維持する必要があります。
- 感染症等の流行により、暮らしや働き方だけでなく、公園の利用の仕方も大きく変化しており、新しい生活様式に対応していく必要があります。
- 区民が緑の効果を実感できるよう、身近な生活空間に緑を増やしていく必要があります。

方針

- 緑や公園を守り育むために自ら行動し活動する人を増やすとともに、その活動を広げ繋ぐ仕組みを作ります。
- 地域の意見を聞きながら計画的に公園を改修し、安全かつ地域の特性を活かした魅力ある公園づくりを進めます。
- まとまりのある貴重な樹林を保存樹林に指定することや、「特定生産緑地制度」の

活用等により、民有地の緑の保全を推進します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 緑化活動に参加した区民の割合	—	15.9%	—	17.4%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 緑や公園、自然に親しむ講座等の実施回数 * () は参加者数	—	423 回 (15,428 人)	—	476 回 (16,780 人)
《主な活動指標①-2》【新規指標】 みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数	—	1,163 団体	—	1,312 団体
《成果指標②》【新規指標】 まちなかの花や緑が多いと感じている区民の割合	—	27.8%	—	31.6%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 パークイノベーションに基づく、公園の改修、整備数（累計）	—	39 か所	—	89 か所
《主な活動指標②-2》【新規指標】 特定生産緑地面積（累計）	—	9.87ha	—	16.9ha

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

緑の基本計画、あだち都市農業振興プラン

(主な事務事業)

緑の普及啓発事業、公園等の整備事業、公園・親水施設等の維持管理事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.7→P188】

13 気候変動に具体的な対策を【ターゲット：13.1→P190】

15 陸の豊さもまもろう【ターゲット：15.1→P192】

17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑫ 地域経済の活性化を進める

施策⑫-1 デジタルシフトに挑み、区内産業の成長を支え、地域の活力を高める

施策の方向（目標）

- 全国の専門家が持つノウハウや販路を活用した事業展開や、区内企業に対するデジタル化を進め、国内外に向けた販路拡大を支援していきます。
- セミナー等を通じたネットワーク化や、伴走支援を通じて、区内産業の魅力を高める起業・創業者を集積し、地域の活力を育てていきます。

現状

- 産業団体や個々の企業が見本市に出展する際の助成や足立ブランドHP、冊子での現認定企業の取組み紹介、大型見本市に出展する際の効果を高めるための研修等を通して、販路拡大に向けた支援を行っています。
- 企業間のネットワーク化を図るため、事業者向け連続セミナーやマッチング企画を実施し、46社が参加しました。
- 区内での創業を促進するため、創業相談、創業セミナー、オフィスの提供、創業プランコンテスト等のステージに合わせた切れ間のないサポートを各関係団体と行い、令和元年度は838件の起業につなげました。

課題

- 社会が絶えず変化するなか、個々の事業者が販路を拡大していくうえで、有効な知識や技術、人脈を蓄積していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により既存の販路を失う企業が多くある一方、今後増加する見込みのオンライン見本市等を効果的に活用できる企業を増やす支援が必要です。
- 区内企業や事業者が事業の質の向上を図れるよう、マッチングクリエイターによるネットワークづくりや制度等の活用等を進め支援する必要があります。
- 社会状況の変化とともに多様化する創業ニーズに対応するため、創業支援施設のあり方等について検討する必要があります。

方針

- 事業者の規模や業種にかかわらず、商品やサービスの質の向上に資するノウハウの習得のためのアドバイスや助成を行い支援していきます。
- 販路拡大の支援として、オンライン見本市やECサイト等の活用を強化し区内企業のデジタル化を支援していきます。
- 創業相談や融資、セミナーなどの創業の段階に応じた様々なメニューを組み合わせ、事業規模や売上を拡大させていく企業の育成、ネットワーク化を図っていきます。

- 創業支援施設に限定せず、空き店舗等を活用し、まちの賑わいやビジネスの創出に寄与する事業を進めていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 見本市等の参加により取引につながったまたはつながる可能性のある割合	—	79%	—	80%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 販路拡大事業等に参画した専門家の人数（累計）	—	—	—	30人
《主な活動指標①-2》【新規指標】 デジタル化支援により「見本市出展助成」を活用し、オンライン見本市に出展した件数	—	—	—	10社
《成果指標②》【新規指標】 空き店舗マッチング支援及び家賃補助事業の成約件数	—	2件	—	12件
《主な活動指標②-1》【新規指標】 区、関係団体が実施した特定創業支援等事業(※)認定セミナー参加者数	—	118人	—	150人
《主な活動指標②-2》【新規指標】 中小企業診断士による開業相談数	—	482件	—	535件

(※) 特定創業支援等事業とは、区または創業支援等事業者が、創業希望者を対象に、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」などの知識習得を目的として継続的に行う支援のこと。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

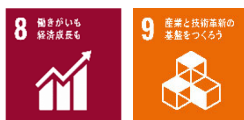
創業支援等事業計画、地域経済活性化基本計画

(主な事務事業)

創業支援事業、中小企業支援事業、ものづくり支援事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



8 働きがいも経済成長も【ターゲット：8.3→P185】

9 産業と技術革新の基礎をつくろう【ターゲット：9.2→P186】

施策群⑫ 地域経済の活性化を進める

施策⑫-2 就労・雇用支援の充実

施策の方向（目標）

- 求職者に対し幅広い仕事の選択機会を提供し、企業とのマッチングにより、就労決定につなげていきます。
- 企業向けの助成や研修実施に加え、人材不足に悩む業界へのサポートにより、企業が抱える人材確保や育成、定着等の課題解決を支援します。

現状

- 毎月、雇用形態や業種等のテーマを設定し合同就職面接会を開催しています。
- 社会貢献意識が強いシニア人材と、シニアの豊富な経験を必要とする企業をマッチングによりつないでいます。
- 経営者、指導担当、若手社員を対象とした集合研修を実施し、企業間の交流や情報交換も行っています。
- 企業向けに社員の研修参加費用や就業規則作成費用を助成しています。
- 保育・介護等人材不足業界の人材確保を目的とした面接会を実施しています。

課題

- 新型コロナウイルスの影響で、雇い止め等により早急な支援が必要な求職者が増加しています。
- 新型コロナウイルスの影響により、企業の雇用形態や採用方法、要望にも変化がみられ、今後の社会の動きを注視していく必要があります。
- 企業向け支援における訪問や集合研修、求職者向けの面接会やマッチング等いずれの支援事業においても、感染防止のため実施方法の見直しが必要です。
- 保育人材については、確保・定着が進みつつある一方、介護人材については、有効求人倍率・離職率ともに高い状況にあります。

方針

- 新型コロナウイルスの影響下で増加する求職者に対し、面接会の実施により企業とのマッチング機会を設け、就労決定につなげていきます。
- 支援対象となるシニア人材や求職者の要望を集約し、新たな業界、企業の開拓につなげます。
- 勤務形態等、働き方自体が変化していく中で、企業向けにテレワークやWeb面接の導入促進等、雇用の選択肢を広げることにつながる提案や情報提供の機会を増加させます。
- コロナ禍において、企業への訪問や集合研修が制限されるなか、リモートでの面

談や Web 会議ソフトを活用した研修への切り替えを図り支援を継続していきます。

- 介護職員の確保・定着を進めるため、介護職員向けの相談会・説明会や資格取得の支援を実施していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 求職者支援事業のマッチング成功率 (シニア人材マッチング事業、マン スリー就職面接会)	—	21.4%	—	25%
《主な活動指標①-1》【新規指標】 求職者支援事業における人材と企業 のマッチング数	—	906 件	—	1,000 件
《主な活動指標①-2》【新規指標】 シニア人材マッチング事業における 開拓(参加決定)企業数	—	—	—	50 社
《成果指標②》【新規指標】 支援対象企業数(従業員の研修費用 助成、就業規則作成助成を活用した 企業数及び企業向け研修に参加した 企業数の合計)	—	88 社	—	100 社
《主な活動指標②-1》【新規指標】 企業向け集合研修実施後アンケート において「満足」、「おおむね満 足」の回答の割合	—	79.3%	—	80%
《主な活動指標②-2》【新規指標】 介護職員資格取得支援者数	—	34 人	—	60 人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

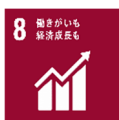
地域経済活性化基本計画

(主な事務事業)

就労・雇用支援事業



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



8 働きがいも経済成長も【ターゲット：8.5→P185】

施策群⑬ 多様な主体による協働・協創を進める

施策⑬-1 協創推進体制の構築

施策の方向（目標）

- 協創の仕組みや取組みを発信することで、協創の理念を浸透させていきます。
- 協創に関する研修等を通じて、職員一人ひとりが協創を推進できるよう職員の育成を行っていきます。
- 協創プラットフォームへの区民参画を高め、協創による地域課題の解決や新たな魅力の創出に向けた取組みを推進していきます。

現状

- 協創について知っている区民の割合は少しずつ増加していますが、依然として低い割合となっています。
- 職員が協創の理解を深め、コーディネート力を高めるため、ワークショップ等の研修を行っています。
- 「子どもの未来」等のプラットフォームを展開し、各団体、企業が交流する場や機会の提供を行っています。

課題

- 区民が協創の理念を理解し浸透を図っていくためには、具体的でわかりやすい事例を数多く示していく必要があります。
- 協創を推進するためには、庁内連携や様々な主体同士をつなぐなど、効果的なマッチングが求められるため、職員が理解を深めるとともに、コーディネート力を高めていく必要があります。
- 協創を推進していくためには、課題を自分ごとで考え、活動する区民を増やしていく必要があります。

方針

- 協創の具体的でわかりやすい事例を示し情報発信することにより、協創の理念を浸透させていきます。
- 職員の協創に対する理解を深め、多様な主体同士をつなぐコーディネート力の向上を図るため、職員ワークショップ等の研修を実施していきます。
- 多様な主体が参加する場や機会を広げ、協創プラットフォームに参加する主体を増やすことで、協創による取組みを推進していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 「協創」の仕組みを理解している区民の割合	—	15%	25%	45%
《主な活動指標①》【新規指標】 協創に関する外部への情報発信回数	—	63回	—	80回
《成果指標②》【新規指標】 協創についての理解度が深まったワークショップ受講職員の割合	—	88.9%	—	100%
《主な活動指標②》【新規指標】 係長級職員を対象としたワークショップの受講済み人数 *1回25名×年3回×令和3年度からの4年間で全係長が受講するよう実施	—	—	—	300名
《成果指標③》【新規指標】 協創プラットフォームにより事業に結びついた数	—	2事業	—	17事業
《主な活動指標③》【新規指標】 協創プラットフォームに参加している団体数 *（ ）はプラットフォームの数	—	70団体 (3個)	—	120団体 (5個)

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(主な事務事業)

* 区政経営の基本理念であり、区の全ての事業に関連しています。



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



17 パートナリーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑬ 多様な主体による協働・協創を進める

施策⑬－2 地域活動の活性化

施策の方向（目標）

- 地域で活躍する人材育成につながる地域活動の場と機会を提供し、町会・自治会、NPO等各種団体の活動を活性化します。

現状

- 町会・自治会リーフレットの配布等での町会・自治会加入勧誘活動を行っていますが、単身・外国人世帯数が増えているため、加入率は減少傾向にあります。
- 地域活動参加の契機とする講座や団体運営支援講座等の実施による新規団体設立や活動継続の支援により、NPO活動支援センター登録団体数は微増しています。
- 介護予防や熱中症対策事業、多世代交流など、多様なプログラムの実施に努め、住区センター利用率は数年安定していましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しました。

課題

- 町会・自治会入会者を増やすため、勧誘活動を行う町会・自治会員の支援と、不動産関係団体への協力依頼等による連携を深めていく必要があります。
- NPO活動の活性化を図りNPO団体の連携を促進するため、活動拠点としてのNPO活動支援センターの機能や団体の支援を進めるための相談機能を強化していく必要があります。
- 地域活動の活性化に向けて、新しい生活様式との両立を図りつつ、住区センターの新規利用者の獲得やリピート率を向上させる必要があります。

方針

- 町会・自治会加入勧誘活動支援のため、区ホームページからの加入申込者と町会・自治会長を迅速につなげるとともに、地域活動が活発に実施されるようにサポートし、新規加入者の増加に努めていきます。
- 日曜日開館や開館時間の延長を実施し、NPO活動支援センターの利便性向上を図るとともに、アウトリーチやオンライン相談などの丁寧な伴走支援を行うことで、団体の創設や活動の継続・発展を推進し、登録団体の増加を図っていきます。
- 住区センターにおける事業の実施数を増やすことで、区民の活動の場や機会を提供し、住区センター利用者の増加を目指します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 町会・自治会加入世帯率	54.8%	49.3%	60%	60%
《主な活動指標①》【新規指標】 地域活性化事業助成(※)件数	—	3件	—	7件
《成果指標②》【新規指標】 足立区を良いまちにするために何か の行動をした区民の割合 【施策⑮-1の再掲】	—	—	—	20%
《主な活動指標②》 NPO活動支援センター登録団体数	178団体	184団体	190団体	200団体
《成果指標③》 区民一人あたりの住区センター年間 利用回数	3.66回	3.29回	3.7回	3.8回
《主な活動指標③》【新規指標】 住区センター1か所あたりの年間事 業回数	—	632回	—	632回

(※) 地域課題の解決や地域の活性化を図ることを目的として、自主的かつ意欲的に独自性のある事業に取り組む町会・自治会等に対して行う助成制度。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(主な事務事業)

町会・自治会活動支援事務、NPO活動支援センター運営事業、
住区施設運営委託事務



SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



17 パートナリーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う

施策⑭-1 効果的かつ効率的な区政運営の推進

施策の方向（目標）

- ICTの活用により、業務の効率化と住民サービスの向上を一体的に実現することで、区政運営に対する区民満足度を向上させます。
- 行政評価を実施し、事業や施策の効果を客観的に測ることで、PDCAマネジメントサイクルによる業務改善を進めます。

現状

- 令和元年度の世論調査では57.3%の方が、「業務の効率化や住民サービスの向上などの行政改革の取組みに満足している」と回答しています。
- 業務のシステム化や外部委託の活用により、常勤職員定数は昭和57年をピークに減少を続けてきましたが、令和元年度において前年度比で増加に転じました。
- 区が実施した事業や施策について、区民公募委員と学識者で構成する「区民評価委員会」による評価を受けています。

課題

- 既存のサービスの質を落とすことなく、新たな区民ニーズに応える人員と財源を生み出すために、これまで以上に業務手法の見直しを進める必要があります。
- コロナ禍での「新しい生活様式」を踏まえ、区民等ができるかぎり来庁せずに安心・安全に行政手続きができるオンライン申請等を拡充する必要があります。
- 事業や施策の実施効果や改善効果を可視化するため、わかりやすい指標を用いてPDCAマネジメントサイクルを適切に展開する必要があります。

方針

- 行政手続のオンライン申請の推進やそのハードルとなる押印の廃止、キャッシュレス決済を拡充させることで、区民の利便性を向上させます。
- 「区民評価委員会」による区民目線の提言を事業や施策に反映させることで、業務の改善を促進するとともに、EBPM（客観的な根拠に基づく政策立案）の考え方に基づいた行政運営を行っていきます。
- 異分野連携の「共通言語」であるSDGsを用いて、部局を超えた横断的な視点で、既存サービスの向上や新たなサービスを創出していきます。
- 行政評価を通じて、庁内各課や職員一人ひとりが業務の手法や成果を意識し、自発的、持続的に業務改善に取り組むように意識改革を進めます。
- AIやRPA（定型業務の自動化）の導入を積極的に進め、さらなる業務の効率

化を図ります。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 業務の効率化や区民サービスの向上 に対する満足度	48%	57.3%	48%	65%
《主な活動指標①》【新規指標】 電子申請が可能な事務手続きの数	—	64 事務	—	694 事務
《成果指標②-1》 区民評価委員会による重点プロジェ クト事業評価結果の平均点（全体評 価） *（ ）は評価事業数	4 点 （—）	4.18 点 （57 事業）	4 点 （—）	4.5 点 （45 事業）
《成果指標②-2》【新規指標】 EBPM や SDGs に関する職員研修を 受講して事業の効果検証や多様な主 体との連携による業務改善の重要性 を理解した職員の割合	—	—	—	100%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 EBPM に関する職員研修を受講済み の職員数 *300 人/年	—	—	—	1,200 人
《主な活動指標②-2》【新規指標】 SDGs に関する職員研修を受講済み の職員数 *300 人/年	—	—	—	1,200 人

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

定員管理指針

（主な事務事業）

政策調整事務、行政評価事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.6→P193】

施策群⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う

施策⑭-2 戦略的な人事管理・組織運営の推進

施策の方向（目標）

- 職員の事故・ミスを防ぐために、ミス防止等各種研修を実施するとともに、組織的な改善活動を強化していきます。
- 職員の健康維持増進に取り組むために、健診結果に基づく個別指導等を実施し、職場環境の改善につなげていきます。
- 管理・監督者総数に占める女性職員の割合を増やしていくために、女性の管理職選考受験の意欲向上を図っていきます。

現状

- 公務員倫理研修の実施や、内部統制によるリスク管理の強化により、職員による不正の抑止や事故・ミスの低減を図っています。
- 職員が健康維持増進に取り組むよう、糖尿病予防・血圧などの健康管理講演会や個別指導を実施しています。
- 女性の管理職選考受験意欲の向上を図るため、女性管理職による「働き方講座」を実施しています。

課題

- 職員の懲戒処分や、重大な事故・ミスの発生により、区政の信頼を揺るがす事態となっているため、職員の倫理意識の徹底を図るとともに、事故・ミスの再発防止に職員一丸となって徹底的に取り組んでいく必要があります。
- 職員の健診結果において「要経過観察」となった職員に対して、「異常なし」の結果に改善するよう個別指導を強化していく必要があります。
- 令和元年度における管理・監督者総数に占める女性割合は32.55%で、今後さらなる受験環境の整備を進めるとともに、女性係長の配置が少ない部署への配置を増やしていく必要があります。

方針

- 全職員を対象とした公務員倫理研修や、研修推進員（各課庶務担当係長）を対象としたミス防止研修などの各種研修を継続的に実施するとともに、ミス防止研修における問題演習を通じて職員の理解度を深め、行動変容につなげていきます。
- 職員の健康管理について、健診結果に基づく個別指導、健康管理講演会の開催により健康意識を高め、職員の健康増進維持に取り組んでいきます。
- 管理・監督者昇任への不安を払拭するため、女性管理職による「働き方講座」の

引き続きの実施や係長級昇任研修等を実施していき、女性の管理職選考意欲向上を図るとともに管理職試験に受験しやすい環境を整えていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》【新規指標】 事故・ミス・懲戒処分の件数(※) *低減目標	—	146件 (事故・ミス138、 懲戒処分8)	—	99件 (事故・ミス99、 懲戒処分0)
《活動指標①》【新規指標】 ミス防止研修、公務員倫理研修等の 実施回数 * () はミス防止研修における問 題演習の正答率	—	13回 (—)	—	32回 (100%)
《成果指標②》【新規指標】 健康診断において「異常なし」と判 定された職員の割合	—	26.9%	—	29.5%
《主な活動指標②》【新規指標】 健診結果に基づく個別指導等実施回数 * () は対象者数	—	1,998回 (2,383人)	—	2,200回 (2,200人)
《成果指標③》【新規指標】 管理・監督者の女性割合と女性係長 の配置が少ない部署(各部庶務担当 係長等)における女性割合	(管理・監督者) — (配置) —	(管理・監督者) 32.6% (配置) 15%	(管理・監督者) — (配置) —	(管理・監督者) 35% (配置) 30%
《主な活動指標③》【新規指標】 女性管理職の「働き方講座」、係長 級昇任研修やキャリアデザイン研修 等の実施回数 * () は受講者数	—	6回 (15人)	—	16回 (566人)

(※) 事故・ミスは、①個人情報紛失・漏えい、②事務処理ミス・遅延、③書類等の紛失、④交通事故・違反・破損、⑤ハラスメント、⑥その他(①～⑤以外の不適切な対応、システム障害ほか)の6種類に分類・定義している。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

特定事業主行動計画、人材育成基本方針

(主な事務事業)

人事管理事務、職員の健康管理事務、職員研修事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



- 5 ジェンダー平等を実現しよう【ターゲット：5.5→P182】
- 10 人や国の不平等をなくそう【ターゲット：10.2→P187】
- 16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.5→P193】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる

施策⑮-1 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換

施策の方向（目標）

- 足立区に根強く残るマイナスイメージの根底にある「ボトルネック的課題（治安・学力・健康・貧困の連鎖）の完全克服」を目指します。
- 官民の垣根を越えた協働・協創＝「まちの総力」により、隠れた魅力を磨き上げ、新たな魅力を創り出すことで、区民のまちへの愛着や人に勧めたい気持ちを醸成していきます。
- 「ボトルネック的課題に対する取組み効果の情報発信」や「魅力の発掘・創出」を戦略的なプロモーションで展開し、区内外から高い評価を得ることで、区民の「まちを誇りに思う気持ち」を高めるとともに、その気持ちの高まりを「まちを良くするために活動する」行動変容につなげていきます。

現状

- 平成22年度に「足立区シティプロモーション戦略方針」を策定し、以降、多くの区民が「足立区を誇りに思う」と胸を張って言えることを目指して、情報発信の強化や事業・イベント等のブラッシュアップに全庁をあげて取り組んできました。
- 区民や企業、大型商業施設や鉄道事業者、団体等の多様な主体と連携し、様々な形で区のイメージアップ戦略を展開してきた結果、令和元年度の世論調査における「区に誇りを持つ区民の割合」は52.6%で、平成22年調査の29.8%から23ポイント上昇しました。
- 体感治安の向上をはじめ、ボトルネック的課題の取組みの成果が出てきたことや、テレビや雑誌などの情報メディアで好意的に取り上げられることが多くなり、区内外からのイメージが刷新されつつあります。

課題

- 区に注目が集まっている好機を捉え、これまで築き上げてきた多様な主体との「つながり」を生かしながら、マイナスイメージからの完全脱却とプラスイメージへの転換を図るプロモーションをさらに展開する必要があります。
- 高まってきた「区を誇りに思う気持ち」を「まちへの関わり」につなげ、「区民参画総量」を増やすことにより、オール足立でイメージアップ戦略を進める必要があります。

方針

- ボトルネック的課題のさらなる改善や、新たな魅力の発掘・創造を進めるとともに、様々な媒体を活用した戦略的な情報発信を質・量ともに充実させることにより区内外からの評価を高め、マイナスイメージからプラスイメージへの転換を確かなものとしします。
- 区民の「共感・参加」につながる情報発信や、区民が集い、活動やつながりが生まれる場の創出に全庁が総力をあげて取り組むことにより、区を良くするための行動に自ら取り組む区民を増やしていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H28年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①-1》 ・足立区に「誇り」をもつ区民の割合 ・足立区に「愛着」を持つ区民の割合 ・足立区を「人に勧めたい」と思う区民の割合	(誇り) 51.4% (愛着) 75.4% (勧めたい) 48%	(誇り) 52.6% (愛着) 74.5% (勧めたい) 51.8%	(誇り) 55% (愛着) 78% (勧めたい) 53%	(誇り) 60% (愛着) 80% (勧めたい) 58%
《成果指標①-2》【新規指標】 ・足立区を良いまちにするために活動している人に共感する区民の割合 ・足立区を良いまちにするために何かしたいと思う区民の割合 ・足立区を良いまちにするために何かの行動をした区民の割合	—	(共感) 75.3% (何かしたい) 52.8% (行動) —	—	(共感) 80% (何かしたい) 60% (行動) 20%
《主な活動指標①-1》 体感治安が「良い」と感じる区民の割合 【施策⑤-4の再掲】	54.1%	58.3%	59.0%	64.4%
《主な活動指標①-2》【新規指標】 「区のイメージアップにつながる情報」の日刊紙等における掲載件数 * () は報道機関等への情報提供件数	—	142件 (428件)	—	200件 (500件)
《主な活動指標③》【新規指標】 協創プラットフォームに参加している団体数 * () はプラットフォームの数 【施策⑬-1の再掲】	—	70団体 (3個)	—	120団体 (5個)

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

シティプロモーション戦略方針・アクションプラン

(主な事務事業)

シティプロモーション事業



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



17 パートナリーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.17→P195】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる

施策⑮-2 効果的な情報発信と区政情報の透明化

施策の方向（目標）

- 区政情報を透明化し区民との信頼関係を高めるために、様々な情報発信媒体を効果的かつ戦略的に活用して、区民の誰もが必要なときに必要な情報を得られる広報・広聴活動を展開します。
- 情報提供に関する区民満足度を向上させ、区が実施する各種事業の効果を高めるために、区の魅力や重点事業等をタイムリーかつ的確に発信することの重要性を理解し、区民に「伝わり・届く」情報を積極的に発信することのできる職員を育成します。

現状

- 区にプラスの印象を与える情報とマイナスの印象を与える情報を、選別することなく積極的かつ迅速に発信することで、区政の透明度と区政への信頼を高めています。
- 継続した全庁の情報発信力強化の取組みにより、令和元年度の世論調査結果では「必要なときに必要とする情報が得られている」区民の割合が7割を超えています。
- 令和元年度の「区民の声」の受付件数は2,372件（前年度比+433件/+22.3%）で、受付日から平均4.0日（土曜・日曜を含む）で回答しています。

課題

- 世論調査で「区の情報が見えない」と回答した理由に「情報が探しにくい」ことをあげる区民が多いため、区民の誰もが、欲しいと思う情報に迷わず早くたどり着けるように、情報の探しやすさや見つけやすさを向上させる必要があります。
- 世論調査結果において、インターネット（ホームページ・Aメール・SNS等）が情報の入手手段として広報紙に次ぐ第2位となり、電子媒体による情報発信がこれまで以上に求められています。
- 紙媒体と電子媒体の双方を効果的かつ戦略的に組み合わせ、区の情報をもっと「広く・早く・正確に」伝えていく必要があります。

方針

- チラシやポスター、ホームページの記事など、情報の内容が明確に分かる見出しやレイアウトを工夫し、誰にとっても見つけやすい情報を発信するとともに、技術の進歩や区民ニーズの変化を見極めながら、様々な媒体や手法を駆使して積極的に情報発信することで、区民が必要なときに必要とする情報を入手できる環境を整えていきます。

- 広報室主催のワークショップや日々の広報物制作サポート等により、情報発信に対する職員の意識を高めるとともに、企画力、デザイン力を向上させつつ、課題把握と解決、検証を繰り返しながら、区政透明度をさらに向上させていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①-1》【新規指標】 区の情報提供に「満足している」区民の割合	—	65.3%	—	75%
《成果指標①-2》【新規指標】 「必要なときに必要とする情報が得られない」と答えた区民の割合 *低減目標 *（ ）はそのうち「情報が探しにくい」ことを理由としてあげた区民の割合	—	11.7% (30.6%)	—	8% (20%)
《主な活動指標①-1》【新規指標】 ツイッター・フェイスブックでの情報発信件数	—	3,655 件	—	4,000 件
《主な活動指標①-2》【新規指標】 「区民の声」の対応日数(※1)（年度内全件の平均値） *（ ）は受付件数	—	4.0 日 (2,372 件)	—	検討中
《主な活動指標①-3》【新規指標】 職員等を対象としたワークショップ等(※2)の参加延べ人数（広報室主催分）	—	400 人	—	1,400 人
《主な活動指標①-4》【新規指標】 ポスター・チラシ等の作成支援延べ件数（広報室による作成支援件数）	—	571 人	—	1,200 人

(※1) 「区民の声」の対応日数の目標値は、「サービスアップ推進会議」において、前年度の実績などを勘案して年度ごとに設定する。

(※2) 毎年各課から選出される広報担当者等を対象とした、事業の組み立て方や情報発信の重要性を学ぶロジック研修と、希望する職員がチラシ・ポスター作成の技術やカメラの使い方を学ぶワークショップ等。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

シティプロモーション戦略方針・アクションプラン

(主な事務事業)

「あだち広報」製作等運営事業、報道事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



16 平和と公正をすべての人に【ターゲット：16.6→P193】

紙面構成の都合により本ページ余白

施策群⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

施策⑯-1 将来にわたり安定した財政運営の推進

施策の方向（目標）

- 経済情勢の変動による財源不足や災害発生による緊急な支出が必要となった場合に対応できる柔軟な財政運営を行います。
- 将来負担と財政収支のバランスがとれた持続可能な財政運営を進めます。

現状

- 財政の弾力性を測る「経常収支比率」は、平成26年度決算から令和元年度決算まで6年度連続で目標とする80%を下回り適正水準を維持しています。
- 将来の財政負担に備えて積立金を増額する一方で、将来世代の負担となる地方債を確実に減らしてきた結果、平成26年度からの5年間で、積立金現在高は586億円増加、地方債現在高は203億円減少しました。
- 自治体の規模に合わせた純粋な収支の比率により、財政の健全性を測る「実質収支比率」は平成26年度決算から令和元年度決算まで6年度連続で適正水準とされる3%~5%の範囲内を維持しています。

課題

- 税制改正による財政調整交付金の減少が懸念されることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気後退の影響による収入減が複数年度続くことが予想されます。
- 老朽化した公共施設の更新による地方債発行の増が見込まれます。
- 感染症や災害の発生などによる緊急な支出にも十分対応できる堅実かつ柔軟な財政運営がこれまで以上に求められています。

方針

- 歳入歳出のバランスを保ち、財政運営の健全性を維持します。
- 公共施設の計画的な更新や事業規模の見直し等により可能な限り地方債の発行を抑制するとともに、適正な額の積立金を確保することで、地方債現在高が積立金現在高を上回らないように維持します。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
<p>《成果指標①》 経常収支比率</p> <p>* 経常収支比率：家計に置き換えると、定期的に入ってくる収入（給与等）に対する、必ず支払う経費（家賃、光熱水費等）の割合を示したもので、財政構造の弾力性を測定する指標です。70%～80%が適正な水準とされています。</p>	75.8%	77.5%	80%以下	80%以下
<p>《成果指標②》【新規指標】 積立金現在高－地方債現在高（区民1人あたり）</p> <p>* 区の貯金である基金と借金である地方債の残高について、区民1人あたりの金額で分析する指標です。数値がプラスであれば貯金が借金を上回っていることを示し、区民サービスを充実させることができます。</p>	－	0円以上	－	0円以上
<p>《成果指標③》 実質収支比率</p> <p>* 実質収支比率：自治体の財政規模に対する黒字の割合のことで、財政の健全性を測定する指標です。3%～5%が適正な水準とされています。</p>	4.1%	4.5%	4.5%	4.5%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

- （個別計画）
 - 中期財政計画
- （主な事務事業）
 - 予算編成事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



17 パートナリシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.14→P195】

施策群⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

施策⑯-2 自主財源の確保

施策の方向（目標）

- 4公金（特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の適正な賦課及び厳正的確な滞納整理や納期内納付の推進により収納率を向上し、自主財源の充実を図ります。

現状

- 特別区民税の収納額は、平成29年度には約426億円でしたが、令和元年度は約450億円と増加しています。
- 様々な滞納整理の取組みにより税や保険料の収納率が向上し、23区順位最下位を脱却しました。
- 庁内組織である収納率向上対策委員会において、滞納整理のノウハウの共有や蓄積を行っているとともに、更なる徴収強化のため特別収納対策課を新設しました。

課題

- 滞納整理の取組みのほか、滞納とならないための更なる工夫及び取組みが必要です。
- 4公金を重複して滞納している場合であっても、それぞれの担当課が納付交渉等を行っているため、より効率的な滞納整理の取組みが必要です。
- 効果的な滞納整理を進めていくため、継続した職員育成と組織としての滞納整理ノウハウの向上が必要です。

方針

- 納付方法を充実して利便性を高めていくとともに、租税教育などにより自主納付及び納期内納付に対する意識の高揚を図っていきます。
- 税や保険料の重複滞納や高額滞納などの困難事案については、特別収納対策課において効率的かつ効果的な滞納整理を実施していくとともに、債権等処理判定委員会を運用し、非強制徴収債権の圧縮にも努めていきます。
- 引き続き、複線型人事制度を活用した職員のスキルアップに取り組みながら、組織におけるノウハウの向上を図っていきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 特別区民税収納率	91.43%	96.20%	94.33%	96.42%
《成果指標②》【新規指標】 国民健康保険料収納率	65.96%	75.99%	70.79%	78.98%
《成果指標③》【新規指標】 後期高齢者医療保険料収納率	96.58%	97.79%	96.61%	99.00%
《成果指標④》 介護保険料収納率	92.53%	94.55%	93.50%	96.09%
《成果指標⑤》【新規指標】 特別収納対策課における移管事案の うち猶予、停止相当、差押え等処理 方針を決定した案件の割合	—	—	—	60%
《主な活動指標⑤》【新規指標】 特別収納対策課が各課から移管を受 ける事案件数	—	—	—	465件

*成果指標①から④については、毎年度、収納率向上対策委員会において活動を進捗管理していくため、対応する活動指標は設定しません。

【関連する個別計画や主な事務事業等】

(個別計画)

滞納対策アクションプラン（特別区民税収納率向上3年計画）、
滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）

(主な事務事業)

納税事務、国民健康保険料徴収事務、後期高齢者医療保険料徴収事務、
介護保険料徴収事務、収納対策事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



17 パートナーシップで目標を達成しよう【ターゲット：17.1→P194】

施策群⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

施策⑯-3 公有財産の活用と長寿命化の促進

施策の方向（目標）

- 公有財産は、公共目的での利活用を図ることを第一としながらも、区として利活用が図れないものについては、「区有地等利活用基本方針」に基づき公益性の高い事業者への貸付・売却を進め、さらなる財源確保に努めます。
- 長寿命化については「足立区公共施設等総合管理計画」や「個別計画」、「足立区中期財政計画」との整合を図りながら推進し、長期的にみたコストの削減を目指します。

現状

- 区として利活用が見込めない低・未利用の公有財産については、定期借地等による貸付や売却を進め、自主財源の確保に努めています。
- 行政財産の余裕部分についても、飲料等の自動販売機設置場所として競争入札により貸し付けるなど、安定的な歳入増への取組みを行っています。
- 施設や設備の劣化に応じた優先順位付けを行い、計画的に保全することで、限られた財源を効率的に執行し、安全・良好な施設環境を保持しています。

課題

- 適正配置の進展により生じる学校跡地等の大規模財産については、地域特性に配慮しつつ、市場性など財産が持つ価値を最大限生かした活用を迅速かつ効果的に図っていく必要があります。
- 公共施設の維持更新に限られた財源で的確に対応していくためには、効率的な維持管理はもとより計画的な長寿命化の促進により、維持更新コストの縮減を強力に推し進めることが不可欠です。
- 新型コロナウイルスの影響により行財政運営が厳しくなることが予測される中において、長期的視点に立った計画保全を進めるためには、より一層高効率な財政運営の舵取りが求められます。

方針

- 低・未利用状態にある財産の調査・分析を進め、サウンディング型市場調査等の手法を適宜導入しながら財産特性（立地・市場性・希少性等）に応じた最適な利活用案を検討し、迅速な活用を実現します。
- 「足立区公共施設等総合管理計画」や「個別計画」、「足立区中期財政計画」に基づき、施設の劣化状況に応じた計画的な保全を着実に履行することで、安全で快適

な施設環境を維持し、長期的に見た維持管理コストの縮減を目指します。

- 効率的で無駄のない維持管理コストの支出を実現する手段として、公共施設の状況を一元的かつ俯瞰的に分析・保全する営繕所管事業予算の適正執行に努めるとともに、包括施設管理委託の手法により高い費用対効果や地域経済への好循環が担保できるかどうか、調査・研究していきます。

【施策指標】

指標名	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R元年度)	中間目標値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
《成果指標①》 低・未利用の公有財産（土地・建物） の利活用目標の達成度	0%	39.3%	50%	90%
《成果指標②》【新規指標】 個別計画（第1期）の履行率	—	27.5%	—	100%
《主な活動指標②-1》【新規指標】 昇降機改修計画の進捗状況	—	22%	—	54%
《主な活動指標②-2》【新規指標】 高圧ケーブル更新計画の進捗状況	—	34%	—	45%
《主な活動指標②-3》【新規指標】 自動火災報知設備等更新計画の進捗 状況	—	10%	—	49%

【関連する個別計画や主な事務事業等】

（個別計画）

公共施設等総合管理計画、個別計画、区有地等利活用基本方針

（主な事務事業）

区有財産取得・活用事務、施設営繕事業、区有財産管理事務



SDGsが目指す目標（ターゲット）との関連



11 住み続けられるまちづくりを【ターゲット：11.7→P188】

資料編

SDGsの目標（ゴール）とターゲット

* 「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイドー資料編 [第2版]」(環境省) (http://www.env.go.jp/policy/sdgs/guides/SDGsguide-siryu_ver2.pdf) を加工して作成しています。



目標（ゴール）： 1

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

ターゲット	概要	ターゲットの内容
1.1	極度の貧困を終わらせる	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	貧困状態にある人の割合を半減させる	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	貧困層・脆弱層の人々を保護する	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	基礎的サービスへのアクセス、財産の所有・管理の権利、金融サービスや経済的資源の平等な権利を確保する	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	貧困層・脆弱層の人々の強靱性を構築する	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	開発途上国の貧困対策に、様々な資源を動員する	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅への投資拡大を支援するために政策的枠組みを構築する	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標（ゴール）：2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
2.1	飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	食料生産に関わる動植物の遺伝的多様性を維持し、遺伝資源等へのアクセスと、得られる利益の公正・衡平に配分する	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国の農業生産能力向上のための投資を拡大する	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正・防止する	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料市場の適正な機能を確保し、食料備蓄などの市場情報へのアクセスを容易にする	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標（ゴール）：3

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
3.1	妊産婦の死亡率を削減する	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	新生児5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する	2030年までに、エイズ、結核、マalaria及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	非感染性疾患による若年死亡率を減少させ、精神保健・福祉を促進する	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物やアルコール等の乱用防止・治療を強化する	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	道路交通事故死傷者を半減させる	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	性と生殖に関する保健サービスを利用できるようにする	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	UHC を達成する(すべての人が保健医療サービスを受けられるようにする)	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
3.9	環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	たばこの規制を強化する	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	ワクチンと医薬品の研究開発を支援し、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国における保健に関する財政・人材・能力を拡大させる	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	健康危険因子の早期警告、緩和・管理能力を強化する	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標（ゴール）：4

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
4.1	無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	基本的な読み書き計算ができるようにする	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界で増やす	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	質の高い教員の数を増やす	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標（ゴール）：5

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット	概要	ターゲットの内容
5.1	女性に対する差別をなくす	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	女性に対する暴力をなくす	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	女性に対する有害な慣行をなくす	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	無報酬の育児・介護・家事労働を認識・評価する	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保する	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	財産等への女性のアクセスについて改革する	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力を強化する	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	女性の能力強化のための政策・法規を導入・強化する	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標（ゴール）：6

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

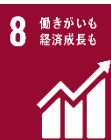
ターゲット	概要	ターゲットの内容
6.1	安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	様々な手段により水質を改善する	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	水不足に対処し、水不足に悩む人の数を大幅に減らす	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	統合水資源管理を実施する	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	水に関わる生態系を保護・回復する	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	開発途上国に対する、水と衛生分野における国際協力と能力構築を支援する	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域社会の参加を支援・強化する	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標（ゴール）：7

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
7.1	エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	再生可能エネルギーの割合を増やす	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	エネルギー効率の改善率を増やす	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	国際協力によりクリーンエネルギーの研究・技術へのアクセスと投資を促進する	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	開発途上国において持続可能なエネルギーサービスを提供できるようにインフラ拡大と技術向上を行う	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標（ゴール）：8

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
8.1	一人当たりの経済成長率を持続させる	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高いレベルの経済生産性を達成する	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	10YFPに従い、経済成長と環境悪化を分断する	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	雇用と働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成する	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働・奴隷制・人身売買を終らせ、児童労働をなくす	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	持続可能な観光業を促進する	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	銀行取引・保険・金融サービスへのアクセスを促進・拡大する	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	開発途上国への貿易のための援助を拡大する	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	若年雇用のための世界的戦略とILOの世界協定を実施する	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標（ゴール）： 9

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ターゲット	概要	ターゲットの内容
9.1	経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
9.2	雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	開発途上国への支援強化により、持続可能で強靱なインフラ開発を促進する	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
9.b	開発途上国の技術開発・研究・イノベーションを支援する	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国における普遍的・安価なインターネット・アクセスを提供する	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標（ゴール）：10

各国内及び各国間の不平等を是正する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
10.1	所得の少ない人の所得成長率を上げる	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	機会均等を確保し、成果の不平等を是正する	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	政策により、平等の拡大を達成する	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制と監視を強化する	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	開発途上国の参加と発言力の拡大により正当な国際経済・金融制度を実現する	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	秩序のとれた、安全で規則的、責任ある移住や流動性を促進する	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	開発途上国に対して特別かつ異なる待遇の原則を実施する	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	開発途上国等のニーズの大きい国へ、ODA等の資金を流入させる	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	移住労働者の送金コストを下げる	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標（ゴール）：11

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する。
11.4	世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	総合的な災害リスク管理を策定し、実施する	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	後発開発途上国における持続可能で強靱な建造物の整備を支援する	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12

つくる責任
つかう責任

目標（ゴール）：12

持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
12.1	10YFPを実施する	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	廃棄物の発生を減らす	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	企業に持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	持続可能な公共調達を促進する	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国の持続可能な消費・生産に係る能力を強化する	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	持続可能な観光業に対し、持続可能な開発がもたらす影響の測定手法を開発・導入する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発に関する悪影響を最小限に留め、市場のひずみを除去し、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標（ゴール）：13

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット	概要	ターゲットの内容
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、緑の気候基金を本格始動させる	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力を向上するメカニズムを推進する	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



目標（ゴール）：14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
14.1	海洋汚染を防止・削減する	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	海洋・沿岸の生態系を回復させる	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	海洋酸性化の影響を最小限にする	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	漁獲を規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	沿岸域及び海域の10パーセントを保全する	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	不適切な漁獲につながる補助金を禁止・撤廃し、同様の新たな補助金も導入しない	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	漁業・水産養殖・観光の持続可能な管理により、開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増やす	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性と海洋生物多様性の向上のために、海洋技術を移転する	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・零細漁業者の海洋資源・市場へのアクセスを提供する	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	国際法を実施し、海洋及び海洋資源の保全、持続可能な利用を強化する	「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



目標（ゴール）：15

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
15.1	陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	生物多様性を含む山地生態系を保全する	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護対象動植物種の密漁・違法取引をなくし、違法な野生生物製品に対処する	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	持続可能な森林経営のための資金の調達と資源を動員する	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	保護種の密漁・違法取引への対処を支援する	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

16 平和と公正を
すべての人に

目標（ゴール）：16

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
16.1	暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	司法への平等なアクセスを提供する	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	組織犯罪をなくす	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	汚職や贈賄を大幅に減らす	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	透明性の高い公共機関を発展させる	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	適切な意思決定を確保する	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	国際機関への開発途上国の参加を拡大・強化する	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	すべての人に法的な身分証明を提供する	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	暴力やテロをなくすための国家機関を強化する	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標（ゴール）：17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット	概要	ターゲットの内容
17.1	課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	開発途上国のための追加的資金源を動員する	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国の債務リスクを減らす	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーションに関する国際協力を向上させ、知識共有を進める	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	後発開発途上国のための実現技術の利用を強化する	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.10	WTOの下での公平な多角的貿易体制を促進する	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を増やす	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

ターゲット	概要	ターゲットの内容
17.13	世界的なマクロ経済を安定させる	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	政策の確立・実施にあたり、各国の取組を尊重する	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	開発途上国に対する能力構築支援を強化し、非集計型データの入手可能性を向上させる	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	GDP 以外の尺度を開発し、開発途上国の統計に関する能力を構築する	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

足立区国土強靱化地域計画

第1章 国土強靱化の概要

1 国土強靱化の背景

わが国では、度重なる大災害を経験し、そこから得られた教訓を踏まえて様々な対策を強化してきましたが、大規模な自然災害のたびに甚大な被害が発生し、その都度、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

このような「事後対策」の繰り返しを避けるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)」(以下「基本法」という。)が制定され、国では基本法第10条に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、災害が起きても、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムの構築に取り組んでいます。

足立区においても、本計画を基本法第13条に規定する「国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)として位置づけ、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、「強さとしなやかさ」を備えた、持続可能なまちづくりを進めていきます。

2 足立区における国土強靱化の基本的な考え方

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施するものです。

足立区では、基本構想におけるまちの将来像「協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立」を、強靱化を推進する上での共通の将来像とし、国の基本計画が定める基本目標と調和を図った次の4つを区の基本目標に据え、強靱化を推進していきます。

【足立区の強靱化における基本目標】

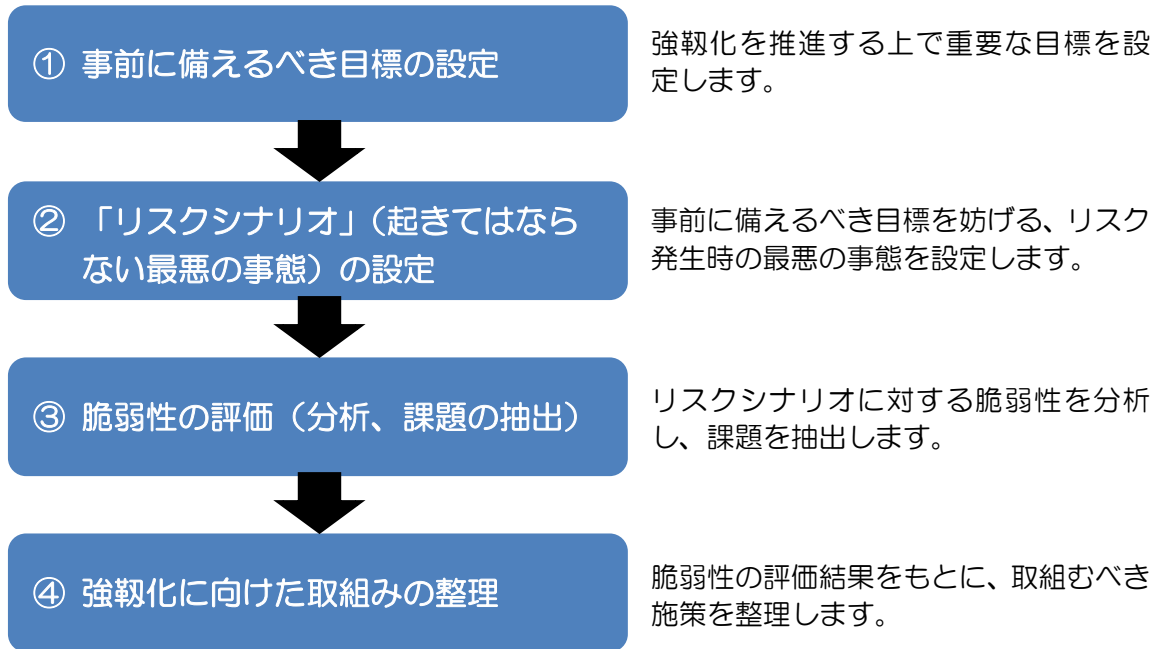
いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2章 リスクシナリオの設定と脆弱性の評価

1 基本的な進め方

本計画は、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、国の基本計画及び東京都の地域計画との調和を図りつつ、下記の流れで全庁的に検討を進めました。



(1) 想定されるリスク

東京都の地域計画に示されている、過去に発生した大規模災害のうち、本区の地域特性を考慮し、「地震」「風水害」の2種類の大規模災害によるリスクを想定します。

(2) 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定

国の基本計画及び東京都の地域計画との調和を図りつつ、本区の特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる24項目の「リスクシナリオ」(起きてはならない最悪の事態)を設定しました。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		対象とする災害	掲載ページ
1 被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅密集地等における火災による死傷者の発生	地震	202
	1-2	建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	地震	203
	1-3	台風や異常気象等による広域かつ長期的な洪水（浸水）による死傷者の発生	水害	205
	1-4	情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生	地震 水害	206
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	地震 水害	208
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地震 水害	209
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	地震	210
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺	地震 水害	211
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	地震 水害	213
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状況の悪化・死者の発生	地震 水害	214
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災等による治安の悪化	地震 水害	216
	3-2	区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	地震 水害	216
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止等による必要な情報の途絶	地震 水害	218

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		対象とする災害	掲載ページ
5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動(サプライチェーンを含む)への甚大な影響の発生	地震 水害	219
6 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る	6-1	電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止	地震 水害	221
	6-2	地域交通ネットワークの寸断	地震 水害	222
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模延焼火災の発生	地震	223
	7-2	沿線・沿道の建物等の倒壊による交通麻痺	地震	224
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出	地震 水害	224
	7-4	風評等による不安と混乱の拡大	地震 水害	225
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地震 水害	226
	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地震 水害	226
	8-3	住宅再建や道路再整備等の遅延により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地震 水害	227
	8-4	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地震 水害	228

(3) 脆弱性評価の結果（課題の抽出）

24のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出した結果は以下のとおりです。

*リスクシナリオは「視点」ごとに、「ハード」「ソフト」の順で並んでいます。

【事前に備えるべき目標1】

被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる

《リスクシナリオ》	
1-1 住宅密集地等における火災による死傷者の発生	
① まちの不燃化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 不燃化/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 火災の延焼防止と避難路の確保に向け、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備及び沿道の不燃化促進を図る必要がある。 密集地域内においても防災生活道路の整備や地区計画での規制誘導による建築物の建替え更新、公園整備などの推進により延焼遮断帯を形成する必要がある。
② 樹林、農地の保全 (担当) 産業経済部 都市建設部 (視点) 不燃化/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 密集地域内において延焼防止機能を有し、避難場所にもなる既存の樹林や農地を保全する必要がある。
③ 老朽家屋の建て替え や除却の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 不燃化/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 適正に管理されない老朽危険家屋の存在は、震災時における火災の被害拡大の要因となるだけでなく、平時も不審火等による火災の原因となりやすいため、建て替えや除却を促進する必要がある。
④ 密集地域内の狭あい 道路の拡幅整備促進 (担当) 都市建設部 (視点) 円滑な消火活動/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 密集地域内において、避難路及び緊急車両等の通行確保や、消火・救援活動が円滑に行えるよう、狭あい道路を解消し、道路網の拡幅整備を行う必要がある。
⑤ 消防水利の整備と消 火用水の確保 (担当) 危機管理部 都市建設部 学校運営部 (視点) 円滑な消火活動/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 密集地域内の消防自動車の出入りが難しい場所においては、円滑な消防活動が行えるよう、防火水槽等の消防水利の整備が必要である。 震災時に使用可能な消火栓や河川、プール等のあらゆる水利を地域の消火用水として確保する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 1-1 住宅密集地等における火災による死傷者の発生	
⑥ 地域全体の連携による共助の促進 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 共助を促す取組みとして、防災区民組織等の充実強化や防災士等との連携体制の強化、地区防災計画策定の推進に努め、近隣住民相互による迅速な避難誘導等、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
⑦ 消防団の活動能力の向上 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 消防団による消火、救出・救助活動等が的確かつ迅速に行えるよう、人員の確保や装備・訓練の充実強化が必要である。
⑧ 区民一人ひとりの自助の備えの促進 (担当) 危機管理部 都市建設部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の火災の被害を最小限にするためには、区民自らが家具類の転倒・落下・移動防止などの避難路確保や、感震ブレーカー等の設置による出火防止などの取組みを行うことが必要である。

≪リスクシナリオ≫ 1-2 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	
① 建築物の耐震化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 建物の耐震化/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の建築物は、大規模地震の際に倒壊等のおそれがあるため、耐震性向上を促進する必要がある。
② 住宅改良による耐震化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 建物等の耐震対策/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時に住宅の扉が開かなくなることを防ぎ、安全な避難路を確保するため、住宅の屋根材の軽量化や玄関扉の耐震化を促進する必要がある。

(次ページにつづく)

≪リスクシナリオ≫ 1-2 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	
③ マンションの適正管理と再生促進、区営住宅の計画的建替えや修繕の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 建物等の耐震対策／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション等は、高経年化及び老朽化を考慮して、適切な管理や修繕、建替え等を推進していく必要がある。 区営住宅等においては、老朽化した部分の放置が、耐震性の低下や外壁材落下等の事故につながるため、計画的な建替えや修繕を行い、耐震性維持と事故の未然防止を図る必要がある。
④ 空き家対策の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 建物等の耐震対策／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 放置された空き家は、災害時に倒壊、破損等により周辺住民へ二次被害を及ぼすおそれがあるため、解体、売却、利活用等の支援を行い、空き家問題を解決していく必要がある。
⑤ 区有施設の耐震対策の促進 (担当) 資産管理部 学校運営部 (視点) 建物等の耐震対策／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区有施設の耐震化はほぼ完了しているが、不特定多数が集まることに加えて防災上重要な建物でもあるため、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を促進する必要がある。 新たに整備する施設は、耐震性や防災機能を備える必要がある。
⑥ 道路に面するブロック塀の安全対策の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 建物等の耐震対策／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等について、高さを低くする、生垣などへ緑化する等の整備を促進し、通行人などの安全性向上を図る必要がある。
⑦ 液状化に関する情報の提供 (担当) 危機管理部 (視点) 液状化対策／ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時、区内の広い範囲において液状化する可能性が高いため、区民や事業者等に対して液状化に関する情報提供を行い、対策を講じるよう促していく必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 1-3 台風や異常気象等による広域かつ長期的な洪水（浸水）による 死傷者の発生	
① 樹林や農地の保全と 雨水流出抑制施設整備 備の推進 ----- (担当) 都市建設部 ----- (視点) 内水氾濫抑制/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨による都市型洪水の軽減を図るため、既存の樹林や農地を保全する必要がある。 民間による開発行為や公共施設等の整備においては、浸水及び貯留施設等の雨水流出抑制施設の整備を推進する必要がある。
② 下水道における水害 対策の促進 ----- (担当) 危機管理部 都市建設部 ----- (視点) 内水氾濫抑制/ ハード	
③ 河川整備の推進 ----- (担当) 都市建設部 ----- (視点) 河川氾濫抑制/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 堤防幅、高さが不足している箇所がある荒川、中川等の築堤や嵩上げ、荒川、隅田川等のスーパー堤防や護岸工事などの河川整備を、河川管理者と連携しながら早期に進めていく必要がある。
④ 荒川第二・三調節池の 早期整備 ----- (担当) 都市建設部 ----- (視点) 河川氾濫抑制/ ハード	
⑤ 浸水危険度が高い道路の 安全確保 ----- (担当) 都市建設部 ----- (視点) 水没事故防止/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 地形的に道路冠水が想定される地区のうち、特に車が水没する危険性のあるアンダーパスなどにおいては、排水ポンプや路面冠水自動検知装置、通行止め電光掲示板等の維持管理や更新等を進める必要がある。
⑥ 区営住宅居住者の避難 先確保 ----- (担当) 都市建設部 ----- (視点) 避難先確保/ ハード	

(次ページにつづく)

≪リスクシナリオ≫ 1-3 台風や異常気象等による広域かつ長期的な洪水（浸水）による死傷者の発生	
⑦ 区民への浸水リスク等の周知・啓発 (担当) 危機管理部 都市建設部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの作成、周知や出前講座等を通じ、区民が浸水リスクや避難所等について事前に把握し、発災時に適切な避難行動を取れるよう啓発する必要がある。
⑧ 各地域におけるコミュニティ・タイムライン策定の推進 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 各地域において、水害時の避難のタイミングや取るべき防災行動等を前もって話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」をあらかじめ定めておく「コミュニティ・タイムライン」の策定を推進する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 1-4 情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生	
① 防災行政無線の整備促進 (担当) 危機管理部 (視点) 区民等への情報発信/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に区民が正確な情報を得られるよう、防災行政無線の聞こえが悪い地域の解消に向けた整備を促進する必要がある。
② 活用可能なあらゆる媒体を用いたタイムリーな情報発信 (担当) 政策経営部 (視点) 区民等への情報発信/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位情報や避難に関する情報など、区民が必要とする災害情報が確実に伝わるよう、ホームページ、A-メール、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)など、活用可能なあらゆる媒体を用いて、的確な情報をタイムリーかつ確実に提供できる体制の整備が必要である。 外国人にも配慮し、多言語や「やさしい日本語」での情報発信に努める必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 1-4 情報伝達の不備などに伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生	
③多くの人が集まる駅 周辺における情報発信 (担当) 危機管理部 (視点) 区民等への情報発信 /ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 区民や来街者等、多くの人が集まる北千住駅、綾瀬駅の周辺においては、特に混乱等为了避免する必要があり、区が設置するデジタルサイネージ等を活用し、広範囲に災害情報等の提供を行う体制の整備が必要である。
④関係機関等との通信 手段の多様化 (担当) 危機管理部 (視点) 情報連絡体制/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区内部における情報連絡や、都、外郭団体、協力機関等との情報連絡の際の通信手段を多様化する必要がある。
⑤避難行動要支援者情 報の活用方法の検討 (担当) 危機管理部 福祉部 (視点) 避難行動要支援者/ ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等の要支援者情報に基づく対応策を検討し、警察・消防・消防団との情報共有を図る必要がある。
⑥区民の防災意識の向上 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 平時から区民に対して発災時の避難先や避難判断の目安、避難方法、区が発令する避難情報、通信事業者が提供する安否確認ツール等について周知し、発災時に冷静な避難行動等が取れるよう区民の防災意識を向上する必要がある。

【事前に備えるべき目標2】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

≪リスクシナリオ≫ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
① 避難者のニーズに応じた物資の確保 (担当) 危機管理部 (視点) 備蓄/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区は都と連携し、発災後3日分の物資確保に努めるが、女性や子ども、要配慮者など、様々な避難者のニーズにも留意する必要がある。
② 区民による応急給水体制の構築 (担当) 危機管理部 (視点) 備蓄/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区民による迅速な応急給水体制の構築のため、応急給水ステーションの充実や、避難所における応急給水栓の設置を推進するよう都に働きかける必要がある。
③ 各家庭や事業所等における備蓄の推進 (担当) 危機管理部 (視点) 備蓄/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時は道路閉塞や事業者の被災等により物資の供給が困難となる可能性があり、区や都による備蓄も限られているため、各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を推進していく必要がある。
④ 物資等の調達方法の多様化 (担当) 危機管理部 (視点) 備蓄/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体や民間団体等とあらかじめ災害時支援協定を締結し、災害時の物資調達方法を多様化しておく必要がある。
⑤ 道路等の災害対応力強化及び迅速な啓開(※) (担当) 都市建設部 (視点) 輸送/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における緊急支援物資輸送等の機能確保及び早期復旧のため、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
⑥ 河川輸送路の確保 (担当) 都市建設部 (視点) 輸送/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 足立区は四方を河川で囲まれており、災害により寸断された陸上輸送の補完として河川輸送路を確保するため、護岸整備や防災船着場の整備を国や都と協力しながら進めていく必要がある。

(※) 道路等の「啓開」とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

≪リスクシナリオ≫ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
⑦ 関係機関との連携による物資輸送体制の強化 (担当) 危機管理部 (視点) 輸送/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の物資輸送体制の強化を目的とし、関係機関の役割分担の明確化、輸送訓練等を通じた関係機関との連携を図る必要がある。
⑧ 効率的な輸送体制の整備 (担当) 危機管理部 (視点) 輸送/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物資等を防災倉庫及び地域内輸送拠点から避難所へ効率的に輸送するため、災害時における輸送ルートの検討及び輸送手段の確保を目的とした物流事業者との連携等の具体化を進める必要がある。
⑨ 救援物資の受け入れや配送等の体制整備 (担当) 危機管理部 (視点) 輸送/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の受け入れ、仕分け、配送等を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるよう、受援体制を整備する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
① 地域全体の連携による共助の促進 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 共助を促す取組みとして、防災区民組織等の充実強化や防災士等との連携体制の強化に努め、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
② 消防団の活動能力の向上 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 消防団による消火、救出・救助活動等が迅速かつ的確に行えるよう、人員の確保や装備・訓練の充実強化が必要である。

(次ページにつづく)

<<リスクシナリオ>> 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
③ 救出救助機関の受け入れ体制等の整備 (担当) 危機管理部 (視点) 受援/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 都外からの応援部隊等も含め、救出救助機関の活動拠点の確保や、実災害を想定した訓練を行い、災害時に円滑かつ効率的に活動ができるよう、受け入れ体制を整備する必要がある。

<<リスクシナリオ>> 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
① 一斉帰宅抑制と連絡手段の事前確保の周知徹底 (担当) 危機管理部 (視点) 一斉帰宅抑制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都帰宅困難者対策条例」が求める「一斉帰宅抑制」と「発災時における家族等との連絡手段の事前確保」について、区民や事業者へ周知徹底を図る必要がある。
② 事業者による施設内待機に係る計画の作成と水・食料等の備蓄の推進 (担当) 危機管理部 (視点) 一斉帰宅抑制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、従業員向けに3日分の水・食料等を備蓄することが必要である。
③ 一時滞在施設の確保及び備蓄の充実 (担当) 危機管理部 (視点) 帰宅困難者対応/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 多数の帰宅困難者のため、一時滞在施設の確保、備蓄の充実をさらに進める必要がある。
④ 徒歩帰宅者等への支援体制の充実 (担当) 危機管理部 (視点) 帰宅困難者対応/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者との協定締結等により、徒歩帰宅者を支援する体制を充実する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
⑤ 駅前滞留者対策推進協議会による現地本部体制の早期整備 (担当) 危機管理部 (視点) 駅前滞留者対策/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 駅前周辺事業者や鉄道事業者、警察署、消防署等で構成する「駅前滞留者対策推進協議会」(北千住駅・綾瀬駅に設置)の業務を明確にし、現地本部の円滑な立ち上げや情報収集、帰宅困難者に対する情報提供ができる体制を、早期に整備する必要がある。
⑥ 災害用定点カメラ及びデジタルサイネージを活用した訓練の実施 (担当) 危機管理部 (視点) 駅前滞留者対策/ソフト	

≪リスクシナリオ≫ 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺	
① 都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化、耐震化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 輸送/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に重要な輸送ルートとなる都市計画道路の整備と沿道の不燃化を進めるとともに、建物倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
② 応援医療チーム等の輸送手段の確保 (担当) 危機管理部 衛生部 (視点) 輸送/ソフト	
③ 東京DMAT(※)等の受入医療機関の確保 (担当) 衛生部 (視点) 受援体制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 東京DMAT等による迅速な医療救護活動が行えるよう、災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

(※) 被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム
 (次ページにつづく)

≪リスクシナリオ≫ 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺	
④ 医療従事者への活動支援 (担当) 衛生部 (視点) 受援体制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所や応援医療チーム等の活動を支援するため、区と区医師会の協定に基づき、休憩場所や食事等を確保する必要がある。
⑤ 十分な医薬品の確保 (担当) 危機管理部 衛生部 (視点) 医薬品確保/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区は、災害時に備え医薬品を緊急医療救護所となる病院や避難所へ備蓄し、不足した場合に備えて区内薬剤等卸業者などと医薬品の提供について協定を締結しているが、十分な医薬品を迅速に確保できるよう、さらなる対策が必要である。
⑥ 緊急医療救護所の電源等確保 (担当) 危機管理部 衛生部 (視点) 電源対策/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に、停電や断水等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、都と連携して、非常用電力の確保や給水体制等の整備が必要である。
⑦ 医療関係機関等との多様な通信手段の確保 (担当) 危機管理部 衛生部 (視点) 情報連絡体制/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に他の自治体の病院やDMAT、消防、警察、自衛隊等の関係機関と、負傷者の搬送や受入等の連携を図るうえで不可欠な情報通信については、複数の通信手段を確保する等の体制整備が必要である。
⑧ 区内医療機関等との情報連絡体制の構築 (担当) 福祉部 衛生部 (視点) 情報連絡体制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 都の災害医療体制のもと、限られた医療資源を最大限有効に活用して救える命を確実に救うためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

≪リスクシナリオ≫ 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
① 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた備蓄品目等の見直し (担当) 危機管理部 (視点) 感染症予防/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。
② 平時からの感染症予防対策の促進 (担当) 衛生部 (視点) 感染症予防/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 平時から予防接種の促進や手洗い、咳エチケットの励行など、感染症の発生や蔓延を防止するための健康指導等や啓発を行う必要がある。
③ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策等の検討 (担当) 危機管理部 (視点) 感染症予防/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 分散避難や避難所の「3密」防止など、新型コロナウイルス感染症にも配慮した避難対策の検討が必要である。
④ 広域的な火葬実施の検討 (担当) 危機管理部 地域のちから推進部 (視点) 衛生環境/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 都内火葬施設のみで火葬処理を行う場合、相当の期間が必要となるため、一時的な遺体安置場の設置及び、都内火葬場の被害状況に応じて、都外での広域火葬を検討する必要がある。
⑤ 上下水道の耐震化での都区連携 (担当) 都市建設部 (視点) 衛生環境/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 地震などによる上下水道施設の損壊を防ぐため、都では上水道及び下水道施設の耐震化を進めており、都区が連携・協力し、区民等の理解を得ながら、早期の施設整備を進めていく必要がある。
⑥ 避難所におけるペット等の適正な飼養の周知促進 (担当) 危機管理部 衛生部 (視点) 衛生環境/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の衛生環境を良好に保つため、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を促進する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状況の悪化・死者の発生	
①被災者の健康管理体制の構築 (担当) 衛生部 (視点) 健康管理/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患の多発を防止するとともに、震災のトラウマ等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健師、栄養士、歯科衛生士等が連携し、被災者の中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
②区立小中学校施設の安全確保と防災機能の強化 (担当) 学校運営部 (視点) 避難所/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に指定されている全ての区立小中学校の非構造部材を含めた耐震化は完了しているが、施設の安全確保に向けた老朽化対策とともに、改築等の際にはユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを行い、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。
③多様な避難者のニーズに対応した避難所の運営 (担当) 危機管理部 (視点) 避難所/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人々が数日（場合によってはさらに長期間）にわたり、生活する避難所での安心・安全の確保や、女性、外国人、要配慮者等の多様な避難者のニーズに応える必要がある。
④避難所利用にかかるマニュアルの整備 (担当) 危機管理部 (視点) 避難所/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における感染症対策や要配慮者、ペットへの対応などを含め、避難所内の生活レベルを一定に保つため、避難所利用にかかるルール等を定めたマニュアルを整備する必要がある。
⑤第二次避難所の確保と運営体制の整備 (担当) 危機管理部 (視点) 避難所/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 第一次避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる第二次避難所（福祉避難所）の確保と、その運営体制を整備していく必要がある。
⑥東日本大震災で得た教訓等を踏まえた備蓄品目等の見直し (担当) 危機管理部 (視点) 備蓄/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で得た教訓等も踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。

<<リスクシナリオ>> 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状況の悪化・死者の発生	
⑦ 避難所や災害拠点周辺のマンホールを活用したトイレの整備促進	・ 大規模震災時に上下水道の破損等によりトイレが使用できなくなる場合に備え、避難所や災害拠点等周辺のマンホールをトイレとして活用できるよう、部材の備蓄を進めるとともに、災害時に適切に使用できるよう設置等訓練を実施する必要がある。
(担当) 危機管理部 都市建設部	
(視点) トイレ/ハード	

【事前に備えるべき目標3】

必要不可欠な行政機能を確保する

<<リスクシナリオ>> 3-1 被災等による治安の悪化	
①区民の防犯意識の向上 (担当) 危機管理部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の治安悪化を防ぐには、日頃から区民の防犯意識を高め、一人ひとりが犯罪にあわないための知識を習得し、日常生活の中で実践していくことが必要である。
②町会・自治会や関係機関等との連携 (担当) 危機管理部 地域のちから推進部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は様々な社会的混乱が起きることが予測されるため、平時から警察署や町会・自治会、関係機関が連携し、区民の生命の安全確保や各種犯罪の予防、取締りや見守り等の体制を構築しておく必要がある。

<<リスクシナリオ>> 3-2 区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
①本庁舎の防災機能向上 (担当) 資産管理部 (視点) 区有施設/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に応急対策の要となる本庁舎は、内水はん濫、高潮水害への対策や耐震性は確保されているが、水位の高い河川はん濫による浸水に対しては未対応であるため、非常用発電機や設備機器の屋上移設など、新たな対策が必要である。
②区有施設の防災機能向上 (担当) 資産管理部 学校運営部 (視点) 区有施設/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区有施設の耐震化はほぼ完了しているが、不特定多数が集まることに加えて防災上重要な建物でもあるため、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を促進する必要がある。 新たに整備する施設は、耐震性だけでなく、浸水対策を含めた防災機能を備える必要がある。
③BCP（業務継続計画）の継続的な見直し (担当) 危機管理部 (視点) BCP/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 区のBCPについて、発災時の実効性を担保するため、継続的な見直しが必要である。

≪リスクシナリオ≫ 3-2 区職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
④ 遠隔地の自治体との 相互応援協定締結の 推進 (担当) 危機管理部 (視点) 受援体制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 広範囲に被災し、自区や近郊自治体による相互応援のみでは対応が困難な場合に備え、遠隔地の市町村等との相互応援協定締結をさらに推進する必要がある。
⑤ 必要な支援を明確に した応援要請 (担当) 危機管理部 (視点) 受援体制/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例から、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズのマッチングには困難が伴い、他自治体から派遣される職員は短期間で交替し、業務の継続性の確保に支障が生じる恐れが高いため、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。
⑥ 関係機関等との通信 手段の多様化 (担当) 危機管理部 (視点) 情報連絡体制/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区内部における情報連絡や、都、外郭団体、協力機関等との情報連絡の際の通信手段を多様化する必要がある。

**【事前に備えるべき目標4】
必要不可欠な情報通信機能を確保する**

≪リスクシナリオ≫ 4-1 情報通信の麻痺・長期停止等による必要な情報の途絶	
①無電柱化整備の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 通信インフラ/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の電柱倒壊に伴う電線や光ケーブルの切断による情報通信の麻痺を防ぐため、無電柱化整備を推進する必要がある。
②電気や通信会社等との連携による通信設備の早期復旧 (担当) 都市建設部 (視点) 通信インフラ/ ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 電気及び通信会社等の各事業者に、通信施設の強化及び、災害時での活動体制を確立してもらうとともに、区と連携・協力し、各施設の応急対応や区民等への迅速な対応を実施する必要がある。
③防災行政無線の整備促進と臨時災害用FM放送の活用方法の検討 (担当) 危機管理部 (視点) 区民等への情報発信/ ハード・ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信が停止した際でも使用できる防災行政無線の聞こえが悪い地域の解消や、発災後に区が設置する臨時災害用FM放送の活用方法、発信体制の整備を促進する必要がある。 情報通信技術（ICT）を活用した新しい通信手段を研究する必要がある。
④関係機関等との通信手段の多様化 (担当) 危機管理部 (視点) 情報連絡体制/ ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区内部における情報連絡や、都、外郭団体、協力機関等との情報連絡の際の通信手段を多様化する必要がある。
⑤地域コミュニティの活性化の推進 (担当) 危機管理部 地域のちから推進部 (視点) 自助・共助/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報提供について、平時から町会・自治会等との連携協力体制を構築しておくとともに、地域内で情報が共有されるよう地域コミュニティの活性化を推進する必要がある。

【事前に備えるべき目標5】

経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

≪リスクシナリオ≫ 5-1 経済活動（サプライチェーンを含む）への甚大な影響の発生	
①都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化、耐震化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 物流/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に重要な物流ルートとなる都市計画道路の整備と沿道の不燃化を進めるとともに、建物倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
②橋梁の架け替えや新設整備及び維持補修の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 物流/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に交通や輸送の分断を防ぎ、物流ルートを確保するため、橋梁の架け替え事業と合わせ、橋梁点検及び維持補修を進めていく必要がある。
③主要道路の道路啓開の迅速な実施 (担当) 都市建設部 (視点) 物流/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者及び交通管理者との協議を進め、災害時での各々の活動体制を確立するとともに、相互に連携・協力し、主要道路等の道路啓開を迅速に進めていく必要がある。
④再生可能エネルギーの利活用促進 (担当) 環境部 (視点) 中小事業者/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは災害時にも発電が可能なことから、電力供給が停止した場合でも自ら生み出した電力の範囲内で事業の早期復旧や事業活動の継続ができるよう、事業所における再生可能エネルギーの利活用を促進する必要がある。
⑤BCP（事業継続計画）策定の促進 (担当) 産業経済部 (視点) 中小事業者/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者が被災後速やかに重要な機能を再開し、事業を継続できるようにするため、各事業者のBCP策定を促進する必要がある。
⑥中小事業者への支援 (担当) 産業経済部 (視点) 中小事業者/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 被災した中小事業者向けの融資や助成をはじめ、中小事業者に対するきめ細かい支援策等を講じる必要がある。

(次ページにつづく)

《リスクシナリオ》	
5-1 経済活動（サプライチェーンを含む）への甚大な影響の発生	
⑦ 区内金融機関に関する情報の発信	• 金融サービスの機能停止による商取引等への影響が少なくなるよう、区内金融機関の被害状況や被災者に対する臨時措置等の情報収集に努め、広報する必要がある。
(担当) 政策経営部 産業経済部	
(視点) 金融/ソフト	

【事前に備えるべき目標6】

生活・経済活動に必要最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る

<<リスクシナリオ>> 6-1 電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止	
①無電柱化の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 電気/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 電柱の倒壊による電線、光ケーブル等の切断を防ぎ、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化整備を推進する必要がある。
②再生可能エネルギーの利活用促進 (担当) 環境部 (視点) 電気/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは災害時にも発電が可能なことから、一般住宅や事業所等での利活用を促進する必要がある。
③上下水道の耐震化での都区連携 (担当) 都市建設部 (視点) 上下水道/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 地震などによる上下水道施設の損壊を防ぐため、都では施設の耐震化を進めており、都区が連携・協力し、区民等の理解を得ながら、早期の整備を進めていく必要がある。
④区民による応急給水体制の構築 (担当) 危機管理部 (視点) 上下水道/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 区民による迅速な応急給水体制の構築のため、応急給水ステーションの充実や、避難所における応急給水栓の設置を推進するよう都に働きかける必要がある。
⑤避難所や災害拠点周辺のマンホールを活用したトイレの整備促進 (担当) 危機管理部 都市建設部 (視点) 上下水道/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 大規模震災時に上下水道の破損等によりトイレが使用できなくなる場合に備え、避難所や災害拠点等周辺のマンホールをトイレとして活用できるよう、部材の備蓄を進めるとともに、災害時に適切に使用できるよう設置等訓練を実施する必要がある。
⑥簡易トイレや水の備蓄の周知徹底 (担当) 危機管理部 (視点) 上下水道/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害により上下水道が機能停止した際の在宅避難に備え、簡易トイレや水の家庭内備蓄について周知徹底する必要がある。

(次ページにつづく)

≪リスクシナリオ≫ 6-1 電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止	
⑦ ライフライン事業者との連携による早期復旧 (担当) 都市建設部 (視点) 電気・ガス・上下水道／ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、上下水道などのライフラインが被災した場合には、区及び関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や区民への対応等を迅速に実施する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 6-2 地域交通ネットワークの寸断	
① 橋梁の架け替えや新設整備及び維持補修 (担当) 都市建設部 (視点) 橋梁／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に交通や輸送の分断を防ぐため、橋梁の架け替え事業と合わせ、橋梁の点検及び維持補修を進めていく必要がある。
② 鉄道立体化の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 踏切／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業等を実施することにより踏切をなくし、災害時における交通の円滑化や地域分断の防止を図る必要がある。
③ 道路の老朽化及び安全対策 (担当) 都市建設部 (視点) 道路全般／ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設が耐用年数を迎え、劣化や損傷による老朽化が進行していることから、防災安全対策として適切な改修及び改良等を進める必要がある。

【事前に備えるべき目標7】
制御不能な二次災害を発生させない

≪リスクシナリオ≫ 7-1 大規模延焼火災の発生	
①延焼遮断機能を有する都市計画道路等の整備 (担当) 都市建設部 (視点) 延焼防止／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な延焼火災を防ぐには、都市計画道路等の整備や、不燃化率を高める延焼遮断帯を整備する必要がある。
②密集地域での密集市街地整備事業の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 延焼防止／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 老朽家屋や狭あい道路が多い密集地域内においては、延焼火災を防ぎ、緊急車両等の通行や被災者の避難経路を確保するため、公園の整備や延焼防止機能を有する樹木・農地を保存するとともに、狭あい道路の拡幅整備を進める必要がある。
③消防水利の整備と消火用水の確保 (担当) 危機管理部 都市建設部 学校運営部 (視点) 円滑な消火活動／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 密集地域内での消防自動車の出入りが難しい場所においては、円滑な消防活動が行えるよう、防火水槽等の消防水利の整備が必要である。また、震災時に使用可能な消火栓や河川、プール等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。
④無電柱化の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 円滑な消火活動／ハード	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の電柱の倒壊による緊急輸送道路等の閉塞を防ぎ、都市防災機能の強化を進めるため、無電柱化整備を推進する必要がある。
⑤消防団の活動能力の向上 (担当) 危機管理部 (視点) 円滑な消火活動／ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 消防団による消火、救出・救助活動等が的確かつ迅速に行えるよう、人員の確保や装備・訓練の充実強化が必要である。

≪リスクシナリオ≫ 7-2 沿線・沿道の建物等の倒壊による交通麻痺	
①都市計画道路沿道建築物の耐震化の促進 (担当) 都市建設部 (視点) 沿道建築物/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路に指定されている都市計画道路は、発災時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
②無電柱化の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 沿道建築物/ハード	<ul style="list-style-type: none"> 電柱の倒壊による、緊急輸送道路や区の主要道路等の閉塞を防ぎ、都市防災機能の強化を進めるため、無電柱化整備を推進する必要がある。
③迅速な道路啓開に向けた関係機関との連携体制の構築 (担当) 都市建設部 (視点) 道路啓開/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路の道路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
④民間団体との連携強化 (担当) 危機管理部 都市建設部 (視点) 道路啓開/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時において足立区建設協力会と協定を締結し、道路の障害物除去等について協力を要請しているが、他の民間団体とも協定締結に向けた協議を進め、協力体制の拡充を進める必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 7-3 有害物質の大規模拡散・流出	
①毒物・劇物、化学物質等の拡散・流出の未然防止 (担当) 衛生部 環境部 (視点) 毒物・劇物/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 毒物・劇物、化学物質などの取り扱い事業者等は、発災時の流出を未然に防ぐため、平時から対策を講じておく必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 7-3 有害物質の大規模拡散・流出	
②アスベスト飛散リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 区は、区内建築物所有者によるアスベストの調査、除去等を促進し、発災時における飛散リスクを低減する必要がある。 地震等で倒壊などの被害を受けた建築物等の所有者、解体等工事の施工者がアスベストの飛散防止のため適切な措置が取れるよう、状況に応じて、措置の方法等の助言、指導を行う必要がある。
(担当) 環境部 都市建設部	
(視点) アスベスト/ソフト	

≪リスクシナリオ≫ 7-4 風評等による不安と混乱の拡大	
①正確かつタイムリーな情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は区民に不安や混乱が生じると予測されるため、ホームページ、A-メール、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージ、臨時災害用FM放送など、活用可能なあらゆる媒体を用いて、正確な情報をタイムリーに発信し、不安や混乱を解消する必要がある。 外国人にも配慮し、多言語や「やさしい日本語」での情報発信に努める必要がある。
(担当) 政策経営部	
(視点) 区民等への情報発信 /ハード・ソフト	

【事前に備えるべき目標8】

地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<<リスクシナリオ>> 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①災害廃棄物処理計画に基づいたマニュアルの整備と訓練の実施 (担当) 環境部 (視点) 体制整備/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 大量に発生するがれき、被災ごみ、避難所から排出される生活ごみの収集運搬について、災害廃棄物処理計画に基づいたマニュアルの整備や訓練を実施し、計画の実効性を担保する必要がある。
②広域的な災害廃棄物処理体制の整備 (担当) 環境部 (視点) 体制整備/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時は大量の災害廃棄物が発生すると予測されるため、東京二十三区清掃一部事務組合や都、特別区、応援協定を締結している自治体や民間団体等と連携した広域的処理体制を構築しているが、二次仮置き場候補地の選定など、実施体制をさらに整備する必要がある。

<<リスクシナリオ>> 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①ボランティアの受け入れと支援体制の整備 (担当) 総務部 危機管理部 (視点) ボランティア/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されているボランティアについて、円滑かつ効果的に活動が行えるよう受援計画を定め、支援体制を整備する必要がある。
②専門知識等を有する区民が活動するための体制整備 (担当) 危機管理部 (視点) 専門家/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の力を十分に引き出すために、活動の中核となり得る防災士等の専門的な知識・技能を有する区民が有効に活動できる体制の整備が必要である。

<<リスクシナリオ>> 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
③事業者、民間団体等との協定の拡充 (担当) 危機管理部 (視点) 民間・労働者/ソフト	・ 現在、様々な業種の事業者や民間団体等と、災害時の応援協定を締結しているが、一層の拡充を進める必要がある。

<<リスクシナリオ>> 8-3 住宅再建や道路再整備等の遅延により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①住宅再建に向けた早期対応 (担当) 都市建設部 (視点) 住宅/ソフト	・ 復旧・復興に向け、住宅再建が迅速かつ円滑に行えるよう、国及び都と連携して「被災住宅の応急修理」、「応急仮設住宅の供給」の体制を整備しておく必要がある。
②地籍調査の推進 (担当) 都市建設部 (視点) 住宅/ソフト	・ 災害発生後の住宅や道路等の復旧を早期に行うため、平時の地籍調査を推進し、土地の境界を明確にしておく必要がある。
③住家被害認定調査の早急な実施 (担当) 地域のちから推進部 (視点) り災証明/ソフト	・ 大規模災害においては、り災証明の発行対象となる家屋が膨大な数になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。
④り災証明の迅速な発行 (担当) 地域のちから推進部 (視点) り災証明/ソフト	・ 被災後の全ての生活再建支援手続きの基礎となる、り災証明を迅速に発行する必要がある。
⑤義援金等の迅速な配布 (担当) 地域のちから推進部 (視点) 義援金/ソフト	・ 被災者に対する義援金については、都が決定した配分割合に基づき、迅速に配布する必要がある。

≪リスクシナリオ≫ 8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
① 地域コミュニティ活性化の推進 (担当) 危機管理部 地域のちから推進部 (視点) 地域づくり/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 防災区民組織や地域の防災活動に区民の積極的な参画を促す等、平時から地域コミュニティの活性化対策を講じ、災害後の復旧・復興に向けて地域が協力して取組む体制を推進していく必要がある。
② 多様な存在を認め合い、支え合える地域づくりの推進 (担当) 各部 (視点) 人づくり・地域づくり/ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの配慮や適切な対応ができるよう、平時から多様な存在を認め合える、思いやりや寛容さのある地域づくりを進めていく必要がある。

第3章 強靱化に向けた取組み

1 強靱化の推進に向けた分野の設定

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取組むべき施策を検討しました。

取組むべき施策については、足立区基本計画の4つの視点に基づき、分野を設定します。

＜設定する分野＞

- 1 ひと
- 2 暮らし
- 3 まち
- 4 行財政

2 各分野の強靱化に向けた取組み

1で設定した各分野における施策と、24のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）との関係を次表のとおり整理しました。強靱化の推進に向けた取組みについては、各施策において実施していきます。

施策分野ごとの強靱化の取組み

事前に備えるべき目標		1				2					
		被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する									
リスクシナリオ		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6
視点：ひと		柱：自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人									
施策群：① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む											
①-1	児童・生徒の心身の健全な発達の支援										
①-4	安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	●	●								●
①-5	子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援										
施策群：② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える											
②-3	虐待の防止とひとり親家庭への支援										
視点：自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人		柱：自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人									
施策群：③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる											
③-1	文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援										
③-2	生涯学習活動の充実と地域における学びの循環										
③-3	生涯スポーツ活動の充実と地域還元										
施策群：④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する											
④-1	人権尊重意識の啓発										
④-2	男女共同参画社会の推進										
④-3	多文化共生社会の実現										
④-4	ユニバーサルデザインの推進										

3		4	5	6		7				8			
必要な行政機能を確保する		必要な情報機能を確保する	経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない	生活・経済活動に必要最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない				地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
3-1	3-2	4-1	5-1	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4
													●
	●					●							
													●
													●
													●
													●
													●
													●
													●
													●

施策分野ごとの強靱化の取組み

事前に備えるべき目標	1				2					
	被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる				救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
リスクシナリオ 区の施策	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6

視点：くらし

柱：地域とともに築く、安全なくらし

施策群：⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する

⑤-1	感染症対策の充実								●	●
⑤-2	食品等の安全確保と生活環境の維持・改善								●	
⑤-4	ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進									
⑤-5	反社会的団体等の排除									

施策群：⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する

⑥-1	地球温暖化対策の推進									
⑥-2	ごみの減量・資源化の推進									

柱：いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

施策群：⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する

⑦-1	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実				●				●	
⑦-2	障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実				●					
⑦-3	高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護									
⑦-5	民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実				●					

施策群：⑧ 健康寿命の延伸を実現する

⑧-1	住んでいると自ずと健康になれる仕組みの構築									●
⑧-2	地域における保健・医療体制の充実							●		●

3		4	5	6		7				8			
必要な行政機能を確保する		必要な情報機能を確保する	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	生活・経済活動に必要最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない				地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
3-1	3-2	4-1	5-1	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4
								●					
●													
●	●												
			●	●									
										●			
													●
													●
													●
										●			●

施策分野ごとの強靱化の取組み

事前に備えるべき目標	1				2					
	被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる				救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
リスクシナリオ 区の施策	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6

視点：まち

柱：地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

施策群：⑨ 災害に強いまちをつくる

⑨-1	震災や火災などに強いまちづくりの推進	●	●		●	●		●	●	●	●
⑨-2	震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化	●			●	●	●	●	●	●	●
⑨-3	水害の防止と水害に備えた区民意識の向上			●		●				●	●

施策群：⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる

⑩-1	スムーズに移動できる交通環境の整備	●				●			●		
⑩-2	安全に利用できる道路環境の整備			●		●					

施策群：⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

⑪-1	良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進	●									
⑪-2	エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開			●		●				●	●
⑪-3	安心して住み続けられる住宅環境の整備		●	●							
⑪-4	緑のある空間の創出や自然環境の保全	●		●							

柱：活力とにぎわいのあるまち

施策群：⑫ 地域経済の活性化を進める

⑫-1	デジタルシフトに挑み、区内産業の成長を支え、地域の活力を高める	●		●							
-----	---------------------------------	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

3		4	5	6		7				8			
必要な行政機能を確保する		必要な情報機能を確保する	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない				地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
3-1	3-2	4-1	5-1	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4
	●	●	●	●		●		●					
	●	●		●		●	●				●		●
		●	●	●			●						
			●			●	●						
		●	●	●	●	●	●					●	
												●	
					●								
												●	
						●							
					●			●					

施策分野ごとの強靱化の取組み

事前に備えるべき目標	1				2					
	被害の発生抑制により人命の保護が最大限図られる				救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
リスクシナリオ 区の施策	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6

視点：行財政

柱：区民の活躍とまちの活力を支える行財政

施策群：⑬ 多様な主体による協働・協創を進める

⑬-1	協創推進体制の構築	全てのリスクシナリオに関連								
⑬-2	地域活動の活性化	●							●	

施策群：⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う

⑭-1	効果的かつ効率的な区政運営の推進									
⑭-2	戦略的な人事管理・組織運営の推進									

施策群：⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる

⑮-2	効果的な情報発信と区政情報の透明化			●						
-----	-------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

施策群：⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

⑯-3	公有財産の活用と長寿命化の促進		●							
-----	-----------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--

3		4	5	6		7				8			
必要な行政機能を確保する		必要な情報機能を確保する	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワークを確保し、早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない				地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
3-1	3-2	4-1	5-1	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4
全てのリスクシナリオに関連													
●		●										●	●
												●	
											●		
			●						●				
	●												

3 取組みの重点化（優先順位づけ）

限られた資源と財源を効率的かつ効果的に活用して国土強靱化を推進するため、取組みの重点化を図ります。

重点化する取組みは、本区の特性を踏まえ、影響の大きさや緊急性、国の支援制度の有無など様々な角度から検討し、別に定めます。

4 計画の推進

国土強靱化は、区民、団体、企業、NPO、関係機関など、様々な主体との協働・協創により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら取り組んでいきます。

特に、重点化施策（事業）については、指標による進捗管理を通じて必要な事業の見直しを行うなど、効果的に推進していきます。

5 計画の見直し

本計画は、取組みの進捗状況や、国の基本計画、東京都の地域計画の見直し状況、社会経済情勢の変化などを考慮しつつ、必要に応じて見直しを行います。

